

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和國民法典

（2020年5月28日第13期全国人民代表大会第3回会議において採択）

目次

第1編 総則

第1章 基本規定

第2章 自然人

第1節 民事権利能力及び民事行為能力

第2節 後見

第3節 失踪宣告及び死亡宣告

第4節 個人工商世帯及び農村請負経営世帯

第3章 法人

第1節 一般規定

第2節 営利法人

第3節 非営利法人

第4節 特別法人

第4章 非法人組織

第5章 民事権利

第6章 民事法律行為

第1節 一般規定

第2節 意思表示

第3節 民事法律行為の効力

第4節 民事法律行為の条件付帯及び期限付帯

第7章 代理

第1節 一般規定

第2節 委託代理

第3節 代理終了

第8章 民事責任

第9章 訴訟時効

第10章 期間計算

第2編 物権

第1分編 通則

第1章 一般規定

第2章 物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第1節 不動産登記

第2節 動産の引渡し

- 第3節 その他の規定
- 第3章 物権の保護
- 第2分編 所有権
 - 第4章 一般規定
 - 第5章 国家所有権並びに集団所有権及び私人所有権
 - 第6章 オーナーの建物区分所有権
 - 第7章 相隣関係
 - 第8章 共有
 - 第9章 所有権取得の特別規定
- 第3分編 用益物権
 - 第10章 一般規定
 - 第11章 土地経営請負権
 - 第12章 建設用地使用权
 - 第13章 宅地使用権
 - 第14章 居住権
 - 第15章 地役権
- 第4分編 担保物権
 - 第16章 一般規定
 - 第17章 抵当権
 - 第1節 一般抵当権
 - 第2節 根抵当権
 - 第18章 質権
 - 第1節 動産質権
 - 第2節 権利質権
 - 第19章 留置権
- 第5分編 占有
 - 第20章 占有
- 第3編 契約
 - 第1分編 通則
 - 第1章 一般規定
 - 第2章 契約の締結
 - 第3章 契約の効力
 - 第4章 契約の履行
 - 第5章 契約の保全
 - 第6章 契約の変更及び譲渡
 - 第7章 契約上の権利義務の終了
 - 第8章 違約責任
 - 第2分編 典型契約
 - 第9章 売買契約
 - 第10章 電力、水、ガス及び熱力供給使用契約
 - 第11章 贈与契約

- 第12章 金銭消費貸借契約
- 第13章 保証契約
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 保証責任
- 第14章 賃貸借契約
- 第15章 ファイナンスリース契約
- 第16章 ファクタリング契約
- 第17章 請負契約
- 第18章 建設工事契約
- 第19章 運送契約
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 旅客運送契約
 - 第3節 貨物運送契約
 - 第4節 複合運送契約
- 第20章 技術契約
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 技術開発契約
 - 第3節 技術譲渡契約及び技術許諾契約
 - 第4節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約
- 第21章 寄託契約
- 第22章 倉庫保管契約
- 第23章 委託契約
- 第24章 不動産サービス契約
- 第25章 取次契約
- 第26章 仲立契約
- 第27章 パートナーシップ契約
- 第3分編 準契約
 - 第28章 事務管理
 - 第29章 不当利得
- 第4編 人格権
 - 第1章 一般規定
 - 第2章 生命権、身体権及び健康権
 - 第3章 氏名権及び名称権
 - 第4章 肖像権
 - 第5章 名誉権及び栄誉権
 - 第6章 プライバシー権及び個人情報保護
- 第5編 婚姻家庭（省略）
- 第6編 相続（省略）
- 第7編 権利侵害責任
 - 第1章 一般規定
 - 第2章 損害賠償

- 第3章 責任主体の特殊規定
- 第4章 製造物責任
- 第5章 自動車交通事故責任
- 第6章 医療損害責任
- 第7章 環境汚染及び生態破壊責任
- 第8章 高度危険責任
- 第9章 飼育動物損害責任
- 第10章 建築物及び工作物損害責任

附則

第1編 総則

第1章 基本規定

- 第1条 民事主体の適法な権益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を維持保護し、中国の特色ある社会主義の発展要求に応じ、社会主義核心的価値観を発揚させるため、憲法に基づき、本法を制定する。
- 第2条 民法は、平等な主体である自然人、法人及び非法人組織の間における身分関係及び財産関係を調整する。
- 第3条 民事主体の人身権、財産権及びその他の適法な権益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならない。
- 第4条 民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。
- 第5条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、自由意思の原則を遵守し、自己の意思に従って、民事法律関係を設定、変更及び終了しなければならない。
- 第6条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、公平の原則を遵守し、各当事者の権利及び義務を合理的に確定しなければならない。
- 第7条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、信義誠実の原則を遵守し、誠実さをもって、約束を厳守しなければならない。
- 第8条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、法律に違反してはならず、公序良俗に背いてはならない。
- 第9条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、資源の節約及び生態環境の保護に有利に働かなければならない。
- 第10条 民事紛争を処理する場合には、法律によらなければならない。法律に定めがない場合には、慣行を適用することができる。但し、公序良俗に背いてはならない。
- 第11条 民事関係について、その他の法律に特段の定めのある場合には、当該定めによる。
- 第12条 中華人民共和国領域内の民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第2章 自然人

第1節 民事権利能力及び民事行為能力

第13条 自然人は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法により民事権利を享有し、民事義務を負う。

第14条 自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第15条 自然人の出生日時及び死亡日時は、出生証明又は死亡証明に記載された日時を基準とする。出生証明又は死亡証明がない場合には、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された日時を基準とする。以上の記載日時を覆すに足るその他の証拠がある場合には、当該証拠にて証明される日時を基準とする。

第16条 遺産相続、受贈等、胎児の利益の保護に関係する場合には、胎児は、民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が娩出時に死児であった場合には、その民事権利能力は、始めから存在しない。

第17条 満18歳以上の自然人は、成年者とする。18歳未満の自然人は、未成年者とする。

第18条 成年者は、完全民事行為能力者とし、民事法律行為を独立して実施することができる。

満16歳以上の未成年者は、自己の労働収入を主要な生計手段としている場合には、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 満8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を実施する場合には、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。但し、利益を得るだけの民事法律行為又はその年齢及び知力に相応の民事法律行為は、独立して実施することができる。

第20条 8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理実施する。

第21条 自己の行為を弁識することができない成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理実施する。

満8歳以上の未成年者で、自己の行為を弁識することができない者には、前項の規定を適用する。

第22条 自己の行為を完全には弁識することができない成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を実施する場合には、その法定代理人が代理し、又はその法定代理人の同意若しくは追認を経る。但し、利益を得るだけの民事法律行為又はその知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為は、独立して実施することができる。

第23条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。

第24条 自己の行為を弁識することができない、又は完全には弁識することができない成年者について、その利害関係人又は関係組織は、当該成年者を民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認定するよう人民法院に申し立てることができる。

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と人民法院に認定された者について、本人、利害関係人又は関係組織の申立てを経た場合には、人民法院は、その知力及び精神的健康の回復の状態に基づき、当該成年者が制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者に回復した旨を認定することができる。

本条に定める関係組織には、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女联合会、身体障害者联合会、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。

第25条 自然人は、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された居所を住所とし、

常居所と住所とが一致しない場合には、常居所を住所とみなす。

第2節 後見

第26条 親は、未成年の子女に対して養育、教育及び保護の義務を負う。

成年の子女は、親に対して扶養、扶助及び保護の義務を負う。

第27条 親は、未成年の子女の後見人である。

未成年者の親が既に死亡し、又は後見能力を有しない場合には、次の各号に掲げる、後見能力を有する者が順に後見人を務める。

(一) 祖父母

(二) 兄又は姉

(三) その他後見人を務める意思を有する個人又は組織。但し、未成年者住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部门の同意を経なければならない。

第28条 民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者は、次の各号に掲げる、後見能力を有する者が順に後見人を務める。

(一) 配偶者

(二) 親又は子女

(三) その他の近親族

(四) その他後見人を務める意思を有する個人又は組織。但し、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部门の同意を経なければならない。

第29条 被後見人の親は、後見人を務めている場合には、遺言を通じて後見人を指定することができる。

第30条 後見資格を法により有する者の間において、合意により後見人を確定することができる。合意により後見人を確定する場合には、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第31条 後見人の確定について紛争がある場合には、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部门が後見人を指定する。関係当事者は、指定に対して不服がある場合には、人民法院に後見人の指定を申し立てることができ、関係当事者が直接人民法院に後見人の指定を申し立てることもできる。

住民委員会、村民委員会、民政部门又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人に最も有利であるという原則に従い、後見資格を法により有する者の中から後見人を指定しなければならない。

本条第1項の規定により後見人が指定される前に、被後見人の人身権、財産権及びその他の適法な権益が保護する者のいない状態に置かれる場合には、被後見人住所地の住民委員会、村民委員会、法律所定の関係組織又は民政部门が臨時後見人を務める。

後見人は、指定された後、みだりに変更してはならない。みだりに変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

第32条 後見資格を法により有する者がいない場合には、後見人は民政部门が務め、後見の職責の履行条件を具備した被後見人住所地の住民委員会又は村民委員会が務めることもできる。

第33条 完全民事行為能力を有する成年者は、その近親族及びその他後見人を務める意思

を有する個人又は組織と事前に協議して、自己の後見人を書面により確定することができ、自己が民事行為能力を喪失し、又は一部喪失した時に当該後見人に後見の職責を履行させることができる。

第34条 後見人の職責は、被後見人を代理して民事法律行為を実施し、被後見人の人身権、財産権及びその他の適法な権益を保護すること等である。

後見人が後見の職責を法により履行して生ずる権利は、法律による保護を受ける。

後見人は、後見の職責を履行せず、又は被後見人の適法な権益を侵害した場合には、法的責任を負わなければならない。

突発事件の発生等の緊急の状況により、後見人が一時的に後見の職責を履行することができず、被後見人の生活が援助者のいない状態に置かれた場合には、被後見人の住所地の住民委員会、村民委員会又は民政部门は、必要な臨時生活援助措置を被後見人のために手配しなければならない。

第35条 後見人は、被後見人に最も有利であるという原則に従って後見の職責を履行しなければならない。後見人は、被後見人の利益を守るためである場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

未成年者の後見人は、後見の職責を履行し、被後見人の利益と関係のある決定を下す場合には、被後見人の年齢及び知力の状態に基づき、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

成年者の後見人は、後見の職責を履行する場合には、被後見人の真実の意思を最大限に尊重し、被後見人がその知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為を実施することを保障し、かつ、これに協力しなければならない。被後見人が独立して処理する能力を有する事務について、後見人は、干渉してはならない。

第36条 後見人に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、人民法院は、関係する個人又は組織の申立てに基づき、その後見人資格を取り消し、必要な臨時後見措置を手配し、かつ、被後見人に最も有利であるという原則に従い、法により後見人を指定する。

(一) 被後見人の心身の健康を著しく損なう行為を実施したとき。

(二) 後見の職責の履行を怠り、又は後見の職責を履行することができず、かつ、後見の職責を一部又は全部他人に委託することを拒絶した結果、被後見人が困窮状態に置かれたとき。

(三) 被後見人の適法な権益を著しく侵害するその他の行為を実施したとき。

本条に定める関係する個人及び組織には、その他後見資格を法により有する者、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女联合会、身体障害者联合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部门等が含まれる。

前項に定める個人及び民政部门以外の組織が遅滞なく人民法院に後見人資格の取消しを申し立てない場合には、民政部门が人民法院に申立てをしなければならない。

第37条 法により被後見人の養育費又は扶養費を負担する親、子女、配偶者等は、人民法院によって後見人資格を取り消された後、引き続き負担の義務を履行しなければならない。

第38条 被後見人の親又は子女が人民法院に後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意犯罪を実施していた場合を除き、悔悛の情が確かにあるときは、その申立てを経て、人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重することを前提として、状況に応じ、その

後見人資格を回復させることができる。人民法院が指定した後見人と被後見人との後見関係は、同時に終了する。

第39条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、後見関係は、終了する。

- （一）被後見人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき。
- （二）後見人が後見能力を喪失したとき。
- （三）被後見人又は後見人が死亡したとき。
- （四）人民法院が後見関係の終了を認定するその他の事由

後見関係の終了後、被後見人がなお後見を必要とする場合には、法により後見人を別途確定しなければならない。

第3節 失踪宣告及び死亡宣告

第40条 自然人が行方不明となって2年が経過した場合には、利害関係人は、当該自然人を失踪者として宣告するよう人民法院に申し立てることができる。

第41条 自然人の行方不明の期間は、当該自然人が音信を絶った日から起算する。戦争中に行方不明となった場合には、行方不明の期間は、戦争終結の日又は関係機関が確定する行方不明となった日から起算する。

第42条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子女、親又はその他財産代理管理人を務める意思を有する者が代理管理する。

代理管理に紛争がある場合、前項に定める者がいない場合、又は前項に定める者に代理管理能力がない場合には、人民法院の指定者が代理管理する。

第43条 財産代理管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を守らなければならない。

失踪者が滞納していた税金、債務及び支払うべきその他の費用は、財産代理管理人が失踪者の財産の中から支払う。

財産代理管理人は、故意又は重大な過失により失踪者の財産の損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第44条 財産代理管理人が代理管理の職責を履行せず、失踪者の財産権益を侵害し、又は代理管理能力を喪失した場合には、失踪者の利害関係人は、財産代理管理人の変更を人民法院に申し立てることができる。

財産代理管理人は、正当な理由を有する場合には、財産代理管理人の変更を人民法院に申し立てることができる。

人民法院が財産代理管理人を変更した場合には、変更後の財産代理管理人は、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう元の財産代理管理人に請求する権利を有する。

第45条 失踪者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経て、人民法院は、失踪宣告を取り消さなければならない。

失踪者は、再び現れた場合には、遅滞なく関係財産を引き渡し、かつ、財産代理管理状況を報告するよう財産代理管理人に請求する権利を有する。

第46条 自然人に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、利害関係人は、当該自然人の死亡宣告を人民法院に申し立てることができる。

- （一）行方不明となって4年が経過したとき。
- （二）不慮の事件で行方不明となり2年が経過したとき。

不慮の事件で行方不明となり、当該自然人の生存の可能性はないと関係機関による証明を経た場合には、死亡宣告の申立てについて、2年という期間の制限は受けない。

第47条 同一の自然人に対し、死亡宣告を申し立てる利害関係人も、失踪宣告を申し立てる利害関係人もいる場合において、本法に定める死亡宣告の条件に適合するときは、人民法院は、死亡を宣告しなければならない。

第48条 死亡を宣告された者は、人民法院による死亡宣告の判決が下された日をその死亡日とみなす。不慮の事件で行方不明となり死亡が宣告された場合には、不慮の事件が発生した日をその死亡日とみなす。

第49条 自然人が死亡を宣告されたにもかかわらず死亡していなかった場合には、当該自然人が死亡を宣告されていた期間に実施した民事法律行為の効力に影響を及ぼさない。

第50条 死亡を宣告された者が再び現れた場合には、本人又は利害関係人の申立てを経て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

第51条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告が取り消された場合には、婚姻関係は、死亡宣告の取消日から自動的に回復する。但し、その配偶者が再婚している場合又は回復を望まない旨を婚姻登記機関に書面により表明する場合を除く。

第52条 死亡を宣告された者は、死亡を宣告されていた期間にその子女が他人によって法により養子縁組されていた場合には、死亡宣告が取り消された後、本人の同意を経ていることを理由に、養子縁組行為の無効を主張してはならない。

第53条 死亡宣告を取り消された者は、本法第6編によりその財産を取得した民事主体に対し、財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合には、適当な補償を与えなければならない。

利害関係人は、真実の状況を隠蔽し、他人が死亡宣告を受けるに至らしめてその財産を取得した場合には、財産を返還しなければならないほか、これによってもたらされた損失について賠償責任を負わなければならない。

第4節 個人工商世帯及び農村請負経営世帯

第54条 自然人で、工商業経営に従事し、法による登記を経た者は、個人工商世帯とする。個人工商世帯は、屋号を付けることができる。

第55条 農村集団経済組織の構成員で、農村土地請負経営権を法により取得し、家族請負経営に従事している者は、農村請負経営世帯とする。

第56条 個人工商世帯の債務は、個人経営の場合には個人の財産をもって負い、家族経営の場合には家族の財産をもって負う。区別することができない場合には、家族の財産をもって負う。

農村請負経営世帯の債務は、農村土地請負経営に従事する農業世帯の財産をもって負う。実際には農業世帯の一部の構成員が経営している場合には、当該一部の構成員の財産をもって負う。

第3章 法人

第1節 一般規定

第57条 法人は、民事権利能力及び民事行為能力を有し、法により独立して民事権利を享有し、及び民事義務を負う組織である。

第58条 法人は、法により成立しなければならない。

法人は、自己の名称、組織機構、住所、財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的な条件及び手続は、法律及び行政法規の定めによる。

法人の設立について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第59条 法人の民事権利能力及び民事行為能力は、法人成立時に発生し、法人終了時に消滅する。

第60条 法人は、その全財産をもって独立して民事責任を負う。

第61条 法律又は法人定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者とする。

法定代表者が法人の名義で従事する民事活動について、その法的結果は、法人が負う。

法定代表者の代表権に対する法人定款又は法人権力機構の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第62条 法定代表者が職務執行により他人に損害をもたらした場合には、法人が民事責任を負う。

法人は、民事責任を負担した後、法律又は法人定款の規定により、故意・過失のある法定代表者に対して償還請求することができる。

第63条 法人は、その主たる事務機構の所在地を住所とする。法により法人登記手続をする必要がある場合には、主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条 法人の存続期間において登記事項に変化が生じた場合には、法により登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第65条 法人の実際の状況が登記した事項と一致しない場合には、善意の相手方に対抗することができない。

第66条 登記機関は、法人登記の関係情報を法により遅滞なく公示しなければならない。

第67条 法人が合併した場合には、その権利及び義務は、合併後の法人が享有及び負担する。

法人が分割した場合には、その権利及び義務は、分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。但し、債権者及び債務者に別段の約定がある場合を除く。

第68条 次の各号に掲げる原因のいずれかがあり、かつ、法により清算を完了し、及び登記を抹消した場合に、法人は、終了する。

（一）法人が解散する。

（二）法人が破産を宣告される。

（三）法律所定のその他の原因

法人の終了について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第69条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、法人は、解散する。

- (一) 法人定款に定める存続期間が満了し、又は法人定款に定めるその他の解散事由が出現したとき。
- (二) 法人の権力機構が解散を決議したとき。
- (三) 法人の合併又は分割により解散する必要があるとき。
- (四) 法人が法により営業許可証若しくは登記証書を取り消され、閉鎖を命じられ、又は廃止とされたとき。
- (五) 法律所定のその他の事由

第70条 法人が解散する場合には、合併又は分割の事由がある場合を除き、清算義務者は、遅滞なく清算人会を組織して清算を行わなければならない。

法人の董事、理事等の執行機構又は意思決定機構の構成員は、清算義務者とする。法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

清算義務者は、清算義務を遅滞なく履行せず、損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、関係人員を指定して清算人会を構成し、清算を行わせるよう人民法院に申し立てることができる。

第71条 法人の清算手続及び清算人会の職権は、関係する法律の定めによる。定めがない場合には、会社法律の関係規定を準用する。

第72条 清算期間において、法人は、存続する。但し、清算と関係のない活動に従事してはならない。

法人清算後の残余財産は、法人定款の規定又は法人権力機構の決議に従って処理する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

清算が終了し、かつ、法人抹消登記を完了した際に、法人は、終了する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、清算終了時に、法人は、終了する。

第73条 法人が破産を宣告された場合には、法により破産清算を行い、かつ、法人抹消登記を完了した際に、法人は、終了する。

第74条 法人は、分支機構を法により設立することができる。分支機構を登記すべきことが法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

分支機構が自己の名義で民事活動に従事し生ずる民事責任は、法人が負う。まずは当該分支機構が管理する財産をもって負担し、負担に不足する場合に法人が負担することもできる。

第75条 設立者が法人を設立するために従事する民事活動について、その法的結果は、法人が負う。法人が未成立の場合は、その法的結果は設立者が負い、設立者が2人以上である場合には、連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。

設立者が法人を設立するため自己の名義で民事活動に従事し生ずる民事責任について、第三者は、法人又は設立者を選択して負担を請求する権利を有する。

第2節 営利法人

第76条 利益を取得し、かつ、株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。

営利法人には、有限責任会社、株式有限会社及びその他の企業法人等が含まれる。

第77条 営利法人は、法による登記を経て成立する。

第78条 法により設立された営利法人については、登記機関が営利法人営業許可証を交付する。営業許可証の発行日を営利法人の成立日とする。

第79条 営利法人を設立する場合には、法により法人定款を制定しなければならない。

第80条 営利法人は、権力機構を置かなければならない。

権力機構は、法人定款の変更、執行機構及び監督機構の構成員の選出又は交代、並びに法人定款に定めるその他の職権を行使する。

第81条 営利法人には、執行機構を置かなければならない。

執行機構は、権力機構の会議の招集、法人の経営計画及び投資案の決定、法人内部管理機構の設置の決定、並びに法人定款に定めるその他の職権を行使する。

執行機構を董事会又は執行董事とする場合には、董事長、執行董事又は経理は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。董事会又は執行董事を置かない場合には、法人定款に定める主要責任者をその執行機構及び法定代表者とする。

第82条 営利法人が監事会又は監事等の監督機構を置く場合には、監督機構は、法人財務の検査、執行機構構成員及び高級管理職による法人職務の執行行為に対する監督、並びに法人定款に定めるその他の職権を法により行使する。

第83条 営利法人の出資者は、出資者としての権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益を損なってはならない。出資者としての権利を濫用して法人又はその他の出資者に損失をもたらした場合には、法により民事責任を負わなければならない。

営利法人の出資者は、法人の独立地位及び出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を損なってはならない。法人の独立地位及び出資者の有限責任を濫用して債務を回避し、法人の債権者の利益を著しく損なった場合には、法人債務に対して連帯責任を負わなければならない。

第84条 営利法人の支配的出資者、実質的支配者、董事、監事及び高級管理職は、その関連関係を利用して法人の利益を損なってはならない。関連関係を利用して法人に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第85条 営利法人の権力機構及び執行機構が決議を行った会議の招集手続若しくは表決方式が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決議内容が法人定款に違反している場合には、営利法人の出資者は、人民法院に当該決議の取消しを請求することができる。但し、営利法人が当該決議により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第86条 営利法人は、経営活動に従事する場合には、商業道徳を遵守し、取引の安全を維持保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

第3節 非営利法人

第87条 公益目的又はその他の非営利目的のために成立し、取得した利益を出資者、設立者又は会員に分配しない法人は、非営利法人とする。

非営利法人には、事業組織、社会団体、基金会、社会サービス機構等が含まれる。

第88条 法人条件を具備し、経済及び社会の発展の要求に応じ公益サービスを提供するために設立された事業組織は、法による登記を経て成立し、事業組織法人資格を取得する。

法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から、事業組織法人資格を有する。

第 89 条 事業組織法人は、理事会を置く場合には、法律に別段の定めのある場合を除き、理事会をその意思決定機構とする。事業組織法人の法定代表者は、法律、行政法規又は法人定款の規定に従って選出される。

第 90 条 法人条件を具備し、会員の共通の意思に基づき、公益目的又は会員の共通の利益等の非営利目的のために設立された社会団体は、法による登記を経て成立し、社会団体法人資格を取得する。法により法人登記手続をする必要がない場合には、成立の日から、社会団体法人資格を有する。

第 91 条 社会団体法人を設立する場合には、法により法人定款を制定しなければならない。社会団体法人は、会員大会又は会員代表大会等の権力機構を置かなければならない。社会団体法人は、理事会等の執行機構を置かなければならない。理事長又は会長等の責任者は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。

第 92 条 法人条件を具備し、公益目的のため、寄付された財産にて設立された基金会、社会サービス機構等は、法による登記を経て成立し、寄付法人資格を取得する。

法により設立された宗教活動場所は、法人条件を具備している場合には、法人登記を申請し、寄付法人資格を取得することができる。宗教活動場所について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第 93 条 寄付法人を設立する場合には、法人定款を法により制定しなければならない。

寄付法人は、理事会、民主管理組織等の意思決定機構を置き、かつ、執行機構を置かなければならない。理事長等の責任者は、法人定款の規定に従い法定代表者を務める。

寄付法人は、監事会等の監督機構を置かなければならない。

第 94 条 寄付者は寄付法人に寄付財産の使用及び管理状況を照会し、かつ、意見及び提案を申し入れる権利を有し、寄付法人は遅滞なく、かつ、ありのままに回答しなければならない。

寄付法人の意思決定機構、執行機構又は法定代表者が決定を下す手続が法律、行政法規若しくは法人定款に違反し、又は決定内容が法人定款に違反している場合には、寄付者等の利害関係人又は主管機関は、人民法院に当該決定の取消しを請求することができる。但し、寄付法人が当該決定により、善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第 95 条 公益目的のために成立した非営利法人は、終了する際に、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は、法人定款の規定又は権力機構の決議に従って公益目的に用いなければならない。法人定款の規定又は権力機構の決議どおりに処理することができない場合には、主管機関の手配により、趣旨が同一又は類似の法人に引き継ぎ、かつ、社会に公告する。

第 4 節 特別法人

第 96 条 本節に定める機関法人、農村集団経済組織法人、都市・鎮・農村の合作経済組織法人及び基層大衆性自治組織法人は、特別法人とする。

第 97 条 独立した経費を有する機関及び行政職能を担う法定機構は、成立の日から機関法

人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

第98条 機関法人が取り消された場合には、法人は終了し、その民事権利及び義務は後継の機関法人が享有及び負担する。後継の機関法人がない場合には、取消決定を下した機関法人が享有及び負担する。

第99条 農村集団経済組織は、法により法人格を取得する。

農村集団経済組織について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第100条 都市・鎮・農村の合作経済組織は、法により法人格を取得する。

都市・鎮・農村の合作経済組織について法律又は行政法規に定めのある場合には、当該定めによる。

第101条 住民委員会及び村民委員会は、基層大衆性自治組織法人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。

村集団経済組織を設立していない場合には、村民委員会は、法により村集団経済組織の職能を代行することができる。

第4章 非法人組織

第102条 非法人組織は、法人格を有しないが、法により自己の名義にて民事活動に従事することができる組織である。

非法人組織には、個人独資企業、組合企業、法人格を有しない専門サービス機構等が含まれる。

第103条 非法人組織は、法律の規定により登記しなければならない。

非法人組織の設立について、関係機関の認可を経なければならない旨が法律又は行政法規に定められている場合には、当該定めによる。

第104条 非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合には、その出資者又は設立者が無限責任を負う。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第105条 非法人組織は、1人又は数人を定め、当該組織を代表して民事活動に従事させることができる。

第106条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、非法人組織は、解散する。

- (一) 定款に定める存続期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が出現したとき。
- (二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき。
- (三) 法律所定のその他の事由

第107条 非法人組織は、解散する場合には、法により清算を行わなければならない。

第108条 非法人組織には、本章の規定を適用するほか、本編第3章第1節の関係規定を準用する。

第5章 民事権利

第109条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律による保護を受ける。

第110条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

法人及び非法人組織は、名称権、名誉権及び栄誉権を享有する。

第 111 条 自然人の個人情報、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を入手する必要がある場合には、法により取得し、かつ、情報の安全を確保しなければならない。他人の個人情報を不法に収集、使用、加工又は伝送してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供又は公開してはならない。

第 112 条 婚姻、家族関係等により生ずる自然人の人身権は、法律による保護を受ける。

第 113 条 民事主体の財産権は、法律による平等な保護を受ける。

第 114 条 民事主体は、法により物権を享有する。

物権は、権利者が法により特定の物に対して享有する直接支配及び排他的権利であり、所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

第 115 条 物には、不動産及び動産が含まれる。法律により権利を物権の客体とする旨が定められている場合には、当該定めによる。

第 116 条 物権の種類及び内容は、法律によって定める。

第 117 条 公共の利益の必要のために、法律所定の権限及び手続により不動産又は動産を公用収用又は公用使用する場合には、公平かつ合理的な補償を与えなければならない。

第 118 条 民事主体は、法により債権を享有する。

債権は、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対し、一定の行為の実施又は不実施を請求する権利である。

第 119 条 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

第 120 条 民事権益が侵害を受けた場合には、被権利侵害者は、権利侵害責任の負担を権利侵害者に請求する権利を有する。

第 121 条 法定の又は約定の義務を有せずに、他人の利益が損失を受けるのを回避するために管理を行った者は、これにより支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する。

第 122 条 他人が法的根拠なく不当な利益を取得したことにより、損失を受けた者は、不当な利益の返還を請求する権利を有する。

第 123 条 民事主体は、法により知的財産権を享有する。

知的財産権は、権利者が法により次の各号に掲げる客体について享有する専有権である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 商業秘密
- (六) 集積回路の配置設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律所定のその他の客体

第 124 条 自然人は、法により相続権を享有する。

自然人の適法な私有財産は、法により相続することができる。

第 125 条 民事主体は、法により持分権及びその他の投資性権利を享有する。

第 126 条 民事主体は、法律所定のその他の民事権利及び利益を享有する。

第127条 データ及びネットワーク上の仮想財産の保護について法律に定めのある場合には、当該定めによる。

第128条 未成年者、高齢者、身体障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について法律に特段の定めがある場合には、当該定めによる。

第129条 民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律所定の事件又は法律所定のその他の方式により取得することができる。

第130条 民事主体は、自己の意思に従って法により民事権利を行使し、干渉を受けない。

第131条 民事主体は、権利を行使する際に、法律所定の、及び当事者が約定した義務を履行しなければならない。

第132条 民事主体は、民事権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の適法な権益を損なってはならない。

第6章 民事法律行為

第1節 一般規定

第133条 民事法律行為は、民事主体が意思表示を通じ、民事法律関係を設定、変更又は終了する行為である。

第134条 民事法律行為は、当事者の双方又は三者以上の意思表示の合致により成立しうる。また、当事者の一方の意思表示によっても成立しうる。

法人及び非法人組織が法律又は定款に定める議事方式及び表決手続により決議を行った場合には、当該決議行為は、成立する。

第135条 民事法律行為には、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。特定の形式を採用する旨が法律若しくは行政法規に定められ、又は当事者が約定している場合には、特定の形式を採用しなければならない。

第136条 民事法律行為は、成立の時から効力を生ずる。但し、法律に別段の定め又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

行為者は、法律の規定によらず、又は相手方の同意を経ずに、民事法律行為をみだりに変更又は解除してはならない。

第2節 意思表示

第137条 対話方式にて行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生ずる。

非対話方式にて行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式にて行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方がデータ電文の受信について特定のシステムを指定した場合には当該データ電文が当該特定のシステムに入った時に効力を生じ、特定のシステムを指定していない場合には当該データ電文が自身のシステムに入ったことを相手方が知り、又は知るべきであった時に効力を生ずる。データ電文形式を採用した意思表示の発効時期について当事者に別段の約定がある場合には、当該約定による。

第138条 相手方のない意思表示は、表示が完了した時に効力を生ずる。法律に別段の定

めのある場合には、当該定めによる。

第139条 公告の方式にて行った意思表示は、公告が発布された時に効力を生ずる。

第140条 行為者は、明示又は黙示により意思表示をすることができる。

沈黙は、法律の規定若しくは当事者の約定があり、又は当事者間の取引慣行に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる。

第141条 行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前に、又は意思表示と同時に、相手方に到達しなければならない。

第142条 相手方のある意思表示の解釈については、使用された語句に従い、関連条項、行為の性質及び目的、慣行並びに信義誠実の原則を踏まえて、意思表示の意味を確定しなければならない。

相手方のない意思表示の解釈については、使用された語句に完全にこだわることはできず、関連条項、行為の性質及び目的、慣行並びに信義誠実の原則を踏まえて、行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第3節 民事法律行為の効力

第143条 次の各号に掲げる条件を具備する民事法律行為は、有効とする。

- (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している。
- (二) 意思表示が真実である。
- (三) 法律及び行政法規の強制的規定に違反しておらず、公序良俗に背いていない。

第144条 民事行為無能力者が実施した民事法律行為は、無効とする。

第145条 制限民事行為能力者が実施した利益を得るだけの民事法律行為又はその年齢、知力及び精神的健康状態に相応の民事法律行為は、有効とする。実施されたその他の民事法律行為は、法定代理人の同意又は追認を経た後に効力を有する。

相手方は、通知を受領した日から30日以内に追認をするよう法定代理人に催告することができる。法定代理人が表示をしない場合には、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前において、善意の相手方は、取消しの権利を有する。取消しは、通知の方式にて行わなければならない。

第146条 行為者と相手方とが虚偽の意思表示にて実施した民事法律行為は、無効とする。

虚偽の意思表示にて隠匿した民事法律行為の効力は、関係法律の規定により処理する。

第147条 重大な誤解に基づいて実施された民事法律行為について、行為者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第148条 当事者の一方が欺罔的手段を用い、相手方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、被欺罔者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第149条 第三者が欺罔行為を実施し、当事者の一方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、相手方が当該欺罔行為を知り、又は知るべきであった場合には、被欺罔者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第150条 当事者の一方又は第三者が強迫的手段を用い、相手方をして真実の意思に背いた状況下で実施させた民事法律行為について、被強迫者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第 151 条 相手方が困窮状態にあり、判断能力を欠く等の状況を当事者の一方が利用したために、民事法律行為が成立時において明らかに公平を欠くこととなった場合には、損害を受けた一方の当事者は、人民法院又は仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。

第 152 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、取消権は、消滅する。

- (一) 当事者が取消事由を知り、又は知るべきであった日から 1 年以内に、及び重大な誤解をしていた当事者が取消事由を知り、又は知るべきであった日から 90 日以内に、取消権を行使しなかったとき。
- (二) 当事者が強迫を受け、強迫行為が終了した日から 1 年以内に取消権を行使しなかったとき。
- (三) 当事者が取消事由を知った後に、取消権を放棄する旨を明確に表示し、又は自己の行為をもって表明したとき。

当事者が民事法律行為発生の日から 5 年以内に、取消権を行使しなかった場合には、取消権は、消滅する。

第 153 条 法律又は行政法規の強制的規定に違反する民事法律行為は、無効とする。但し、当該強制的規定によって当該民事法律行為が無効とならない場合を除く。

公序良俗に背く民事法律行為は、無効とする。

第 154 条 行為者と相手方とが悪意をもって通謀し、他人の適法な権益を損なう民事法律行為は、無効とする。

第 155 条 無効となり、又は取り消された民事法律行為は、始めから法的拘束力を有しない。

第 156 条 民事法律行為の一部が無効が、その他の部分の効力に影響を及ぼさない場合には、その他の部分はなお効力を有する。

第 157 条 民事法律行為が無効となり、取り消され、又は効力を生じないことが確定した後、行為者が当該行為により取得した財産は、返還されなければならない。返還することができず、又は返還する必要がない場合には、換価して補償しなければならない。故意・過失のある一方の当事者は、相手方がこれにより受けた損失を賠償しなければならない。各当事者のいずれにも故意・過失がある場合には、相応の責任をそれぞれ負わなければならない。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 4 節 民事法律行為の条件付帯及び期限付帯

第 158 条 民事法律行為は、条件を付することができる。但し、その性質により、条件を付してはならない場合を除く。発効条件付民事法律行為は、条件が成就した時から効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時から効力を失う。

第 159 条 条件付民事法律行為について、当事者が自己の利益のために条件の成就を不正に阻止した場合には、条件が既に成就したものとみなし、条件の成就を不正に促進した場合には、条件が成就していないものとみなす。

第 160 条 民事法律行為は、期限を付することができる。但し、その性質に基づき期限を付することができない場合を除く。発効期限付民事法律行為は、期限が満了した時から効力を生ずる。終了期限付民事法律行為は、期限が満了した時から効力を失う。

第7章 代理

第1節 一般規定

第161条 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を実施することができる。

法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら実施すべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条 代理人が代理権限内で本人の名義にて実施した民事法律行為は、本人に対して効力を生ずる。

第163条 代理には、委託代理及び法定代理が含まれる。

委託代理人は、本人の委託に従って代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定により代理権を行使する。

第164条 代理人は、職責を履行せず、又は完全には履行せずに、本人に損害をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。

代理人及び相手方が悪意をもって通謀し、本人の適法な權益を損なった場合には、代理人及び相手方は、連帯責任を負わなければならない。

第2節 委託代理

第165条 委託代理の授権に書面形式を採用する場合には、授権委託書に、代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期間を記載し、かつ、本人が署名又は捺印しなければならない。

第166条 数人が同一の代理事項の代理人となる場合には、代理権を共同行使しなければならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第167条 代理事項が違法であると知り、若しくは知るべきでありながら代理人がなお代理行為を実施した場合、又は代理人の代理行為が違法であると知り、若しくは知るべきでありながら本人が反対の表明をしなかった場合には、本人及び代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第168条 代理人は、本人の名義をもって、自己と民事法律行為を実施してはならない。但し、本人が同意又は追認した場合を除く。

代理人は、本人の名義をもって、自己が同時に代理するその他の者と民事法律行為を実施してはならない。但し、代理される両者が同意又は追認した場合を除く。

第169条 代理人は、第三者に代理を再委託する必要がある場合には、本人の同意又は追認を取得しなければならない。

代理の再委託が本人の同意又は追認を経た場合には、本人は代理事務について再委託先の第三者に直接指示ことができ、代理人は第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

代理の再委託が本人の同意又は追認を経していない場合には、代理人は、再委託先の第三者の行為について責任を負わなければならない。但し、緊急の場合において、代理人が本人の利益を守るため、第三者に代理を再委託する必要がある場合を除く。

第170条 法人又は非法人組織の作業任務を執行する人員が、その職権範囲内の事項につ

いて、法人又は非法人組織の名義にて民事法律行為を実施した場合には、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

その作業任務を執行する人員の職権範囲に対する法人又は非法人組織の制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第 171 条 行為者が代理権を有さず、代理権を越えて、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施し、本人の追認を経ていない場合には、本人に対して効力を生じない。

相手方は、通知を受領した日から 30 日以内に追認をするよう本人に催告することができる。本人が表示をしない場合には、追認を拒絶したものとみなす。行為者が実施した行為が追認される前において、善意の相手方は、取消しの権利を有する。取消しは、通知の方式にて行わなければならない。

行為者が実施した行為が追認されていない場合には、善意の相手方は、債務の履行を行為者に請求する権利、又は自身が受けた損害について行為者に賠償請求する権利を有する。但し、賠償の範囲は、本人が追認した場合に相手方が獲得することのできる利益を超えてはならない。

行為者に代理権限がないことを相手方が知り、又は知るべきであった場合には、相手方及び行為者は、それぞれの故意・過失に従って責任を負う。

第 172 条 行為者が代理権を有さず、代理権を越えて、又は代理権が終了した後に、なお代理行為を実施した場合において、行為者が代理権を有していると信ずる理由を相手方が有しているときは、代理行為は、有効とする。

第 3 節 代理終了

第 173 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、委託代理は、終了する。

- (一) 代理期間が満了し、又は代理事務が完了したとき。
- (二) 本人が委託を取り消し、又は代理人が委託を辞退したとき。
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- (四) 代理人又は本人が死亡したとき。
- (五) 代理人又は本人たる法人又は非法人組織が終了したとき。

第 174 条 本人が死亡した後、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、委託代理人が実施した代理行為は、有効とする。

- (一) 代理人が本人の死亡を知らず、かつ、知り得ないとき。
- (二) 本人の相続人が承諾したとき。
- (三) 代理権は代理事務の完了時に終了すると授權にあたって明確にされているとき。
- (四) 本人の死亡前に既に実施しており、本人の相続人の利益のために引き続き代理するとき。

本人たる法人又は非法人組織が終了する場合には、前項の規定を準用する。

第 175 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、法定代理は、終了する。

- (一) 本人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき。
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- (三) 代理人又は本人が死亡したとき。
- (四) 法律所定のその他の事由

第8章 民事責任

第176条 民事主体は、法律の規定に従い、又は当事者の約定により、民事義務を履行し、民事責任を負う。

第177条 2人以上が法により分割責任を負う場合には、責任の大小を確定することができるときは相応の責任をそれぞれ負い、責任の大小の確定が困難であるときは均等に責任を負う。

第178条 2人以上が法により連帯責任を負う場合には、権利者は、一部又は全部の連帯責任者に責任の負担を請求する権利を有する。

連帯責任者の責任割合は、それぞれの責任の大小に基づいて確定する。責任の大小の確定が困難である場合には、均等に責任を負う。実際に負担した責任が自己の責任の割合を超えた連帯責任者は、その他の連帯責任者に償還請求する権利を有する。

連帯責任は、法律によって定め、又は当事者が約定する。

第179条 民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
- (二) 妨害の排除
- (三) 危険の除去
- (四) 財産の返還
- (五) 原状の回復
- (六) 修理、再製作及び交換
- (七) 履行の継続
- (八) 損失の賠償
- (九) 違約金の支払い
- (十) 影響の除去及び名誉の回復
- (十一) 謝罪

法律に懲罰的賠償が定められている場合には、当該定めによる。

本条に定める民事責任の負担方式は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。

第180条 不可抗力により民事義務を履行することができない場合には、民事責任を負わない。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

不可抗力とは、予見することができず、回避することができず、かつ、克服することができない客観的な状況をいう。

第181条 正当防衛により損害をもたらした場合には、民事責任を負わない。

正当防衛が必要な限度を超え、あるべきでない損害をもたらした場合には、正当防衛者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第182条 緊急避難により損害をもたらした場合には、危険な状態の発生を招いた者が民事責任を負う。

危険が自然原因により引き起こされた場合には、緊急避難者については、民事責任を負わず、適当な補償を与えることができる。

緊急避難で講じた措置が不適切であり、又は必要な限度を超えており、あるべきでない

- 損害をもたらした場合には、緊急避難者は、適当な民事責任を負わなければならない。
- 第 183 条 他人の民事権益を保護するために自己が損害を負った場合には、権利侵害者が民事責任を負い、受益者は、適当な補償を与えることができる。権利侵害者がおらず、又は権利侵害者が逃亡し、若しくは民事責任を負う能力がない場合において、損害を受けた者が補償を請求したときは、受益者は、適当な補償を与えなければならない。
- 第 184 条 緊急救助行為を任意で実施したことにより被救助者に損害をもたらした場合には、救助者は、民事責任を負わない。
- 第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉又は榮譽を侵害し、社会公共の利益を損なった場合には、民事責任を負わなければならない。
- 第 186 条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人身の権益又は財産の権益が損なわれた場合には、損害を受けた一方の当事者は、違約責任又は権利侵害責任を選択して負担を請求する権利を有する。
- 第 187 条 民事主体が同一の行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負担しなければならない場合において、行政責任又は刑事責任を負担したことは、民事責任の負担に影響を及ぼさない。民事主体の財産が支払いに不足する場合には、民事責任の負担に優先的に用いる。

第 9 章 訴訟時効

- 第 188 条 民事権利の保護を人民法院に請求する訴訟時効期間は、3 年とする。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。
- 訴訟時効期間は、権利が損害を受けていること及び義務者を権利者が知り、又は知るべきであった日から起算する。法律に別段の定めのある場合には、当該定めによる。但し、権利が損害を受けた日から 20 年を超えている場合には、人民法院は、これを保護しない。特段の事由がある場合には、人民法院は、権利者の申立てに基づき延長を決定することができる。
- 第 189 条 当事者が同一の債務について分割履行を約定している場合には、訴訟時効期間は、最後の履行期限が満了した日から起算する。
- 第 190 条 自身の法定代理人に対する民事行為無能力者又は制限民事行為能力者の請求権に係る訴訟時効期間は、当該法定代理が終了した日から起算する。
- 第 191 条 未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権の訴訟時効期間は、侵害を受けた者が満 18 歳となった日から起算する。
- 第 192 条 訴訟時効期間が満了した場合には、義務者は、義務不履行の抗弁を提出することができる。
- 訴訟時効期間が満了した後、義務者は、履行に同意する場合には、訴訟時効期間の満了を理由に抗弁してはならない。義務者は、既に任意で履行している場合には、返還請求してはならない。
- 第 193 条 人民法院は、訴訟時効の規定を自ら進んで適用してはならない。
- 第 194 条 訴訟時効期間の最後の 6 か月内において、次の各号に掲げる障害により、請求権を行使することができない場合には、訴訟時効は、停止する。

（一）不可抗力

- (二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がないとき、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、若しくは代理権を喪失したとき。
- (三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないとき。
- (四) 権利者が義務者又はその他の者によって支配されているとき。
- (五) その他権利者をして請求権行使を不能とする障害

時効停止の事由が除去された日から6か月が経過した場合に、訴訟時効期間は、満了する。

第195条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、訴訟時効は、中断する。中断又は関係手続が終結した時から、訴訟時効期間は改めて計算する。

- (一) 権利者が義務者に履行請求を提出したとき。
- (二) 義務者が義務の履行に同意したとき。
- (三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき。
- (四) 訴訟の提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事由

第196条 次の各号に掲げる請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

- (一) 侵害停止、妨害排除及び危険除去の請求
- (二) 不動産物権及び登記された動産物権の権利者による財産の返還請求
- (三) 養育費又は扶養費の支払請求
- (四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権

第197条 訴訟時効の期間、計算方法及び停止・中断の事由は法律によって定め、当事者の約定は無効とする。

訴訟時効の利益についての当事者の事前放棄は、無効とする。

第198条 仲裁時効について法律に定めのある場合には、当該定めによる。定めがない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第199条 法律所定の、又は当事者が約定した取消権、解除権等の権利の存続期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、権利の発生を権利者が知り、又は知るべきであった日から起算し、訴訟時効の停止、中断及び延長に関する規定は適用しない。存続期間が満了した場合には、取消権、解除権等の権利は、消滅する。

第10章 期間計算

第200条 民法にいう期間は、西暦の年、月、日及び時間により計算する。

第201条 年、月及び日により期間を計算する場合には、開始当日は算入せず、翌日から計算を開始する。

時間により期間を計算する場合には、法律所定の、又は当事者が約定した時から計算を開始する。

第202条 年及び月により期間を計算する場合には、期限到来月の応当日を期間の最終日とし、応当日がない場合には、月末日を期間の最終日とする。

第203条 期間の最終日が法定休日である場合には、法定休日が終了した次の日を期間の最終日とする。

期間の最終日の締め時間は、24時とする。業務時間がある場合には、業務活動の停止時間を締め時間とする。

第204条 期間の計算方法は、本法の規定による。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第2編 物権

第1分編 通則

第1章 一般規定

第205条 本編は、物の帰属及び利用によって生じる民事関係を調整する。

第206条 国は、公有制を主体として多種の所有制経済を共同发展させ、労働による分配を主体として多種の分配方式を共存させる、社会主義市場経済体制等の社会主義基本経済制度を堅持し、及び整備する。

国は、公有制経済を打ち固め、及び発展させ、非公有制経済の発展を奨励し、支持し、及び誘導する。

国は、社会主義市場経済を実行し、一切の市場主体の平等な法的地位及び権利の発展を保障する。

第207条 国、集団及び私人の物権並びにその他の権利者の物権は、法律による保護を受ける。いかなる組織及び個人も、これを侵害してはならない。

第208条 不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅については、法律の規定により登記しなければならない。動産物権の設定及び譲渡については、法律の規定により引き渡さなければならない。

第2章 物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第1節 不動産登記

第209条 不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法による登記を経れば効力を生じ、登記を経なければ効力を生じない。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

法により国の所有に属する自然資源の所有権は、登記しないことができる。

第210条 不動産登記は、不動産所在地の登記機関が取り扱う。

国は、不動産について統一登記制度を実行する。統一登記の範囲、登記機構及び登記弁法は、法律及び行政法規により定める。

第211条 当事者は、登記を申請する場合には、それぞれの登記事項に基づき、権利帰属証明並びに不動産の境界及び面積等の必要な資料を提供しなければならない。

第212条 登記機構は、次に掲げる職責を履行しなければならない。

- (一) 申請人の提供に係る権利帰属証明その他の必要資料を検査すること。
- (二) 関係する登記事項について申請人に質問すること。
- (三) ありのままに、かつ、遅滞なく関係事項を登記すること。
- (四) 法律及び行政法規所定のその他の職責

登記を申請する不動産の関係状況につきより一層の証明を要する場合には、登記機構

は、申請人に対し資料を補充するよう要求することができる。必要がある場合には、実地に調査することができる。

第 213 条 登記機構は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （一） 不動産について評価をするよう要求する行為
- （二） 年度検査等の名目で重複登記をする行為
- （三） 登記職責範囲を超えるその他の行為

第 214 条 不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅であって、法律の規定により登記すべきものは、不動産登記簿に記載された時に効力を生ずる。

第 215 条 当事者間において不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅に関する契約を締結する場合には、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定があるときを除き、契約が成立した時に効力を生ずる。物権登記手続をしていない場合にも、契約の効力に影響を及ぼさない。

第 216 条 不動産登記簿は、物権の帰属及び内容の根拠である。

不動産登記簿は、登記機関が管理する。

第 217 条 不動産権利帰属証書は、権利者が当該不動産の物権を享有する証明である。不動産権利帰属証書に記載される事項は、不動産登記簿と一致しなければならない。記載が一致しない場合には、不動産登記簿に誤りが確実にある旨を証明する証拠があるときを除き、不動産登記簿を基準とする。

第 218 条 権利者及び利害関係人は、不動産登記資料につき照会し、又は複製する旨を申請することができる。登記機構は、これを提供しなければならない。

第 219 条 利害関係者は、権利者の不動産登記資料を公開し、又は違法に使用してはならない。

第 220 条 権利者又は利害関係人は、不動産登記簿に記載された事項が誤っていると認める場合には、更正登記を申請することができる。不動産登記簿に記載された権利者が書面により更正に同意し、又は登記に誤りが確実にある旨を証明する証拠を有する場合には、登記機構は、更正をしなければならない。

不動産登記簿に記載された権利者が更正に同意しない場合には、利害関係人は、異議登記を申請することができる。登記機構が異議登記をした場合において、申請人が異議登記の日から 15 日以内に訴えを提起しないときは、異議登記は、効力を失う。異議登記が不当であり、権利者に損害をもたらした場合には、権利者は、申請人に対し損害賠償を請求することができる。

第 221 条 当事者は、家屋の売買の合意を締結し、又はその他の不動産物権に係る合意を締結する場合には、将来において物権を実現することを保障するため、約定に従い登記機構に対し予告登記を申請することができる。予告登記した後において、予告登記した権利者の同意を経ないで当該不動産を処分したときは、物権的効力は、生じない。

予告登記した後において、債権が消滅し、又は不動産登記をすることができる日から 90 日以内に登記を申請しなかったときは、予告登記は、効力を失う。

第 222 条 当事者は、虚偽の資料を提供して登記を申請して他人に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

登記の誤りにより他人に損害をもたらした場合には、登記機構は、賠償責任を負わなければならない。登記機構は、賠償した後、登記の誤りをもたらした者に対し求償するこ

とができる。

第 223 条 不動産登記料については、案件ごとに収受するものとし、不動産の面積、体積又は代金の比率に従い収受してはならない。

第 2 節 動産の引渡し

第 224 条 動産物権の設定及び譲渡は、引き渡した時に効力を生ずる。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 225 条 船舶、航空機及び機動車等の物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第 226 条 動産物権の設定及び譲渡の前において、権利者が既に当該動産を占有しているときは、物権は、民事法律行為が効力を生じた時に効力を生ずる。

第 227 条 動産物権の設定及び譲渡の前において、第三者が当該動産を占有したときは、引渡義務を負う者は、第三者に対し原物の返還を請求する権利の譲渡を通じて引渡しに代えることができる。

第 228 条 動産物権が譲渡される場合において、当事者が譲渡人が当該動産の占有を継続する旨を約定するときは、物権は、当該約定が効力を生じた時に効力を生ずる。

第 3 節 その他の規定

第 229 条 人民法院若しくは仲裁機関の法律文書又は人民政府の収用決定等により物権の設定、変更、譲渡又は消滅がもたらされる場合には、法律文書又は収用決定等が効力を生じた時に効力を生ずる。

第 230 条 相続により物権を取得する場合には、相続が開始した時に効力を生ずる。

第 231 条 家屋の適法な建造又は取去等の事実行為により物権を設定し、又は消滅させる場合には、事実行為が成就した時に効力を生ずる。

第 232 条 本節の規定により享有する不動産物権を処分する際に法律の規定により登記手続をする必要があるときは、登記を経なければ、物権的効力は、生じない。

第 3 章 物権の保護

第 233 条 物権が侵害を受けた場合には、権利者は、和解、調停、仲裁及び訴訟等のルートを通じて解決することができる。

第 234 条 物権の帰属又は内容により紛争が生じた場合には、利害関係人は、権利の確認を請求することができる。

第 235 条 不動産又は動産を占有する権利がない場合には、権利者は、原物を返還するよう請求することができる。

第 236 条 物権を妨害し、又は妨害するおそれがある場合には、権利者は、妨害を排除し、又は危険を除去するよう請求することができる。

第 237 条 不動産又は動産の毀損をもたらした場合には、権利者は、修理し、再製作し、若しくは交換し、又は原状を回復するよう法により請求することができる。

第 238 条 物権を侵害して権利者に損害をもたらした場合には、権利者は、損害の賠償を法により請求することができ、またその他の民事責任を負うよう法により請求することもできる。

第 239 条 この章所定の物権保護の方式は、単独で適用することができ、また権利が侵害された状況に応じ、併合して適用することもできる。

第 2 分編 所有権

第 4 章 一般規定

第 240 条 所有権者は、自己の不動産又は動産について、法により占有し、使用し、収益し、及び処分する権利を享有する。

第 241 条 所有権者は、自己の不動産又は動産上に用益物権及び担保物権を設定する権利を有する。用益物権者及び担保物権者は、権利を行使する場合には、所有権者の権益を損なってはならない。

第 242 条 法律の規定により国の所有に専属する不動産及び動産については、いかなる組織又は個人も、所有権を取得することができない。

第 243 条 公共の利益の必要のため、法律所定の権限及び手続により集団が所有する土地及び組織又は個人の家屋その他の不動産を収用することができる。

集団が所有する土地を収用する場合には、法により土地補償料、安定配置補助料、農村村民住宅、その他の地上の附着物及び幼苗等の補償料の全額を支払い、土地を収用される農民の社会保障料を手配し、土地を収用される農民の生活を保障し、土地を収用される農民の適法な権益を維持・保護しなければならない。

組織又は個人の家屋その他の不動産を収用する場合には、法により収用補償を与え、被収用者の適法な権益を維持・保護しなければならない。個人の住宅を収用する場合には、更に被収用者の居住条件を保障しなければならない。

いかなる組織又は個人も、収用補償料等の費用を横領し、流用し、ひそかに分配し、若しくは滞留させ、又はその支払いを遅延してはならない。

第 244 条 国は、耕地について特殊な保護を実行し、農業用地の建設用地への転換を厳格に制限し、建設用地の総量を統制する。法律所定の権限及び手続に違反し、集団が所有する土地を収用してはならない。

第 245 条 応急修理、災害救助、疫病防止等の緊急な必要による場合には、法律所定の権限及び手続により組織又は個人の不動産又は動産を収用することができる。収用される不動産又は動産を使用した後には、被収用者に返還しなければならない。組織又は個人の不動産又は動産が収用され、又は収用後に毀損し、若しくは滅失した場合には、補償を与えなければならない。

第 5 章 国家所有権並びに集団所有権及び私人所有権

第 246 条 法律の規定により国の所有に属する財産は、国家所有即ち全人民所有に属する。

国有財産については、国務院が国を代表して所有権を行使する。法律に別段の定めがあ

る場合には、当該定めによる。

第 247 条 鉱物、水流及び海域は、国家所有に属する。

第 248 条 居住者のいない島嶼は、国家所有に属し、国務院が国家を代表して居住者のいない島嶼の所有権を行使する。

第 249 条 都市の土地は、国家所有に属する。法律の規定により国家所有に属する農村及び都市郊外区の土地は、国家所有に属する。

第 250 条 森林、山地、草原、荒地及び砂州等の自然資源は、国家所有に属する。但し、法律の規定により集団所有に属するものを除く。

第 251 条 法律の規定により国家所有に属する野性動植物資源は、国家所有に属する。

第 252 条 無線電信周波数スペクトル資源は、国家所有に属する。

第 253 条 法律の規定により国家所有に属する文物は、国家所有に属する。

第 254 条 国防資産は、国家所有に属する。

鉄道、公共道路、電力施設、電信施設及び石油・ガスパイプライン等の基礎施設であつて、法律の規定により国家所有とするものは、国家所有に属する。

第 255 条 国家機関は、自己が直接に支配する不動産及び動産について、占有し、使用し、並びに法律及び国務院の関係規定により処分する権利を享有する。

第 256 条 国が設立・運営する事業単位は、自己が直接に支配する不動産及び動産について占有し、使用し、並びに法律及び国務院の関係規定により収益し、及び処分する権利を享有する。

第 257 条 国が出資する企業については、国務院及び地方人民政府が法律及び行政法規の規定によりそれぞれ国を代表して出資者としての職責を履行し、出資者としての権益を享有する。

第 258 条 国が所有する財産は、法律による保護を受ける。組織又は個人の別を問わず、これを侵奪し、略奪し、ひそかに分配し、滞留させ、又は破壊することを禁止する。

第 259 条 国有財産の管理・監督の職責を履行する機構及びその業務人員は、法により国有財産に対する管理・監督を強化し、国有財産の価値の保持・増加を促進し、国有財産の損害を防止しなければならない。職権を濫用し、職務を懈怠して国有財産の損害をもたらした場合には、法により法律責任を負わなければならない。

国有財産の管理規定に違反し、企業の制度改革、合併・分割及び関連取引等の過程において、価額を引き下げて譲渡し、通謀してひそかに分配し、無断で担保とし、又はその他の方式で国有財産の損害をもたらした場合には、法により法律責任を負わなければならない。

第 260 条 集団が所有する不動産及び動産には、次に掲げるものが含まれる。

- (一) 法律の規定により集団所有に属する土地並びに森林、山地、草原、荒地及び砂州
- (二) 集団が所有する建物、生産施設及び耕地水利施設
- (三) 集団が所有する教育、科学、文化、衛生及び体育等の施設
- (四) 集団が所有するその他の不動産及び動産

第 261 条 農民集団が所有する不動産及び動産は、当該集団成員の集団所有に属する。

次に掲げる事項については、法定の手続により当該集団の成員による決定を経なければならない。

- (一) 土地請負方案及び土地を当該集団以外の組織又は個人に請け負わせること。

- (二) 個別の土地経営請負権者相互間における請負地の調整
- (三) 土地補償料等の費用の使用及び分配の方法
- (四) 集団が出資する企業の所有権変動等の事項
- (五) 法律所定のその他の事項

第 262 条 集団が所有する土地並びに森林、山地、草原、荒地及び砂州等については、次の規定により所有権を行使する。

- (一) 村の農民集団の所有に属する場合には、村の集団経済組織又は村民委員会が法により集団を代表して所有権を行使する。
- (二) 村内の 2 つ以上の農民集団の所有にそれぞれ属する場合には、村内の各当該集団経済組織又は村民グループが法により集団を代表して所有権を行使する。
- (三) 郷・鎮の農民の集団所有に属する場合には、郷・鎮の集団経済組織が集団を代表して所有権を行使する。

第 263 条 都市・鎮の集団が所有する不動産及び動産については、法律及び行政法規の規定により当該集団が占有し、使用し、収益し、及び処分する権利を享有する。

第 264 条 農村集団経済組織又は村民委員会若しくは村民グループは、法律、行政法規並びに定款及び村民規約により当該集団の成員に対し、集団財産の状況を公布しなければならない。

第 265 条 集団が所有する財産は、法律による保護を受ける。組織又は個人の別を問わず、これを侵奪し、略奪し、ひそかに分配し、又は破壊することを禁止する。

農村集団経済組織、村民委員会又はその責任者がした決定が集団の成員の適法な權益を侵害した場合には、侵害を受けた集団の成員は、人民法院に対しこれを取り消すよう請求することができる。

第 266 条 私人は、その適法な収入、家屋、生活用品、生産用具及び原材料等の不動産及び動産について所有権を享有する。

第 267 条 私人の適法な財産は、法律による保護を受ける。組織及び個人の別を問わず、これを侵奪し、略奪し、又は破壊することを禁止する。

第 268 条 国、集団及び私人は、法により出資して有限責任会社、株式有限会社その他の企業を設立することができる。国、集団及び私人が所有する不動産又は動産を企業に投入する場合には、出資者が約定又は出資比率に従い、資産による収益、重大な政策決定及び経営管理者の選択等の権利を享有し、かつ、義務を履行する。

第 269 条 営利法人は、その不動産及び動産について、法律、行政法規及び定款により占有し、使用し、収益し、及び処分する権利を享有する。

営利法人以外の法人のその不動産及び動産に対する権利には、関係する法律、行政法規及び定款の規定を適用する。

第 270 条 社会团体法人、慈善法人が法により所有する不動産及び動産は、法律による保護を受ける。

第 6 章 オーナーの建物区分所有権

第 271 条 オーナーは、建物内の住宅及び経営用ルーム等の専有部分について所有権を享有し、専有部分以外の共有部分について共有し、及び共同して管理する権利を享有する。

第 272 条 オーナーは、その建物の専有部分について占有し、使用し、収益し、及び処分する権利を享有する。オーナーは、権利を行使する場合には、建物の安全に危害を及ぼしてはならず、かつ、他のオーナーの適法な権益を損なってはならない。

第 273 条 オーナーは、建物の専有部分以外の共有部分について権利を享有し、義務を負担するものとし、権利を放棄したことを理由として義務の不履行をしてはならない。

オーナーが建物内の住宅又は経営用ルームを譲渡する場合には、当該オーナーが共有部分について享有する共有し、及び共同して管理する権利は、一括して譲渡される。

第 274 条 建築区画内の道路は、オーナーの共有に属する。但し、都市・鎮の公共道路に属するものを除く。建築区画内の緑地は、オーナーの共有に属する。但し、都市・鎮の公共緑地に属し、又は個人に属する旨が明示されるものを除く。建築区画内のその他の公共場所、公用施設及び不動産サービス用ルームは、オーナーの共有に属する。

第 275 条 建築区画内においては、規画されて自動車の駐車に用いる駐車場及び車庫の帰属は、当事者が売却、贈与又は賃貸等の方式を通じて約定する。

オーナーが共有する道路その他の場所を占有して自動車の駐車に用いる駐車場は、オーナーの共有に属する。

第 276 条 建築区画内においては、自動車の駐車に用いる駐車場及び車庫を規画する場合には、まずオーナーの必要を満たさなければならない。

第 277 条 オーナーは、オーナー総会を設立し、オーナー委員会を選挙することができる。

オーナー総会、オーナー委員会の設立の具体的な条件及び手続は、法律、法規の規定に従う。

地方人民政府の関係部門、居民委員会は、オーナー総会の設立及びオーナー委員会の選挙について指導及び協力を与えなければならない。

第 278 条 次に掲げる事項は、オーナーが共同して決定する。

- (一) オーナー総会の議事規則を制定し、及び変更すること。
- (二) 管理規約を制定し、及び変更すること。
- (三) オーナー委員会を選挙し、又はオーナー委員会の成員を交代させること。
- (四) 不動産サービス企業その他の管理人を選任し、及び解任すること。
- (五) 建物及びその附属施設のメンテナンス資金を使用すること。
- (六) 建物及びその附属施設のメンテナンス資金を調達すること。
- (七) 建物及びその附属施設を改築し、又は再築すること。
- (八) 共有部分の用途を変更し、又は共有部分を利用して、経営活動に従事すること。
- (九) 共有し、及び共同して管理する権利に関するその他の重大事項

オーナーの共同決定事項については、専有部分の面積比率が 3 分の 2 以上を占めるオーナーであって、かつ、人数比率が 3 分の 2 以上を占めるオーナーが表決に参加しなければならない。前項第六号ないし第八号に定める事項を決定する場合には、表決に参加する専有部分面積の 4 分の 3 以上のオーナーであって、かつ、表決に参加する人数の 4 分の 3 以上のオーナーの同意を経なければならない。前項のその他の事項を決定する場合には、表決に参加する専有部分面積の過半数のオーナーであって、かつ、表決に参加する人数の過半数のオーナーの同意を経なければならない。

第 279 条 オーナーは、法律、法規及び管理規約に違反し、住宅を経営用ルームに改変してはならない。オーナーは、住宅を経営用ルームに改変する場合には、法律、法規及び管

理規約を遵守するほか、利害関係を有するオーナーの一致による同意を経なければならない。

第 280 条 オーナー総会又はオーナー委員会の決定は、オーナーに対し法的な拘束力を有する。

オーナー総会又はオーナー委員会がした決定がオーナーの適法な権益を侵害した場合には、侵害を受けたオーナーは、人民法院に対しこれを取り消すよう請求することができる。

第 281 条 建物及びその附属施設のメンテナンス資金は、オーナーの共有に属する。オーナーによる共同の決定を経れば、エレベーター、天井、外壁、バリアフリー設備等の共有部分のメンテナンス、更新及び改造に用いることができる。建物及びその附属施設のメンテナンス資金の調達及び使用の状況は、定期的に公布しなければならない。

緊急の場合において建物及びその附属施設をメンテナンスする必要があるときは、オーナー総会又はオーナー委員会は、法により建物及びその附属施設のメンテナンス資金の使用を申請することができる。

第 282 条 建設単位、不動産サービス企業又はその他の管理人等がオーナーの共有部分を利用して生じた収入については、合理的なコストを控除した後に、オーナーの共有に属する。

第 283 条 建物及びその附属施設の費用の分担及び収益の分配等の事項につき約定がある場合には、約定に従う。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、オーナーの専有部分の面積が占める比率に従い確定する。

第 284 条 オーナーは、自ら建物及びその附属施設を管理することができ、また不動産サービス企業その他の管理人に委託して管理させることもできる。

建設組織が招聘する不動産サービス企業その他の管理人について、オーナーは、法により交代させる権利を有する。

第 285 条 不動産サービス企業その他の管理人は、オーナーの委託に基づき、本法第 3 編の不動産サービス契約の規定に従って、建築区画内の建物及びその附属施設を管理し、オーナーの監督を受け、かつ、オーナーの不動産サービスの状況について行う質問について遅滞なく回答する。

不動産サービス企業又はその他の管理人は、政府が法により実施する応急対応措置及びその他の管理措置を執行し、関連業務の展開に積極的に協力しなければならない。

第 286 条 オーナーは法律、法規及び管理規約を遵守しなければならない。関連行為は資源節約及び生態環境保護に係る要求に適合していなければならない。政府が法により実施する応急対応措置及びその他の管理措置の不動産サービス企業又はその他の管理人による執行に対し、オーナーは、法により協力をしなければならない。

オーナー総会及びオーナー委員会は、任意にゴミをほうり捨て、汚染物又は騒音を排出し、規定に違反して動物を飼い、規則に違反して附帯建築し、通路を侵奪し、及び不動産管理費の支払いを拒絶する等の他人の適法な権益を損なう行為について、法律、法規及び管理規約により、行為者に対し侵害を停止し、妨害を排除し、危険を除去し、現状を回復し、又は損害を賠償するよう請求する権限を有する。

オーナー又はその他の行為者が関連義務の履行を拒絶する場合には、関係当事者は関係行政主管部門に報告し、又は苦情を申し立てることができ、関係行政主管部門は法によ

り処理しなければならない。

第 287 条 オーナーは、自己の適法な権益を侵害する建設単位、不動産サービス企業又はその他の管理人及びその他のオーナーの行為について、民事責任を負うようそれらに請求する権利を有する。

第 7 章 相隣関係

第 288 条 不動産の相隣権利者は、生産に有利であり、生活に便利であり、団結して相互に助け合い、及び公平・合理であるという原則に従い、相隣関係を正確に処理しなければならない。

第 289 条 法律又は法規に相隣関係の処理について定めがある場合には、当該定めによる。法律及び法規に定めがない場合には、当該地方の慣習に従うことができる。

第 290 条 不動産権利者は、相隣権利者の用水又は排水のために必要な便宜を提供しなければならない。

自然流水の利用については、不動産の相隣権利者相互間において合理的に分配しなければならない。自然流水の排出については、自然流水の方向を尊重しなければならない。

第 291 条 不動産権利者は、相隣権利者が通行等によりその土地を利用する必要がある場合には、必要な便宜を提供しなければならない。

第 292 条 不動産権利者が建物の建造又は修繕並びに電線、ケーブル、水道管並びにスチーム及びガスパイプライン等の敷設により相隣する土地又は建物を利用する必要がある場合には、当該土地又は建物の権利者は、必要な便宜を提供しなければならない。

第 293 条 建物の建造については、工事建設に関する国の標準に違反してはならず、相隣建物の通風、採光及び日照を妨害してはならない。

第 294 条 不動産権利者は、国の規定に違反し、固体廃棄物をほうり捨て、大気汚染物、水汚染物、土壌汚染物、騒音、光放射及び電磁放射等の有害物質を排出してはならない。

第 295 条 不動産権利者は、土地を掘削し、建物を建造し、パイプラインを敷設し、及び設備を据え付ける等の場合には、相隣不動産の安全に危害を及ぼしてはならない。

第 296 条 不動産権利者は、用水、排水、通行及びパイプラインの敷設等により相隣不動産を利用する場合には、できる限り相隣する不動産権利者に対し損害をもたらすことを回避しなければならない。

第 8 章 共有

第 297 条 不動産又は動産は、2 名以上の組織又は個人が共有することができる。共有には、持分共有及び共同共有が含まれる。

第 298 条 持分共有者は、共有に係る不動産又は動産についてその持分に応じて所有権を享有する。

第 299 条 共同共有者は、共有に係る不動産又は動産について共同して所有権を享有する。

第 300 条 共有者は、約定に従い、共有に係る不動産又は動産を管理する。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、各共有者は、いずれも管理する権利及び義務を有する。

第 301 条 共有に係る不動産又は動産を処分し、及び共有に係る不動産又は動産について

重大な修繕、性質若しくは用途の変更をする場合には、持分の3分の2以上を占める持分共有者又は共同共有者全体の同意を経なければならない。但し、共有者相互間に別段の約定がある場合を除く。

第302条 共有者にて共有物の管理費用その他の負担について約定がある場合には、約定に従う。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、持分共有者はその持分に応じて負担し、共同共有者は共同して負担する。

第303条 共有者は、共有に係る不動産又は動産を分割してはならない旨を約定し、もって共有関係を維持する場合には、約定に従わなければならない。但し、共有者に分割を必要とする重大な理由がある場合には、分割を請求することができる。約定がなく、又は約定が明確でない場合において、持分共有者は随時に分割を請求ことができ、共同共有者は共有の基礎が喪失し、又は分割を必要とする重大な理由があるときは、分割を請求することができる。分割により他の共有者に対し損害をもたらした場合には、賠償を与えなければならない。

第304条 共有者は、協議により分割方式を確定することができる。合意を達成しない場合には、共有に係る不動産又は動産であつて、分割することができ、かつ、分割により価値を減損させないであろうものは、現物について分割をしなければならない。分割しがたく、又は分割により価値を減損させるであろうものは、評価した価額又は競売若しくは換価により取得した代金について分割をしなければならない。

共有者が分割により取得した不動産又は動産に瑕疵がある場合には、他の共有者は、損害を分担しなければならない。

第305条 持分共有者は、自己が享有する共有に係る不動産又は動産の持分を譲渡することができる。他の共有者は、同等の条件の下において優先的に買い取る権利を享有する。

第306条 持分共有者は、自身が享有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡する場合には、譲渡条件をその他の共有者に遅滞なく通知しなければならない。その他の共有者は、合理的な期間内に優先買取権を行使しなければならない。

2以上のその他の共有者が優先買取権の行使を主張する場合には、それぞれの買取比率を協議により確定し、協議が調わない場合には、譲渡時におけるそれぞれの共有持分比率に従って優先買取権を行使する。

第307条 共有により不動産又は動産に生ずる債権・債務については、対外関係において、共有者は、連帯債権を享有し、連帯債務を負う。但し、法律に別段の定めがあり、又は第三者が共有者が連帯債権・債務関係を有しないことを知っていた場合を除く。共有者の内部関係においては、共有者に別段の約定がある場合を除き、持分共有者は持分に応じて債権を享有し、債務を負担し、共同共有者は共同して債権を享有し、債務を負担する。償還した債務が自己が負担すべき持分を超えた持分共有者は、他の共有者に対し求償する権利を有する。

第308条 共有者が共有に係る不動産又は動産について持分共有若しくは共同共有である旨を約定せず、又は約定が明確でない場合には、共有者に家庭関係等があるときを除き、持分共有であるとみなす。

第309条 持分共有者が共有に係る不動産又は動産について享有する持分は、約定がなく、又は約定が明確でない場合には、出資額に応じて確定する。出資額を確定することができない場合には、均等に享有するものとみなす。

第310条 2名以上の組織又は個人が共同して用益物権又は担保物権を享有する場合には、この章の関連規定を準用する。

第9章 所有権取得の特別規定

第311条 無処分権者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合には、所有権者は、取り戻す権利を有する。法律に別段の定めがあるものを除き、次に掲げる事由に該当する場合には、譲受人は、当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (一) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時に善意であったとき。
- (二) 合理的価格で譲渡したとき。
- (三) 譲渡に係る不動産又は動産につき法律の規定により登記すべき場合において既に登記し、また登記する必要がない場合において既に譲受人に引き渡したとき。

譲受人が前項の規定により不動産又は動産の所有権を取得した場合には、原所有権者は、無処分権者に対し損害を賠償するよう請求する権利を有する。

当事者が善意でその他の物権を取得した場合には、前二項の規定を準用する。

第312条 所有権者その他の権利者は、遺失物を取り戻す権利を有する。当該遺失物が譲渡を通じて他人に占有される場合には、権利者は、無処分権者に対し損害の賠償を請求し、又は譲受人を知った、若しくは知るべきであった日から2年内において譲受人に対し原物の返還を請求する権利を有する。但し、譲受人が競売を通じて、又は経営資格を有する経営者から当該遺失物を購入した場合には、権利者は、原物の返還を請求する際に、譲受人が支払った費用を支払わなければならない。権利者は、譲受人に対し支払う費用を支払った後に、無処分権者に対し求償する権利を有する。

第313条 善意の譲受人が動産を取得した後は、当該動産上の既存の権利は、消滅する。但し、善意の譲受人が譲り受けた時に当該権利を知っており、又は知るべきであった場合を除く。

第314条 遺失物を拾得した場合には、権利者に返還しなければならない。拾得者は、遅滞なく権利者に受領するよう通知し、又は公安等の関係部門に引き渡さなければならない。

第315条 関係部門は遺失物を接受した場合において、権利者を知っているときは、遅滞なく当該権利者に対し受領するよう通知しなければならない。知っていないときは、遅滞なく受領募集公告を發布しなければならない。

第316条 拾得者は遺失物を関係部門に引き渡すまでは、また関係部門は遺失物が受領されるまでは、遺失物を適切に保管しなければならない。故意又は重大な過失により遺失物の毀損又は滅失をもたらした場合には、民事責任を負わなければならない。

第317条 権利者は、遺失物を受領する際に、拾得者又は関係部門に対し遺失物の保管等に支出した必要な費用を支払わなければならない。

権利者は、遺失物の搜索に賞を懸けた場合には、遺失物を受領する際に、承諾に従い義務を履行しなければならない。

拾得者は、遺失物を横領した場合には、遺失物の保管等に支出した費用を請求する権利を有さず、かつ、権利者に対し承諾に従い義務を履行するよう請求する権利を有しない。

第318条 遺失物は、受領募集公告発布の日から1年内に受領を承認する者がいない場合

には、国家所有に帰属する。

第 319 条 漂流物を拾得し、又は埋蔵物若しくは隠蔵物を発見した場合には、遺失物拾得の関係規定を準用する。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 320 条 主物が譲渡される場合には、従物は、主物に随伴して譲渡される。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 321 条 天然果実は、所有権者が取得する。所有権者がおり、かつ、用益物権者がいる場合には、用益物権者が取得する。当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

法定果実は、当事者に約定がある場合には、約定に従い取得する。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、取引慣習に従い取得する。

第 322 条 加工、附合又は混和によって生じた物の帰属については、約定がある場合には約定に従い、約定がない場合又は約定が明確でない場合には法律の定めに従い、法律に定めがない場合には物の効用の十分な発揮及び無過失当事者保護の原則に従って確定する。一方の当事者の故意・過失又は物の帰属の確定によって他の一方の当事者に損害がもたらされた場合には、賠償又は補償を与えなければならない。

第 3 分編 用益物権

第 10 章 一般規定

第 323 条 用益物権者は、他人が所有する不動産又は動産について、法により占有し、使用し、及び収益する権利を享有する。

第 324 条 国が所有し、又は国が所有して集団が使用し、及び法律の規定により集団所有に属する自然資源について、組織又は個人は、法により占有し、使用し、及び収益することができる。

第 325 条 国は、自然資源有償使用制度を実行する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 326 条 用益物権者は、権利を行使する場合には、資源の保護及び合理的な開発・利用、生態環境の保護に関する法律の規定を遵守しなければならない。所有権者は、用益物権者が権利を行使するのに干渉してはならない。

第 327 条 不動産又は動産が収用され、又は強制使用されたことにより用益物権が消滅し、又は用益物権の行使に影響が及んだ場合には、用益物権者は、本法第 243 条条及び第 245 条の規定に基づき相応する補償を取得する権利を有する。

第 328 条 法により取得する海域使用权は、法律による保護を受ける。

第 329 条 法により取得する探鉱権、採鉱権、取水権及び水域又は砂州を使用して養殖又は捕獲に従事する権利は、法律による保護を受ける。

第 11 章 土地経営請負権

第 330 条 農村集団経済組織は、家庭経営請負を基礎とし、統一と分離とを結合するという 2 層経営体制を実行する。

農民集団が所有し、及び国が所有して農民集団が使用する耕地、林地、草地その他の農

業に用いる土地については、法により土地経営請負制度を実行する。

第 331 条 土地経営請負権者は、法により自己が経営を請け負う耕地、林地及び草地等について占有し、使用し、及び収益する権利を享有し、栽培業、林業及び牧畜業等の農業生産に従事する権利を有する。

第 332 条 耕地の請負期間は、30年とする。草地の請負期間は、30年ないし50年とする。林地の請負期間は、30年ないし70年とする。

前項所定の請負期間が満了した場合には、土地経営請負権者が農村土地請負経営に係る法律規定に従い請負を継続する。

第 333 条 土地経営請負権は、土地経営請負権契約が効力を生じた時に設定される。

登記機関は、土地経営請負権者に対し土地経営請負権証、林権証等の証書を発行し、かつ、登記して記録を作成し、土地経営請負権を確認しなければならない。

第 334 条 土地経営請負権者は、法律の規定により、土地経営請負権を相互交換、譲渡する権利を有する。法による認可を経していない場合には、請負地を非農業建設に用いることができない。

第 335 条 土地経営請負権を相互に交換し、又は譲渡する場合、当事者は、登記機関に対し登記を申請することができる。登記を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 336 条 請負期間内において、注文者は、請負地を調整することができない。

自然災害により請負地が重大に毀損された等の特段の事由により請負に係る耕地及び草地を適当に調整する必要がある場合には、農村土地請負の法律の規定により取り扱わなければならない。

第 337 条 請負期間内において、注文者は、請負地を回収することができない。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 338 条 請負地が収用された場合には、土地経営請負権者は、第 243 条の規定により相応する補償を取得する権利を有する。

第 339 条 土地請負経営権者は、賃貸、出資又はその他の方式を法により講じて他人に土地経営権を移転することを自主的に決定することができる。

第 340 条 土地経営権者は、契約に約定する期間内において農村土地を占有し、農業生産経営を自主的に展開し、かつ、収益を得る権利を有する。

第 341 条 移転期間が5年以上である土地経営権は、移転契約が効力を生じた時に設定される。当事者は、登記機構に対し土地経営権登記を申請することができる。登記を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 342 条 入札募集、競売及び公開協議等の方式を通じて農村の土地を請け負う場合において、法により登記し、権利帰属証書を取得したときは、賃貸、出資、抵当権設定又はその他の方式で土地経営権を移転することができる。

第 343 条 国が所有する農業用地について経営請負を実行する場合には、本編の関係規定を準用する。

第 12 章 建設用地使用权

第 344 条 建設用地使用权者は、法により国が所有する土地について占有し、使用し、及

び収益する権利を享有し、当該土地を利用して建物、構築物及びそれらの附属施設を建造する権利を有する。

第 345 条 建設用地使用権は、土地の地表、地上又は地下においてそれぞれ設定することができる。

第 346 条 建設用地使用権を設定する場合には、資源の節約、生態環境保護の要求に適合し、法律、行政法規の土地用途に関する規定を遵守しなければならない。既に設定されている用益物権を損なってはならない。

第 347 条 建設用地使用権を設定する場合には、払下げ又は割当等の方式を採用することができる。

工業、商業、旅行、娯楽及び商品住宅等の経営性用地並びに同一の土地であって、2名以上の土地使用意向者がいるものは、入札募集及び競売等の公開価額競争の方式を採用して払い下げなければならない。

割当方式で建設用地使用権を設定することは、厳格に制限する。

第 348 条 入札募集、競売及び合意等の払下方式を通じて建設用地使用権を設定する場合には、当事者は、書面による方式を採用して建設用地使用権払下契約を締結しなければならない。

建設用地使用権払下契約には、一般に次に掲げる条項が含まれる。

- (一) 当事者の名称及び住所
- (二) 土地の境界及び面積等
- (三) 建物、構築物及びそれらの附属施設が占用する空間
- (四) 土地の用途、計画条件
- (五) 建設用地使用権の期間
- (六) 払下金等の費用及びその支払方式
- (七) 紛争解決の方法

第 349 条 建設用地使用権を設定する場合には、登記機構に対し建設用地使用権登記を申請しなければならない。建設用地使用権は、登記した時に設定される。登記機構は、建設用地使用権者に対し権利帰属証書を発行しなければならない。

第 350 条 建設用地使用権者は、合理的に土地を利用しなければならない。土地の用途を改変することができない。土地の用途を改変する必要がある場合には、法により関係する行政主管部門の認可を経なければならない。

第 351 条 建設用地使用権者は、法律の規定及び契約の約定により払下金等の費用を支払わなければならない。

第 352 条 建設用地使用権者が建造する建物、構築物及びそれらの附属施設の所有権は、建設用地使用権者に属する。但し、証明する相反する証拠がある場合を除く。

第 353 条 建設用地使用権者は、建設用地使用権を譲渡し、相互に交換し、出資し、贈与し、又は抵当とする権利を有する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 354 条 建設用地使用権が譲渡され、相互に交換され、出資され、贈与され、又は抵当とされる場合には、当事者は、書面による方式を採用して相応する契約を締結しなければならない。使用期間は、当事者が約定する。但し、建設用地使用権の残存期間を超えることができない。

第 355 条 建設用地使用権が譲渡され、相互に交換され、出資され、又は贈与される場合

には、登記機構に対し変更登記を申請しなければならない。

第 356 条 建設用地使用権が譲渡され、相互に交換され、出資され、又は贈与される場合には、当該土地上に附着した建物、構築物及びそれらの附属施設は、一括して処分される。

第 357 条 建物、構築物及びそれらの附属施設が譲渡され、相互に交換され、出資され、又は贈与される場合には、当該建物、構築物及びそれらの附属施設が占用する範囲内の建設用地使用権は、一括して処分される。

第 358 条 建設用地使用権の期間が満了する前において、公共の利益により当該土地を期限前に回収する必要がある場合には、第 243 条の規定により当該土地の上の家屋その他の不動産について補償を与え、かつ、相応する払下金を返還しなければならない。

第 359 条 住宅建設用地使用権の期間が満了した場合には、自動的に期間が継続される。

期間継続費用の納付又は減免については、法律、行政法規の規定に従って処理する。

非住宅建設用地使用権の期間が満了した後の期間の継続は、法律の規定により取り扱う。当該土地の上の家屋その他の不動産の帰属につき約定がある場合には、約定に従う。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、法律及び行政法規の規定により取り扱う。

第 360 条 建設用地使用権が消滅した場合には、払下人は、遅滞なく抹消登記手続をしなければならない。登記機構は、権利帰属証書を回収しなければならない。

第 361 条 集団が所有する土地を建設用地とする場合には、土地管理の法律の規定により取り扱わなければならない。

第 13 章 宅地使用権

第 362 条 宅地使用権者は、法により集団が所有する土地について占有し、及び使用する権利を享有し、法により当該土地を利用して住宅及びその附属施設を建造する権利を有する。

第 363 条 宅地使用権の取得、行使及び譲渡には、土地管理の法律及び国の関係規定を適用する。

第 364 条 宅地が自然災害等の原因により滅失した場合には、宅地使用権は、消滅する。宅地を失った農民に対しては、法により新たに宅地を分配しなければならない。

第 365 条 既に登記された宅地使用権が譲渡され、又は消滅した場合には、遅滞なく変更登記又は抹消登記手続をしなければならない。

第 14 章 居住権

第 366 条 居住権者は、契約の約定に従い、他人の住宅に対し占有及び使用の用益物権を享有し、もって生活居住の必要を満たす権利を有する。

第 367 条 居住権を設定する場合には、当事者は、書面による方式を採用して居住権契約を締結しなければならない。

居住権契約には、一般に次に掲げる条項が含まれる。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 住宅の位置
- (三) 居住の条件及び要求

（四） 居住権の期間

（五） 紛争解決の方法

第 368 条 居住権は、無償で設定される。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。居住権を設定する場合には、登記機構に対し居住権登記を申請しなければならない。居住権は、登記した時に設定される。

第 369 条 居住権は、譲渡及び相続してはならない。居住権が設定された住宅は、賃貸してはならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 370 条 居住権の期間が満了した場合又は居住権者が死亡した場合には、居住権は、消滅する。居住権が消滅した場合には、遅滞なく抹消登記手続をしなければならない。

第 371 条 遺言の方式にて居住権が設定される場合には、本章の関係規定を準用する。

第 15 章 地役権

第 372 条 地役権者は、契約の約定に従い他人の不動産を利用し、もって自己の不動産の効益を高める権利を有する。

前項にいう他人の不動産は承役地とし、自己の不動産は要役地とする。

第 373 条 地役権を設定する場合には、当事者は、書面による方式を採用して地役権契約を締結しなければならない。

地役権契約には、一般に次に掲げる条項が含まれる。

- （一） 当事者の氏名又は名称及び住所
- （二） 承役地及び要役地の位置
- （三） 利用の目的及び方法
- （四） 地役権の期間
- （五） 費用及びその支払方式
- （六） 紛争解決の方法

第 374 条 地役権は、地役権契約が効力を生じた時に設定される。当事者は、登記を要求する場合には、登記機構に対し地役権登記を申請することができる。登記を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 375 条 承役地の権利者は、契約の約定に従い地役権者がその不動産を利用するのを許可しなければならない。地役権者が権利を行使するのを妨害してはならない。

第 376 条 地役権者は、契約に約定された利用の目的及び方法に従い承役地を利用し、できる限り承役地の権利者の物権に対する制限を減少させなければならない。

第 377 条 地役権の期間は、当事者が約定する。但し、土地経営請負権及び建設用地使用権等の用益物権の残存期間を超えることができない。

第 378 条 土地所有権者が地役権を享有し、又は地役権を負担する場合において、土地経営請負権又は宅地使用权等の用益物権を設定するときは、当該用益物権者は、既に設定された地役権を継続して享有し、又は負担する。

第 379 条 土地上に既に土地経営請負権、建設用地使用权及び宅地使用权等の用益物権が設定されている場合には、用益物権者の同意を経なければ、土地所有権者は、地役権を設定することができない。

第 380 条 地役権は、単独で譲渡することができない。土地経営請負権及び建設用地使用

権等が譲渡される場合には、地役権は、一括して譲渡される。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

第 381 条 地役権は、単独で抵当とすることができない。土地経営請負権及び建設用地使用权等が抵当とされた場合において、抵当権を実行するときは、地役権は、一括して譲渡される。

第 382 条 要役地及び要役地上の土地経営請負権又は建設用地使用权等の一部が譲渡される場合において、譲渡される部分が地役権にかかわるときは、譲受人は、同時に地役権を享有する。

第 383 条 承役地及び承役地上の土地経営請負権又は建設用地使用权等の一部が譲渡される場合において、譲渡部分が地役権にかかわるときは、地役権は、譲受人に対し法的拘束力を有する。

第 384 条 地役権者に次に掲げる 1 つの事由がある場合には、承役地の権利者は地役権契約を解除する権利を有し、地役権は消滅する。

- (一) 法律の規定又は契約の約定に違反し、地役権を濫用したとき。
- (二) 承役地を有償で利用する場合において、約定された対価支払期間が満了した後に、合理的期間内に 2 回の催告を経たのに費用を支払っていないとき。

第 385 条 既に登記された地役権が変更され、譲渡され、又は消滅した場合には、遅滞なく変更登記又は抹消登記手続をしなければならない。

第 4 分編 担保物権

第 16 章 一般規定

第 386 条 担保物権者は、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権実行の事由が生じた場合には、法により担保財産につき優先的に弁済を受領する権利を享有する。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 387 条 債権者は、貸借及び売買等の民事活動において、その債権の実現を保障するために担保を必要とする場合には、この法律その他の法律の規定により担保物権を設定することができる。

第三者は、債務者のために債権者に対し担保を提供する場合には、債務者に対し反担保を提供するよう要求することができる。反担保には、この法律その他の法律の規定を適用する。

第 388 条 担保物権を設定する場合には、この法律その他の法律の規定により担保契約を締結しなければならない。担保契約には、抵当権設定契約、質権設定契約及びその他の担保機能を有する契約が含まれる。担保契約は、主たる債権・債務契約の従たる契約である。主たる債権・債務契約が無効である場合には、担保契約は、無効である。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

担保契約が無効であると確認された後において、債務者、担保人又は債権者は、故意又は過失があるときは、その故意又は過失に基づきそれぞれ相応する民事責任を負わなければならない。

第 389 条 担保物権の担保範囲には、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金並び

に担保財産を保管し、及び担保物権を実行する費用が含まれる。当事者に別段の約定がある場合には、その約定に従う。

第 390 条 担保期間において担保財産が毀損し、滅失し、又は収用された等の場合には、担保物権者は、取得した保険金、賠償金又は補償金等について優先的に弁済を受領することができる。被担保債権の履行期間が満了していない場合には、当該保険金、賠償金又は補償金等を供託することもできる。

第 391 条 第三者が担保を提供している場合において、その書面による同意を経ないで債権者が債務者に債務の全部又は一部の譲渡を許可したときは、担保人は、相応する担保責任を負わない。

第 392 条 担保される債権が物的担保を有し、かつ、人的担保を有する場合において、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権実行の事由が発生したときは、債権者は、約定に従い債権を実現しなければならない。約定がなく、又は約定が明確でない場合において、債務者が自ら物的担保を提供したときは、債権者は、まず当該物的担保について債権を実現しなければならない。第三者が物的担保を提供したときは、債権者は、物的担保について債権を実現することができ、また保証人に対し保証責任を負うよう請求することもできる。担保を提供した第三者は、担保責任を負った後に、債務者に対し求償する権利を有する。

第 393 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、担保物権は、消滅する。

- (一) 主たる債権が消滅したとき。
- (二) 担保物権が実行されたとき。
- (三) 債権者が担保物権を放棄したとき。
- (四) 法律の規定により担保物権が消滅するその他の事由

第 17 章 抵当権

第 1 節 一般抵当権

第 394 条 債務の履行を担保するために債務者又は第三者が財産の占有を移転しないで当該財産を債権者に対し抵当として提供した場合において、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権実行の事由が生じたときは、債権者は、当該財産について優先的に弁済を受領する権利を有する。

前項所定の債務者又は第三者は抵当権設定者とし、債権者は抵当権者とし、担保として提供される財産は抵当財産とする。

第 395 条 債務者又は第三者が処分権を有する次に掲げる財産は、抵当とすることができる。

- (一) 建物その他の土地附着物
- (二) 建設用地使用权
- (三) 海域使用权
- (四) 生産設備、原材料、半製品及び製品
- (五) 建造中の建物、船舶及び航空機
- (六) 交通運送手段

（七）法律及び行政法規が抵当とする旨を禁止していないその他の財産

抵当権設定者は、前項所定の財産を一括して抵当とすることができる。

第 396 条 企業、個人工商業者及び農業生産経営者は、現有の、及び将来の生産設備、原材料、半製品及び製品を抵当とすることができる。債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権実行の事由が生じた場合には、債権者は、抵当財産が確定する際の動産について優先的に弁済を受領する権利を有する。

第 397 条 建物を抵当とする場合には、当該建物の占有範囲内の建設用地使用権は、一括して抵当とする。建設用地使用権を抵当とする場合には、当該土地上の建物は、一括して抵当とする。

抵当権設定者が前項の規定どおりに一括して抵当としていない場合には、抵当としていない財産は、一括して抵当としたものとみなす。

第 398 条 郷・鎮及び村企業の建設用地使用権は、単独で抵当とすることができない。郷・鎮及び村企業の工場建屋等の建物を抵当とする場合には、その占有範囲内の建設用地使用権は、一括して抵当とする。

第 399 条 次に掲げる財産は、抵当とすることができない。

- （一）土地所有権
- （二）宅地、自留地及び自留山等の集団が所有する土地の使用権。但し、法律の規定により抵当とすることができるものを除く。
- （三）学校、幼稚園及び医療機関等の公益目的のために設立された非営利法人の教育施設、医療衛生施設その他の公益施設
- （四）所有権又は使用権が明らかでなく、又は紛争がある財産
- （五）法により封印され、差し押えられ、又は監督・管理されている財産
- （六）法律及び行政法規の規定により抵当とすることができないその他の財産

第 400 条 抵当権を設定する場合には、当事者は、書面による方式を採用して抵当契約を締結しなければならない。

抵当契約には、一般に次に掲げる条項が含まれる。

- （一）被担保債権の種類及び金額
- （二）債務者が債務を履行する期間
- （三）抵当財産の名称、数量等の状況
- （四）担保の範囲

第 401 条 抵当権者は、債務の履行期間が満了する前において、債務者が期限到来債務を履行しないときは抵当財産が債権者の所有に帰属する旨を抵当権設定者と約定した場合には、法により、抵当財産について優先弁済を受けることのみができる。

第 402 条 第 395 条第 1 項第一号ないし第三号所定の財産又は第五号所定の建造中の建物を抵当とする場合には、抵当登記手続をしなければならない。抵当権は、登記の時に設定される。

第 403 条 動産を抵当とする場合には、抵当権は、抵当契約が効力を生じた時に設定される。登記を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 404 条 動産を抵当とする場合には、正常な経営活動において既に合理的な代金を支払い、かつ、抵当財産を取得した買受人に対抗することができない。

第 405 条 抵当契約を締結する前に抵当財産が既に賃貸され、かつ、占有が移転している

場合、原質貸借関係は、当該抵当権の影響を受けない。

第 406 条 抵当期間において、抵当権設定者は、抵当財産を譲渡することができる。当事者に別途約定があるときは、その約定に従う。抵当財産が譲渡された場合、抵当権はその影響を受けない。

抵当権設定者が抵当財産を譲渡する場合には、抵当権者に遅滞なく通知しなければならない。抵当権者は、抵当財産の譲渡が抵当権に損害を与える虞があることを証明することができる場合には、抵当権設定者に対して、譲渡により取得する代金を抵当権者に対する期限前債務の弁済に充て、又は供託するよう請求することができる。譲渡の代金であって債権金額を超える部分は抵当権設定者の所有に帰属し、不足部分は債務者が弁済する。

第 407 条 抵当権は、債権と分離して単独で譲渡し、又は他の債権の担保とすることができない。債権が譲渡される場合には、当該債権を担保する抵当権は、一括して譲渡される。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 408 条 抵当権設定者の行為が抵当財産の価値をして減少させるのに足りる場合には、抵当権者は、抵当権設定者に対しその行為を停止するよう請求する権利を有する。抵当財産の価値が減少した場合には、抵当権者は、抵当財産の価値を回復し、又は減少した価値に相応する担保を提供するよう請求する権利を有する。抵当権設定者が抵当財産の価値を回復せず、かつ、担保を提供しない場合には、抵当権者は、債務者に対し期限前に債務を弁済するよう請求する権利を有する。

第 409 条 抵当権者は、抵当権又は抵当権の順位を放棄することができる。抵当権者は、抵当権設定者と合意して抵当権の順位及び被担保債権の金額等の内容を変更することができる。但し、抵当権の変更は、他の抵当権者の書面による同意を経なければ、他の抵当権者に対し不利な影響を生じさせることができない。

債務者が自己の財産に抵当権を設定した場合において、抵当権者が当該抵当権若しくは抵当権の順位を放棄し、又は抵当権を変更したときは、他の担保人は、抵当権者が優先弁済受領権益を喪失する範囲内において担保責任を免がれる。但し、他の担保人がなお担保を提供する旨を承諾した場合を除く。

第 410 条 債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権実行の事由が生じた場合には、抵当権者は、抵当権設定者と合意して抵当財産につき価額を評価して債務に充当し、又は当該抵当財産を競売し、若しくは換価して取得した代金により優先的に弁済を受領することができる。他の債権者の利益を損なう旨を合意した場合には、他の債権者は、人民法院に対し当該合意を取り消すよう請求することができる。

抵当権者と抵当権設定者とが抵当権の実行方式について合意を達成していない場合には、抵当権者は、人民法院に対し抵当財産を競売し、又は換価するよう請求することができる。

抵当財産につき価額を評価し、又は換価する場合には、市場価格を参照しなければならない。

第 411 条 本法第 396 条の規定により抵当権を設定する場合には、抵当財産は、次に掲げる事由の 1 つが生じた時に確定する。

- (一) 債務の履行期限が到来したのに、債権が実現していないとき。
- (二) 抵当権設定者が破産を宣告され、又は解散したとき。
- (三) 当事者が約定した抵当権実行の事由

（四） 債権の実現に重大な影響を及ぼすその他の事由

第 412 条 債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権実行の事由が生じて抵当財産が人民法院により法により差し押えられた場合には、差し押えの日から、抵当権者は、当該抵当財産の天然果実又は法定果実を収受する権利を有する。但し、抵当権者が法定果実を弁済すべき義務者に通知していない場合を除く。

前項所定の果実は、果実収受の費用にまず充当しなければならない。

第 413 条 抵当財産につき価額を評価して債務に充当し、又は競売し、若しくは換価した後には、その価額又は代金であって債権金額を超える部分は、抵当権設定者の所有に帰属し、不足部分は債務者が弁済する。

第 414 条 同一の財産が 2 名以上の債権者に対し抵当とされる場合には、抵当財産を競売し、又は換価して取得する代金は、次の規定により弁済に充てる。

（一） 抵当権が既に登記されている場合には、登記の時間の先後に従い弁済順位を決める。

（二） 抵当権が既に登記されている場合には、未登記のものに先立って弁済を受ける。

（三） 抵当権が登記されていない場合には、債権の比率に応じて弁済する。

その他の登記可能な担保物権については、弁済順位は前項の規定を準用する。

第 415 条 同一の財産に抵当権が設定され、かつ、質権が設定されている場合には、当該財産を競売し、又は換価して取得する代金については、登記又は引渡し時間の先後に従って弁済順位を決める。

第 416 条 動産抵当の担保する主債権が抵当物の代金であり、目的対象物の引渡後 10 日以内に抵当登記手続をした場合には、当該抵当権者は、抵当物の買主のその他の担保物権者に優先して弁済を受ける。但し、留置権者を除く。

第 417 条 建設用地使用権が抵当とされた後に当該土地上に新たに増加された建物は、抵当財産に属しない。当該建設用地使用権につき抵当権を実行する際には、当該土地上に新たに増加された建物及び建設用地使用権を一括して処分しなければならない。但し、新たに増加された建物につき取得した代金について、抵当権者は、優先的に弁済を受領する権利を有しない。

第 418 条 集団所有の土地の使用権を法により抵当とした場合には、抵当権を実行した後に、法定の手続を経なければ、土地所有権の性質及び土地の用途を改変することができない。

第 419 条 抵当権者は、主たる債権の訴訟時効期間において抵当権を行使しなければならない。行使しなかった場合には、人民法院は、保護をしない。

第 2 節 根抵当権

第 420 条 債務の履行を担保するために債務者又は第三者が一定期間内において連続して発生する債権について担保財産を提供した場合において、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権実行の事由が生じたときは、抵当権者は、最高債権額限度内において当該担保財産につき優先的に弁済を受領する権利を有する。

根抵当権設定前に既に存在している債権は、当事者の同意を経れば、根抵当が担保する債権の範囲に転入することができる。

第 421 条 根抵当が担保する債権が確定する前において、一部の債権が譲渡されるときは、根抵当権は、譲渡することができない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 422 条 根抵当が担保する債権が確定する前において、抵当権者と抵当権設定者とは、合意を通じて債権確定の期間、債権の範囲及び最高債権額を変更することができる。但し、変更の内容は、他の抵当権者に対し不利な影響を生じさせることができない。

第 423 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、抵当権者の債権は、確定する。

- (一) 約定された債権確定期間が満了したとき。
- (二) 債権確定期間の約定がなく、又は約定が明確でない場合において、抵当権者又は抵当権設定者が根抵当権設定の日から 2 年が経過した後に、債権を確定するよう請求したとき。
- (三) 新たな債権が発生する可能性がないとき。
- (四) 抵当権者が抵当財産が封印され、又は差し押えられたことを知り、又は知りうべきとき。
- (五) 債務者又は抵当権設定者が破産を宣告され、又は解散したとき。
- (六) 法律の規定により債権が確定するその他の事由

第 424 条 根抵当権には、この節の規定を適用するほか、この章第 1 節の関連規定を適用する。

第 18 章 質権

第 1 節 動産質権

第 425 条 債務の履行を担保するために債務者又は第三者がその動産を質入れして債権者に占有させた場合において、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した質権実行の事由が生じたときは、債権者は、当該動産につき優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項所定の債務者又は第三者は質権設定者とし、債権者は質権者とし、引き渡される動産は質入財産とする。

第 426 条 法律及び行政法規が譲渡を禁止する動産は、質入れすることができない。

第 427 条 質権を設定する場合には、当事者は、書面による方式を採用して質権設定契約を締結しなければならない。

質権設定契約には、一般に次に掲げる条項が含まれる。

- (一) 被担保債権の種類及び金額
- (二) 債務者が債務を履行する期間
- (三) 質入財産の名称、数量等の状況
- (四) 担保の範囲
- (五) 質入財産引渡しの時、方法

第 428 条 質権者は、債務の履行期間が満了する前において、債務者が期限到来債務を履行しないときは質入財産が債権者の所有に帰属する旨を質権設定者と約定したときは、質入財産から優先弁済を受けることのみができる。

第 429 条 質権は、質権設定者が質入財産を引き渡した時に設定される。

第 430 条 質権者は、質入財産の果実を収受する権利を有する。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

前項所定の果実は、果実収受の費用にまず充当しなければならない。

第 431 条 質権者は、質権の存続期間において、質権設定者の同意を経ないで、質入財産を無断で使用し、又は処分して質権設定者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 432 条 質権者は、質入財産を適切に保管する義務を負う。保管の不善により質入財産をして毀損させ、又は滅失させた場合には、賠償責任を負わなければならない。

質権者の行為が質入財産をして毀損させ、又は滅失させるおそれがある場合には、質権設定者は、質権者に対し質入財産を供託するよう請求し、又は期限前に債務を弁済し、かつ、質入財産を返還するよう請求することができる。

第 433 条 質権者の責めに帰すことができない事由により質入財産をして毀損させ、又は価値を明らかに減少させるおそれがあり、質権者の権利に危害を及ぼすのに足りる場合には、質権者は、質権設定者に対し相応する担保を提供するよう請求する権利を有する。質権設定者が提供しない場合には、質権者は、質入財産を競売し、又は換価し、かつ、質権設定者と合意して、競売又は換価により取得した代金を債務の期限前弁済に充て、又は供託することができる。

第 434 条 質権者は、質権の存続期間において、質権設定者による転質に係る同意を経ないで質入財産の毀損又は滅失をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならない。

第 435 条 質権者は、質権を放棄することができる。債務者が自己の財産をもって質入れし、質権者が当該質権を放棄した場合には、他の担保人は、質権者が優先弁済受領権益を喪失した範囲内において担保責任を免がれる。但し、他の担保人がなお担保を提供する旨を承諾した場合を除く。

第 436 条 債務者が債務を履行し、又は質権設定者が被担保債権を期限前に弁済した場合には、質権者は、質入財産を返還しなければならない。

債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した質権実行の事由が生じた場合には、質権者は、質権設定者と合意して質入財産につき価額を評価して債務に充当することができ、また質入財産を競売し、又は換価して取得した代金につき優先的に弁済を受領することもできる。

質入財産につき価額を評価し、又は換価する場合には、市場価格を参照しなければならない。

第 437 条 質権設定者は、質権者に対し債務履行期間が満了した後に遅滞なく質権を行使するよう請求することができる。質権者が行使しない場合には、質権設定者は、人民法院に対し質入財産を競売し、又は換価するよう請求することができる。

質権設定者が質権者に対し遅滞なく債権を行使するよう請求した場合において、質権者が権利の行使を怠って質権設定者に損害をもたらしたときは、質権者が賠償責任を負う。

第 438 条 質入財産につき価額を評価し、又は競売し、若しくは換価した後は、その価額又は代金であって債権金額を超える部分は質権設定者の所有に帰属し、不足部分は債務者が弁済する。

第 439 条 質権設定者と質権者とは、根質権の設定を合意することができる。

根質権については、この節の関係規定を適用するほか、本編第17章第2節の関連規定を準用する。

第2節 権利質権

第440条 債務者又は第三者が処分権を有する次に掲げる権利は、質入れすることができる。

- (一) 為替手形、約束手形及び小切手
- (二) 債券及び預金証書
- (三) 倉庫証券及び船荷証券
- (四) 譲渡可能な基金持分及び株主持分権益
- (五) 譲渡可能な登録商標専用権、特許権及び著作権等の知的所有権のうちの財産権
- (六) 現在有する、及び将来有する未収債権
- (七) 法律及び行政法規の規定により質入れすることができるその他の財産権

第441条 為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券又は船荷証券を質入れする場合には、質権は、権利証憑が質権者に交付された時に設定される。権利証憑がない場合には、質権は、質入登記手続をした時に設定される。法律に別途規定のある場合には、その規定に従う。

第442条 為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券又は船荷証券の支払期日又は貨物引渡期日が主たる債権の期限到来に先立つ場合には、質権者は、支払いを受け、又は貨物の引渡しを受け、かつ、質権設定者と合意し、支払いを受けた代金又は引渡しを受けた貨物を債務の期限前弁済に充て、又は供託することができる。

第443条 基金持分又は株主持分権益を質入れする場合には、質権は、質入登記手続をした時に設定される。

基金持分又は株主持分権益は、質入された後には、譲渡することができない。但し、質権設定者と質権者とが協議により合意した場合を除く。質権設定者が基金持分又は株主持分権益を譲渡して取得した代金は、質権者に対する債務の期限前弁済に充て、又は供託しなければならない。

第444条 登録商標専用権、特許権及び著作権等の知的所有権のうちの財産権を質入れする場合には、質権は、質入登記手続をした時に設定される。

知的所有権のうちの財産権が質入れされた後には、質権設定者は、譲渡し、又は他人が使用するのを許諾することができない。但し、質権設定者と質権者とが協議により合意した場合を除く。質権設定者が質入れされた知的所有権のうちの財産権を譲渡し、又はこれにつき他人の使用を許諾して取得した代金又は対価は、質権者に対する債務の期限前弁済に充て、又は供託しなければならない。

第445条 未収債権を質入れする場合には、質権は、質入登記手続をした時に設定される。

未収債権は、質入れされた後には、譲渡することができない。但し、質権設定者と質権者とが協議により合意した場合を除く。質権設定者が未収債権を譲渡して取得した代金は、質権者に対する債務の期限前弁済に充て、又は供託しなければならない。

第446条 権利質権には、この節の規定を適用するほか、この章第1節の関連規定を適用する。

第19章 留置権

第447条 債務者が期限到来債務を履行しない場合には、債権者は、既に適法に占有している債務者の動産を留置することができ、かつ、当該動産につき優先的に弁済を受ける権利を有する。

前項所定の債権者は留置権者とし、占有する動産は留置財産とする。

第448条 債権者が留置する動産は、債権と同一の法律関係に属しなければならない。但し、企業相互間において留置する場合を除く。

第449条 法律の規定又は当事者の約定により留置することができない動産は、留置することができない。

第450条 留置財産が分割可能物である場合には、留置財産の価値は、債務の金額に相当しなければならない。

第451条 留置権者は、留置財産を適切に保管する義務を負う。保管の不善により留置財産をして毀損させ、又は滅失させた場合には、賠償責任を負わなければならない。

第452条 留置権者は、留置財産の果実を収受する権利を有する。

前項所定の果実は、果実収受の費用にまず充当しなければならない。

第453条 留置権者と債務者とは、財産を留置した後の債務の履行期間を約定しなければならない。約定がなく、又は約定が明確でない場合には、留置権者は、債務者に対し60日以上債務履行の期間を与えなければならない。但し、生命があり、又は腐敗しやすい等の保管が容易でない動産を除く。債務者が期間を徒過して履行していない場合には、留置権者は、債務者と合意して留置財産につき価額を評価して債務に充当することができ、また留置財産を競売し、又は換価して取得した代金につき優先的に弁済を受領することもできる。

留置財産につき価額を評価し、又は換価する場合には、市場価格を参照しなければならない。

第454条 債務者は、留置権者に対し債務履行期間が満了した後に留置権を行使するよう請求することができる。留置権者が行使しない場合には、債務者は、人民法院に対し留置財産を競売し、又は換価するよう請求することができる。

第455条 留置財産につき価額を評価し、又は競売し、若しくは換価した後は、その価額又は代金であって債権金額を超える部分は債務者の所有に帰属し、不足部分は債務者が弁済する。

第456条 同一の動産上に既に抵当権又は質権が設定され、かつ、当該動産が留置された場合には、留置権者は、優先的に弁済を受領する。

第457条 留置権者が留置財産について占有を喪失し、又は留置権者が債務者が別途提供する担保を受けた場合には、留置権は、消滅する。

第5分編 占有

第20章 占有

第 458 条 契約関係等に基づき生ずる占有並びに不動産又は動産に関する使用、収益及び
違約責任等については、契約の約定に従う。契約に約定がなく、又は約定が明確でない場
合には、関係する法律の規定による。

第 459 条 占有者が占有する不動産又は動産を使用して当該不動産又は動産をして損害を
受けさせた場合には、悪意の占有者は、賠償責任を負わなければならない。

第 460 条 不動産又は動産が占有者により占有される場合には、権利者は、原物及びその
果実を返還するよう請求することができる。但し、善意の占有者に対し当該不動産又は動
産の維持・保護により支出した必要な費用を支払わなければならない。

第 461 条 占有する不動産又は動産が毀損し、又は滅失し、当該不動産又は動産の権利者
が賠償を請求した場合には、占有者は、毀損又は滅失により取得した保険金、賠償金又は
補償金等を権利者に返還しなければならない。権利者の損害につき十分な補填が得られ
ていない場合には、悪意の占有者は、更に損害を賠償しなければならない。

第 462 条 占有する不動産又は動産が侵奪された場合には、占有者は、原物を返還するよ
う請求する権利を有する。占有を妨害する行為について、占有者は、妨害を排除し、又は
危険を除去するよう請求する権利を有する。侵奪又は妨害により損害がもたらされた場
合には、占有者は、法により損害賠償を請求する権利を有する。

占有者による原物返還の請求権が侵奪発生の日から 1 年内に行使されなかった場合に
は、当該請求権は、消滅する。

第 3 編 契約

第 1 分編 通則

第 1 章 一般規定

第 463 条 本編は契約により生じる民事関係を調整する。

第 464 条 契約は、民事主体の間において法律関係を設定し、変更し、又は終了させる合
意である。

婚姻、養子縁組及び監護等の身分関係に関する合意については、当該身分関係に関する
法律規定を適用し、規定がない場合には、その性質に基づいて本編の規定を適用するこ
とができる。

第 465 条 法により成立した契約は、法律による保護を受ける。

法により成立した契約は、当事者に対してのみ法的拘束力を有する。但し、法律に別途
規定のある場合を除く。

第 466 条 当事者は、契約条項の理解について紛争のある場合には、本法第 142 条第 1 項
の規定により、紛争条項の意味を確定しなければならない。

契約文書が 2 種類以上の言語を採用して締結され、かつ、同等の効力を有すると約定
された場合には、各文書に使用された語句について、同一の意味を有するものと推定する。
各文書に使用された語句が一致しない場合には、契約の関連する条項、性質、目的及び信
義誠実の原則等に基づき解釈をしなければならない。

第 467 条 本法又はその他の法律に明文の定めのない契約については、本編の通則の規定

を適用し、かつ、本編又はその他の法律の最も類似する契約の規定を準用することができる。

中華人民共和国の国内において履行する中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作自然資源探査開発契約については、中華人民共和国の法律を適用する。

第 468 条 契約以外の理由にて生じた債権債務関係については、当該債権債務関係に関する法律の規定を適用し、規定がない場合には本編の通則の関係規定を適用する。但し、その性質に基づき適用することができない場合を除く。

第 2 章 契約の締結

第 469 条 当事者が契約を締結する場合には、書面による方式、口頭による方式又はその他の方式を採用することができる。

書面による方式とは、契約書、信書、電報、テレックス、ファクシミリ等の記載される内容を有形的に表現することができる形式をいう。

電子データ交換、電子郵便等、記載される内容を有形的に表現することができ、かつ、随時取調べ検査することができるデータ電子文書は、書面形式とみなす。

第 470 条 契約の内容は、当事者がこれを約定する。一般に、次の各号に掲げる条項が含まれる。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 目的対象
- (三) 数量
- (四) 品質
- (五) 代金又は報酬
- (六) 履行の期間、場所及び方式
- (七) 違約責任
- (八) 紛争解決の方法

当事者は、各種契約のモデル文書を参照して契約を締結することができる。

第 471 条 当事者が契約を締結する場合には、申込み及び承諾の方式又はその他の方式を採用することができる。

第 472 条 申込みは、他人と契約を締結する旨を希望する意思表示である。当該意思表示は、次の各号の条件に適合しなければならない。

- (一) 内容が具体的に確定されている。
- (二) 申込みを受ける者の承諾を経れば、申込人は当該意思表示の拘束を受ける旨が表明されている。

第 473 条 申込みの誘引は、他人が自己に対し申込みを發する旨を希望する表示である。

競売公告、入札募集公告、株式募集説明書、債券募集方法、基金募集説明書、商品広告及び宣伝、送付された価格表等は、これを申込みの誘引とする。

商品広告及び宣伝の内容が申込みの規定に適合する場合には、申込みを構成する。

第 474 条 申込の効力発生については、本法第 137 条の規定を適用する。

第 475 条 申込みは、これを撤回することができる。申込みの撤回については、本法第 141 条の規定を適用する。

第 476 条 申込みは、これを取り消すことができる。但し、次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合を除く。

- (一) 申込人が承諾期間を確定し、又はその他の方式により申込取消不能を明示したとき。
- (二) 申込みを受ける者が申込みが取消不能であると認める理由を有し、かつ、既に契約履行のため合理的な準備作業をしたとき。

第 477 条 申込取消の意思表示が対話方式にて行われる場合には、当該意思表示の内容は、申込みを受ける者が承諾を行う前に申込みを受ける者に知らされなければならない。申込取消の意思表示が非対話方式にて行われる場合には、申込みを受ける者が承諾を行う前に申込みを受ける者に到達しなければならない。

第 478 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、申込みは、効力を失う。

- (一) 申込みが拒絶されたとき。
- (二) 申込みが法により取り消されたとき。
- (三) 承諾期間が満了し、申込みを受ける者が承諾をしていないとき。
- (四) 申込みを受ける者が申込みの内容について、実質的変更をしたとき。

第 479 条 承諾は、申込みを受ける者が申込みに同意する旨の意思表示である。

第 480 条 承諾は、通知の方式で、これをしなければならない。但し、取引慣習に基づく場合、又は行為を通じて承諾をすることができる旨が申込みに表示されている場合を除く。

第 481 条 承諾は、申込みで確定された期間内に申込人に到達しなければならない。

申込みで承諾期間が確定されていない場合には、承諾は、次の各号の規定により到達しなければならない。

- (一) 申込みが対話方式でなされる場合には、直ちに承諾をしなければならない。
- (二) 申込みが非対話方式でなされる場合には、承諾は、合理的期間内に到達しなければならない。

第 482 条 申込みが信書又は電報によりなされる場合には、承諾期間は、信書に明記された日又は電報が発送のため引き渡された日から、これを起算する。信書に日が明記されていない場合には、当該信書を投函した郵便スタンプ日から、これを起算する。申込みが電話、ファクシミリ、電子メール等の快速通信方式でなされる場合には、承諾期間は、申込みが申込みを受ける者に到達した時から、これを起算する。

第 483 条 承諾が効力を生じた時に、契約は、成立する。但し、法律に別途規定のある場合又は当事者に別途約定のある場合を除く。

第 484 条 通知の方式で行った承諾の効力発生時間については、本法第 137 条の規定を適用する。

承諾について通知を必要としない場合には、取引慣習又は申込みの要求に基づき承諾の行為をした時から効力を生ずる。

第 485 条 承諾は、これを撤回することができる。承諾の撤回については、本法第 141 条の規定を適用する。

第 486 条 申込みを受ける者が承諾期間を超えて承諾を発した場合又は承諾期間内に承諾を発したものの、通常の状態においては遅滞なく申込人に到達することができない場合には、これを新たな申込みとする。但し、申込人が遅滞なく申込みを受ける者に対し当該承諾が有効である旨を通知したときを除く。

第 487 条 申込みを受ける者が承諾期間内に承諾を発し、通常の状態に従えば遅滞なく申込人に到達することができるけれども、その他の事由により承諾が申込人に到達する時が承諾期間を超えた場合には、申込人が遅滞なく申込みを受ける者に対し承諾期間超過により当該承諾を受けない旨を通知したときを除き、当該承諾は、効力を有する。

第 488 条 承諾の内容は、申込みの内容と一致しなければならない。申込みの内容について申込みを受ける者が実質的変更をする場合には、これを新たな申込みとする。契約の目的対象、数量、品質、代金又は報酬、履行期間、履行の場所及び方式、違約責任並びに紛争解決の方法等に関する変更は、申込みの内容についての実質的変更である。

第 489 条 申込みの内容について承諾が非実質的変更をする場合には、申込人が遅滞なく反対を表示し、又は承諾は申込みの内容についていかなる変更もしてはならない旨が申込みに表明されているときを除き、当該承諾は効力を有し、契約の内容は承諾の内容を基準とする。

第 490 条 当事者が契約書の方式を採用して契約を締結する場合には、当事者がいずれも署名し、押印し、又は拇印を押捺した時に、契約は成立する。署名、押印、拇印押捺の前に、当事者の一方が既に主要な義務を履行し、相手方がこれを受け入れた時、当該契約は成立する。

契約は書面による方式を採用して締結しなければならない旨を法律若しくは行政法規が定め、又は当事者が約定した場合において、当事者が書面による方式を採用していないけれども一方が既に主要な義務を履行したときは、相手方がこれを受け入れた時に、当該契約は、成立する。

第 491 条 当事者が信書又はデータ電子文書等の方式を採用して契約を締結する場合において確認書の締結を要求するときは、確認書を締結した時に、契約は、成立する。

当事者の一方がインターネット等の情報ネットワークを通じて発信した商品又はサービスの情報が申込みの規定に適合する場合には、相手方が当該商品又はサービスを選択し、かつ、発注書の提出が成功した時に、契約は、成立する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 492 条 承諾が効力を生ずる場所は、これを契約成立の場所とする。

データ電子文書方式を採用して契約を締結する場合には、文書受領者の主たる営業地は、これを契約成立の場所とする。主たる営業地のない場合には、その住所地は、これを契約成立の場所とする。当事者間に別段の約定のある場合には、当該約定に従う。

第 493 条 当事者が契約書の方式を採用して契約を締結する場合には、最後に署名し、押印し、又は拇印を押捺する場所は、これを契約成立の場所とする。但し、当事者が別途約定する場合を除く。

第 494 条 国が災害救助、疫病防止又はその他の必要に応じて国家発注任務、指令性任務を示達する場合には、関係する民事主体の間において、関係する法律又は行政法規の定める権利及び義務により、契約を締結しなければならない。

法律及び行政法規の規定により申込みを発する義務を負う当事者は、合理的な申込みを遅滞なく発しなければならない。

法律及び行政法規の規定により承諾を行う義務を負う当事者は、相手方の合理的な契約締結の要求を拒絶してはならない。

第 495 条 将来の一定期間内において契約を締結する旨を当事者が約定している購入引受

書、注文書、予約書等は、予約契約を構成する。

当事者の一方が予約契約に約定された契約締結の義務を履行しない場合には、相手方は、当該当事者の一方に対し予約契約の違約責任を負うよう請求することができる。

第 496 条 様式条項は、当事者が重複使用のため事前に作成し、かつ、契約締結の際に相手方と協議しない条項である。

様式条項を採用して契約を締結する場合には、様式条項を提供する一方は、公平の原則を遵守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ、合理的方式を採用して相手方に対しその責任を免除し、又は軽減する等の相手方と重大な利害関係のある条項に注意するよう提起し、相手方の要求に従い、当該条項について説明をしなければならない。様式条項を提供する一方が注意喚起又は説明の義務を履行しておらず、相手方が自身と重大な利害関係のある条項に注意を払わず、又はこれを理解しない結果となった場合には、相手方は、当該条項が契約の内容とならない旨を主張することができる。

第 497 条 次の以下の状況の 1 つのある場合には、当該様式条項は無効である。

- (一) 本法第 1 編第 6 章第 3 節及び本法第 506 条の定める無効事由のあるとき。
- (二) 様式条項を提供する一方がその責任を不合理に免除若しくは軽減し、相手方の責任を加重し、又は相手方の主要な権利を制限するとき。
- (三) 様式条項を提供する一方が相手方の主要な権利を排除するとき。

第 498 条 様式条項の理解について紛争が発生した場合には、通常理解に従い、これを解釈しなければならない。様式条項について 2 種以上の解釈のある場合には、様式条項を提供する一方に不利な解釈をしなければならない。様式条項が非様式条項と一致しない場合には、非様式条項を採用しなければならない。

第 499 条 特定の行為を完了させた者に報酬を支払う旨を懸賞人が公開の方式にて表明した場合には、当該行為を完了させた者は、当該懸賞人に支払いを請求することができる。

第 500 条 当事者は、契約締結の過程において次の各号に掲げる事由の 1 つがあり、相手方に対し損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

- (一) 契約の締結に名を借り、悪意により交渉をするとき。
- (二) 故意に契約の締結に関連する重要な事実を隠蔽し、又は虚偽の状況を提供するとき。
- (三) 信義誠実の原則に違背するその他の行為のあるとき。

第 501 条 当事者が契約締結の過程において知り得た商業秘密又はその他の秘密保持すべき情報については、契約が成立したと否とを問わず、これを漏洩し、又は不正に使用してはならない。当該商業秘密又は情報を漏洩し、又は不正に使用して相手方に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 3 章 契約の効力

第 502 条 法により成立する契約は、成立の時から効力を生ずる。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

法律、行政法規の規定、契約に従って認可等の手続をするべき場合には、当該規定による。認可等の手続をしていないことが契約の発効に影響を及ぼす場合には、契約中の認可申請等の義務の履行に係る条項及び関連する条項の効力には影響しない。認可申請等の

手続をするべき当事者が義務を履行していない場合には、相手方は、当該当事者に対し当該義務への違反に係る責任を負うよう請求することができる。

法律又は行政法規の規定により契約の変更、譲渡、解除等の状況について認可等の手続をしなければならない場合には、前項の規定を適用する。

第 503 条 無権代理人が本人の名で契約を締結し、本人が既に契約上の義務の履行を開始し、又は相手方の履行を受け入れている場合には、契約に対する追認であるものとみなす。

第 504 条 法人の法定代理人又は非法人組織の責任者が権限を超えて締結する契約については、それらの者が権限を超える旨を相手方が知り、又は知るべき場合を除き、当該代表行為は、効力を有し、締結した契約は、法人又は非法人組織に対して効力を生じる。

第 505 条 当事者が経営範囲を越えて締結する契約の効力については、本法第 1 編第 6 章第 3 節及び本編の関係規定により確定しなければならないが、経営範囲を越えることのみをもって契約の無効を確認してはならない。

第 506 条 契約中の次に掲げる免責条項は、無効とする。

- (一) 相手方に人身損害をもたらす場合
- (二) 故意又は重大な過失により相手方に財産損失をもたらす場合

第 507 条 契約が効力を発生せず、無効であり、取り消され、又は終了した場合には、契約中の紛争解決方法に関する条項の効力には影響を及ぼさない。

第 508 条 本編に契約の効力について規定がない場合には、本法第 1 編第 6 章の関係規定を適用する。

第 4 章 契約の履行

第 509 条 当事者は、約定に従い自己の義務を全面的に履行しなければならない。

当事者は、信義誠実の原則を遵守し、契約の性質、目的及び取引慣習に基づき、通知、協力及び秘密保持等の義務を履行しなければならない。

当事者は、契約履行の過程において、資源浪費、環境汚染及び生態破壊を回避しなければならない。

第 510 条 契約が効力を生じた後に、当事者は、品質、代金、報酬又は履行場所等の内容について約定せず、又は約定が不明確である場合には、補充を合意することができる。補充合意を達成することのできない場合には、契約の関係条項又は取引慣習に従い確定する。

第 511 条 関係契約内容についての当事者の約定が不明確であり、前条の規定によりなお確定することのできない場合には、次の各号の規定を適用する。

- (一) 品質要求が不明確である場合には、強制性国家標準に従い履行する。強制性国家標準がない場合には推薦性国家標準に従い履行する。推薦性国家標準がない場合には業種標準に従い履行する。国家標準及び業種標準のない場合には、通常標準又は契約の目的に適合する特定標準に従い履行する。
- (二) 代金又は報酬が不明確である場合には、契約締結時の履行地の市場価格に従い履行する。法により政府決定価格又は政府指導価格を執行すべき場合には、規定に従い履行する。
- (三) 履行場所が不明確である場合において、貨幣を給付するときは、貨幣を受領する一方の所在地において履行する。不動産を引き渡すときは、不動産所在地において履

行する。その他の目的対象については、義務を履行する一方の所在地において履行する。

- (四) 履行期限が不明確である場合には、債務者は、随時に履行することができる。債権者も、随時に履行を請求することができる。但し、相手方に必要な準備期間を与えなければならない。
- (五) 履行方式が不明確である場合には、契約の目的の実現に有利な方式に従い履行する。
- (六) 履行費用の負担が不明確である場合には、義務を履行する一方が負担する。債権者の原因により増加した履行費用は、債権者が負担する。

第 512 条 インターネット等の情報ネットワークを通じて締結した電子契約の目的対象が商品の引渡しであり、かつ、宅配物流方式を採用して引き渡される場合には、荷受人の受領署名の時を引渡しの時とする。電子契約の目的対象がサービスの提供である場合には、生成した電子証憑又は現物証憑中に明記された時期をサービス提供時期とし、前述の証憑に時期が明記されていない場合又は明記された時期と実際のサービス提供時期が一致しない場合には、実際にサービスが提供された時期を基準とする。

電子契約の目的対象物がオンライン伝送方式を採用して引き渡されるものである場合には、契約の目的対象物が相手方当事者の指定する特定のシステムに入り、かつ、検索識別することができるようになった時を引渡しの時とする。

電子契約の当事者が商品の引渡し又はサービスの提供の方式及び時期について別段の約定を有する場合には、その約定に従う。

第 513 条 政府決定価格又は政府指導価格を執行する場合において、契約に約定された引渡期間内に国の価格が調整されたときは、引渡し価格に従い価格を計算する。期間を徒過して目的対象物を引き渡す場合において、価格の上昇に遭遇したときは、原価格に従い執行する。価格が低下したときは、新価格に従い執行する。期間を徒過して目的対象物を受け取り、又は期間を徒過して代金を支払う場合において、価格の上昇に遭遇したときは、新価格に従い執行する。価格が低下したときは、原価格に従い執行する。

第 514 条 金銭の支払いを内容とする債務については、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除き、債権者は、実際の履行地の法定通貨にて履行するよう債務者に請求することができる。

第 515 条 目的対象は複数あるが、債務者がそのうちの 1 つのみを履行する必要がある場合には、債務者は、選択権を享有する。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定若しくは別段の取引慣行がある場合を除く。

選択権を享有する当事者が約定期間内に、又は履行期間が満了しても選択をしておらず、催告を経た後の合理的期間内にもなお選択をしなかった場合には、選択権は、相手方に移転する。

第 516 条 当事者が選択権を行使する場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。通知が相手方に到達した時に、目的対象は、確定する。目的対象は、確定後に変更してはならない。但し、相手方の同意を経た場合を除く。

選択することのできる目的対象に履行不能の状況が発生した場合には、選択権を享有する当事者は、履行不能の目的対象を選択してはならない。但し、当該履行不能の状況が相手方によってもたらされたものである場合を除く。

第 517 条 債権者が 2 人以上で、目的対象が可分であり、持分に応じてそれぞれ債権を共有する場合には、分割債権となる。債務者が 2 人以上で、目的対象が可分であり、持分に応じてそれぞれ債務を負担する場合には、分割債務となる。

分割債権者又は分割債務者の持分の確定が難しい場合には、持分は、同一であるものとみなす。

第 518 条 債権者が 2 人以上で、一部又は全部の債権者がいずれも債務者に債務の履行を請求することができる場合には、連帯債権となる。債務者が 2 人以上で、債権者が一部又は全部の債務者に全債務の履行を請求することができる場合には、連帯債務となる。

連帯債権又は連帯債務は、法律によって定め、又は当事者が約定する。

第 519 条 連帯債務者間の持分を確定することが難しい場合には、持分は、同一であるものとみなす。

実際に負担した債務が自己の持分を超える連帯債務者は、超過分について、その他の連帯債務者の未履行持分の範囲内において償還請求する権利を有し、かつ、債権者の権利を相応に享有する。但し、債権者の利益を損なってはならない。その他の連帯債務者は、債権者に対する抗弁について、当該債務者に対して主張することができる。

償還請求を受けた連帯債務者が自身の分担すべき持分を履行することができない場合には、その他の連帯債務者は、相応の範囲内において比率に従い分担しなければならない。

第 520 条 一部の連帯債務者が債務を履行若しくは相殺し、又は目的対象物を供託した場合には、債権者に対するその他の債務者の債務は相応の範囲内において消滅し、当該債務者は前条の規定によりその他の債務者に対して償還請求することができる。

一部の連帯債務者の債務が債権者により免除された場合には、当該連帯債務者が負担すべき持分の範囲内において、債権者に対するその他の債務者の債務は、消滅する。

一部の連帯債務者の債務と債権者の債権とが同一人に帰属する場合には、当該債務者が負担すべき持分を控除した後に、その他の債務者に対する債権者の債権は、継続して存在する。

一部の連帯債務者の給付に対し債権者が受領遅滞した場合には、その他の連帯債務者に対し効力を生ずる。

第 521 条 連帯債権者間の持分を確定することが難しい場合には、持分は、同一であるものとみなす。

実際に債権を受領した連帯債権者は、比率に従ってその他の連帯債権者に返還しなければならない。

連帯債権については、本章の連帯債務の関係規定を準用する。

第 522 条 債務者が第三者に対して債務を履行する旨を当事者が約定した場合において、債務者は、第三者に対して債務を履行しておらず、又は債務履行が約定に適合しないときは、債権者に対して違約責任を負わなければならない。

第三者が自身に対する債務履行を債務者に直接請求することができる旨を法律が定め、又は当事者が約定し、第三者が合理的期間内に明確な拒絶をしていない場合において、債務者が第三者に対して債務を履行しておらず、又は債務履行が約定に適合しないときは、第三者は債務者に対して違約責任を負うよう請求することができ、債務者は債権者に対する抗弁について、第三者に対して主張することができる。

第 523 条 第三者が債権者に対して債務を履行する旨を当事者が約定した場合において、

第三者が債務を履行せず、又は債務履行が約定に適合しないときは、債務者は、債権者に対して違約責任を負わなければならない。

第 524 条 債務者が債務を履行せず、第三者が当該債務の履行について適法な利益を有する場合には、第三者は、債権者に対し履行を代理する権利を有する。但し、債務の性質に基づき、当事者の約定に従い、又は法律の規定により債務者のみが履行することができる場合を除く。

債権者が第三者による履行を受け入れた後に、その債務者に対する債権は、第三者に譲渡される。但し、債務者及び第三者に別段の約定がある場合を除く。

第 525 条 当事者は、相互に債務を負い、履行先後順位のない場合には、同時に履行しなければならない。一方は、相手方が履行するまでは、その履行請求を拒絶する権利を有する。一方は、相手方の債務履行が約定に適合しない場合には、その相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第 526 条 当事者が相互に債務を負い、履行先後順位のある場合において、先に債務を履行すべき一方が履行しないときは、後に履行する一方は、その履行請求を拒絶する権利を有する。先に履行する一方の債務履行が約定に適合しないときは、後に履行する一方は、その相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第 527 条 先に債務を履行すべき当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の 1 つのあることを証明する確実な証拠を有する場合には、履行を中止することができる。

- (一) 経営状況が重大に悪化する時。
- (二) 財産を移転し、又は資金を引き出して逃避し、もって債務を回避する時。
- (三) 商業信用・名誉を喪失する時。
- (四) 債務履行能力を喪失し、又は喪失するおそれのあるその他の事由のある時。

当事者は、履行を中止する確実な証拠のない場合には、違約責任を負わなければならない。

第 528 条 当事者は、前条の規定により履行を中止する場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供する場合には、履行を回復しなければならない。履行を中止した後において、相手方が合理的期間内に履行能力を回復せず、かつ、適当な担保を提供しないときは、自己の行為をもって主要債務を履行しないことを表明したものとみなし、履行を中止した一方は、契約を解除することができ、かつ、相手方に対して違約責任を負うよう請求することができる。

第 529 条 債権者が分割し、合併し、又は住所を変更したのに債務者に通知せず、債務履行に困難を発生させた場合には、債務者は、履行を中止し、又は目的対象物を供託することができる。

第 530 条 債権者は、債務者の期限前債務履行を拒絶することができる。但し、期限前履行が債権者の利益を損わない場合を除く。

債務者の期限前債務履行が債権者に増加させた費用は、債務者がこれを負担する。

第 531 条 債権者は、債務者による債務の一部履行を拒絶することができる。但し、一部履行が債権者の利益を損わない場合を除く。

債務者による債務の一部履行が債権者に増加させる費用は、債務者がこれを負担する。

第 532 条 契約が効力を生じた後に、当事者は、氏名若しくは名称の変更又は法定代表者、責任者若しくは担当者の変動により契約上の義務の不履行をしてはならない。

第 533 条 契約が成立した後に、当事者が契約締結時に予見することができず、商業リスクに該当しない重大な変化が契約の基礎条件に発生し、契約の履行を継続することが当事者の一方に対して明らかに不公平となった場合には、不利な影響を受ける当事者は、相手方と改めて協議することができる。合理的期間内に協議が調わない場合には、当事者は、人民法院又は仲裁機構に契約の変更又は解除を請求することができる。

人民法院又は仲裁機構は、事件の実際の状況を踏まえ、公平の原則に基づいて契約を変更又は解除しなければならない。

第 534 条 当事者が契約を利用して国家の利益又は社会公共の利益に危害を及ぼす行為を実施した場合について、市場監督管理及びその他の関係する行政主管部門は、法律及び行政法規の規定により監督処理に責任を負う。

第 5 章 契約の保全

第 535 条 債務者がその債権又は当該債権と関連する従たる権利の行使を怠ったことにより、債権者の期限到来債権の実現に影響を与えた場合には、債権者は、人民法院に対し自己の名で債務者の相手方に対する権利を代位行使する旨を請求することができる。但し、当該権利が債務者自身に専属する場合を除く。

代位権の行使範囲は、債権者の期限到来債権をもって限度とする。債権者が代位権を行使する必要費用は、債務者がこれを負担する。

相手方は、債務者に対する抗弁について、債権者に対して主張することができる。

第 536 条 債権者の債権の期限が到来する前に、訴訟時効期間が間もなく満了する、又は破産債権を遅滞なく申告していない等の状況が債務者の債権又は当該債権に關係する従たる権利に存在し、債権者の債権の実現に影響を及ぼす場合には、債権者は、代位して債務者に対する履行を債務者の相手方に請求し、破産管財人に申告し、又はその他必要な行為を行うことができる。

第 537 条 人民法院が代位権の成立を認定した場合には、債務者の相手方が債権者に対して義務を履行し、債権者が履行を受け入れた後に、債権者と債務者及び債務者と相手方との間の相応の権利義務は、終了する。債務者の相手方に対する債権又は当該債権に關係する従たる権利が保全若しくは執行措置を講じられ、又は債務者が破産した場合には、関連する法律の規定により処理する。

第 538 条 債務者がその債権を放棄し、債権担保を放棄し、財産を無償譲渡する等の方式にて財産権益を無償で処分し、又はその期限到来債権の履行期間を悪意により延長して債権者の債権の実現に影響を及ぼした場合には、債権者は、人民法院に対し債務者の行為を取り消すよう請求することができる。

第 539 条 債務者が明らかに不合理な低価額にて財産を譲渡し、明らかに不合理な高価額にて他人の財産を譲り受け、又は他人の債務に担保を提供して、債権者の債権の実現に影響を及ぼした場合において、債務者の相手方が当該状況を知り、又は知りうべきときは、債権者は、人民法院に対し債務者の行為を取り消すよう請求することができる。

第 540 条 取消権の行使範囲は、債権者の債権をもって限度とする。債権者が取消権を行使する必要費用は、債務者がこれを負担する。

第 541 条 取消権は、債権者が取消事由を知り、又は知るべき日から 1 年以内にこれを行使

する。債務者の行為発生日から5年内に取消権を行使しなかった場合には、当該取消権は、消滅する。

第542条 債権者の債権の実現に影響を及ぼす債務者の行為は、取り消された場合には、始めから法的拘束力を有しない。

第6章 契約の変更及び譲渡

第543条 当事者は、協議により合意し、契約を変更することができる。

第544条 契約変更の内容に対する当事者の約定が不明確である場合には、変更しなかったものと推定する。

第545条 債権者は、債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。但し、次の各号に掲げる事由の1つのある場合を除く。

- (一) 債権の性質に基づき譲渡してはならないとき。
- (二) 当事者の約定に従い譲渡してはならないとき。
- (三) 法律の規定により譲渡してはならないとき。

非金銭債権について譲渡してはならない旨を当事者が約定した場合には、善意の第三者に対抗することができない。金銭債権について譲渡してはならない旨を当事者が約定した場合には、第三者に対抗することができない。

第546条 債権者は、債権を譲渡する場合において、債務者に通知しなかったときは、当該譲渡は、債務者に対し効力を生じない。

債権譲渡の通知は、これを取り消してはならない。但し、譲受人の同意を経た場合を除く。

第547条 債権者が債権を譲渡する場合には、譲受人は、債権と関連する従たる権利を取得する。但し、当該従たる権利が債権者自身に専属する場合を除く。

譲受人が取得した従たる権利は、当該従たる権利が移転登記手続をしていないこと又は占有を移転していないことによって影響を受けるものではない。

第548条 債務者が債権譲渡通知を受領した後において、譲渡人に対する債務者の抗弁は、譲受人に対してこれを主張することができる。

第549条 次に掲げる事由の一つのある場合には、債務者は、譲受人に対し相殺を主張することができる。

- (一) 債務者が債権譲渡通知を受領した場合において、債務者が譲渡人に対し債権を享有し、かつ、債務者の債権が譲渡された債権より先に期限が到来し、又は同時に期限が到来するとき。
- (二) 債務者の債権と譲渡された債権が同一の契約に基づいて発生したものであるとき。

第550条 債権譲渡により増加した履行費用は、譲渡人が負担する。

第551条 債務者は、債務の全部又は一部を第三者に移転する場合には、債権者の同意を経なければならない。

債務者又は第三者は、合理的期間内に同意をするよう債権者に催告することができ、債権者が表示をしない場合には、同意しないものとみなす。

第552条 第三者と債務者とが債務に加入する旨を約定し、かつ、債権者に通知した場合、又は第三者が債務に加入する意思を有する旨を債権者に表示した場合において、債権者

が合理的期間内に明確な拒絶をしなかったときは、債権者は、第三者に対し、当該第三者が負担の意思を有する債務の範囲内において、債務者と連帯債務を負うよう請求することができる。

第 553 条 債務者が債務を移転する場合には、新債務者は、債権者に対する原債務者の抗弁を主張することができる。原債務者が債権者に対して債権を享有する場合には、新債務者は、債権者に相殺を主張してはならない。

第 554 条 債務者が債務を移転する場合には、新債務者は、主たる債務と関連する従たる債務を負わなければならない。但し、当該従たる債務が原債務者自身に専属する場合を除く。

第 555 条 当事者の一方は、相手方の同意を経て、契約中の自己の権利及び義務を一括して第三者に譲渡することができる。

第 556 条 契約上の権利及び義務が一括して譲渡される場合には、債権譲渡、債務移転の関連規定を適用する。

第 7 章 契約上の権利義務の終了

第 557 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、債権債務は、終了する。

- (一) 債務が既に履行されたとき。
- (二) 債務が相互に相殺されたとき。
- (三) 債務者が法により目的対象物を供託したとき。
- (四) 債権者が債務を免除したとき。
- (五) 債権債務が同一人に帰属したとき。
- (六) 法律の規定又は当事者の約定により終了するその他の事由

契約が解除された場合には、当該契約の権利義務関係は終了する。

第 558 条 債権債務が終了した後において、当事者は、信義誠実の原則を遵守し、取引慣習に基づき、通知、協力及び秘密保持、廃棄物回収等の義務を履行しなければならない。

第 559 条 債権債務が終了した時に、債権の従たる権利は、同時に消滅する。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 560 条 債務者が同一の債権者に対して負担する複数の債務の種類が同一であり、債務者による給付が全債務の弁済に不足する場合には、当事者に別段の約定がある場合を除き、債務者が弁済時にその履行する債務を指定する。

債務者が指定をしていない場合には既に期限が到来した債務を優先的に履行しなければならない。複数の債務がいずれも期限到来している場合には債権者に対して担保を欠く債務又は担保が最も少ない債務を優先的に履行し、いずれも担保がない場合又は担保が等しい場合には債務者の負担が重い方の債務を優先的に履行し、負担が同一である場合には債務期限到来の先後順位に従って履行し、期限到来時期が同一である場合には債務比率に従って履行する。

第 561 条 債務者が主たる債務を履行するほかに利息及び債権の実現に係る費用も支払わなければならない。当該債務者による給付が全債務の弁済に不足する場合には、当事者に別段の約定がある場合を除き、次に掲げる順位に従って履行しなければならない。

- (一) 債権の実現に係る費用

- (二) 利息
- (三) 主たる債務

第 562 条 当事者は、協議により合意し、契約を解除することができる。

当事者は、一方が契約を解除する事由を約定することができる。契約解除の事由が発生したときは、解除権者は、契約を解除することができる。

第 563 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、当事者は、契約を解除することができる。

- (一) 不可抗力により契約の目的を実現することのできなくなったとき。
- (二) 履行期間が満了する前において、当事者の一方が主要な債務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為によりその旨を表明したとき。
- (三) 当事者の一方が主要な債務の履行を遅延し、催告を経た後の合理的期間内になお履行しなかったとき。
- (四) 当事者の一方が債務履行を遅延し、又はその他の違約行為をして契約の目的の実現を不能とさせたとき。
- (五) 法律所定のその他の事由

継続的に履行する債務を内容とする期間の定めのない契約について、当事者は、随時に契約を解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。

第 564 条 法律に解除権行使期間が規定され、又は当事者がこれを約定した場合において、期間が満了したのに当事者が行使しないときは、当該権利は、消滅する。

法律に解除権行使期間の定めがなく、又は当事者がこれを約定しなかった場合において、解除権者が解除事由を知り、又は知りうべき日から 1 年内に行使せず、又は相手方の催告を経た後の合理的期間内に行使しないときは、当該権利は、消滅する。

第 565 条 当事者の一方は、法により契約の解除を主張する場合には、相手方にこれを通知しなければならない。契約は、通知が相手方に到達した時に、解除される。債務者が一定の期間内に債務を履行しないと契約が自動的に解除される旨が通知に明記され、債務者が当該期間内に債務を履行しなかった場合には、契約は、通知に明記された期間が満了した時に、解除される。相手方は、契約の解除について異議のある場合には、いずれの当事者も人民法院又は仲裁機構に対し解除行為の効力を確認する旨を請求することができる。

当事者の一方が相手方に通知せず、直接的に訴訟の提起又は仲裁の申立ての方式にて契約の解除を法により主張し、人民法院又は仲裁機構が当該主張を確認した場合には、契約は、訴状の副本又は仲裁申立書の副本が相手方に送達された時に、解除される。

第 566 条 契約が解除された後において、未履行のものについては、履行を終了する。既履行のものについては、履行状況及び契約の性質に基づき、当事者は、原状を回復し、又はその他の救済措置を講ずるよう請求することができ、かつ、損害賠償を要求する権利を有する。

契約が違約により解除された場合には、解除権者は、違約当事者に対し違約責任を負うよう請求することができる。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

主契約が解除された後、担保人は、債務者が負うべき民事責任に対し、なお担保責任を負わなければならない。但し、担保契約に別段の約定がある場合を除く。

第 567 条 契約上の権利義務関係の終了は、契約中の決済及び清算整理条項の効力に影響

を及ぼさない。

第 568 条 当事者が相互に債務を負い、かつ、当該債務の目的対象物の種類及び品質が同一である場合には、いずれの一方も、自己の債務を相手方の期限の到来した債務と相殺することができる。但し、債務の性質に基づき、当事者の約定に従い、又は法律の規定により相殺してはならない場合を除く。

当事者は、相殺を主張する場合には、相手方に通知しなければならない。通知は、相手方に到達した時から効力を生ずる。相殺には、条件を附し、又は期限を附してはならない。

第 569 条 当事者が相互に債務を負い、目的対象物の種類又は品質が同一でない場合にも、協議による合意を経て、相殺することができる。

第 570 条 次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合において、債務履行が難しいときは、債務者は、目的対象物を供託することができる。

- (一) 債権者が正当な理由なくして受領を拒絶するとき。
- (二) 債権者が行方不明であるとき。
- (三) 債権者が死亡し、相続人若しくは遺産管理人が確定されず、又は民事行為能力を喪失し、監護人が確定されないとき。
- (四) 法律所定のその他の事由

目的対象物が供託に適さず、又は供託費用が高すぎる場合には、債務者は、法により目的対象物を競売し、又は換価し、取得した代金を供託することができる。

第 571 条 債務者が目的対象物又は目的対象物を法により競売又は換価して取得した代金を供託部門に引き渡した時に、供託は、成立する。

供託が成立した場合には、債務者がその供託範囲内において目的対象物を既に引き渡したものとみなす。

第 572 条 目的対象物が供託された後において、債務者は、遅滞なく債権者又は債権者の相続人、遺産管理人、監護人若しくは財産管理人に通知しなければならない。

第 573 条 目的対象物が供託された後に毀損し、又は滅失する危険は、債権者がこれを負う。供託期間において、目的対象物の果実は、債権者の所有に帰属する。供託費用は、債権者がこれを負担する。

第 574 条 債権者は、随時に供託物を受領することができる。但し、債権者が債務者に対し期限の到来した債務を負う場合には、債権者が債務を履行し、又は担保を提供するまでは、供託部門は、債務者の要求に基づき、債権者による供託物の受領を拒絶しなければならない。

債権者が供託物を受領する権利は、供託の日から 5 年内に行使しないことにより消滅する。供託物は、供託費用を控除した後に、国の所有に帰属する。但し、債権者が債務者に対する期限到来債務を履行しておらず、又は債権者が供託物を受領する権利を放棄する旨を供託部門に対し書面により表示した場合には、債務者は、供託費用を負担した後に、供託物を取り戻す権利を有する。

第 575 条 債権者が債務者に対し債務の一部又は全部を免除した場合には、債権債務の一部又は全部は、終了する。但し、債務者が合理的期間内にこれを拒絶した場合を除く。

第 576 条 債権及び債務が同一人に帰属した場合には、債権債務は、終了する。但し、第三者の利益を損なう場合を除く。

第8章 違約責任

第577条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しない場合には、履行を継続し、救済措置を講じ、又は損害を賠償する等の違約責任を負わなければならない。

第578条 当事者の一方が契約上の義務の不履行を明確に表示し、又は自己の行為によりその旨を表明した場合には、相手方は、履行期間満了の前に、当該当事者に対し違約責任を負うよう請求することができる。

第579条 当事者の一方が代金、報酬、賃料、利息を支払わず、又はその他の金銭債務を履行しない場合には、相手方は、その支払いを請求することができる。

第580条 当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定に適合しない場合には、相手方は、強制履行を請求することができる。但し、次の各号に掲げる事由の1つのある場合を除く。

- (一) 法律上又は事実上履行することのできないとき。
- (二) 債務の目的対象が強制履行に適さず、又は履行費用が高すぎる時。
- (三) 債権者が合理的期間内に履行を請求しないとき。

前項に定める除外の状況のいずれかがあり、契約の目的を実現することができなくなった場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づいて契約上の権利義務関係を終了させることができる。但し、違約責任の負担には影響しない。

第581条 当事者の一方が債務を履行せず、又は債務履行が約定に適合しない場合において、債務の性質に基づき履行を強制してはならないときは、相手方は、第三者が代わって履行する際の費用の負担を当該当事者の一方に請求することができる。

第582条 履行が約定に適合しない場合には、当事者の約定に従い違約責任を負わなければならない。違約責任について約定せず、又は約定が不明確であり、第510条の規定によりなお確定することのできない場合には、損害を受けた当事者は、目的対象の性質及び損害の大小に基づき、合理的に選択して相手方に対し修理、再製作、交換、返品又は代金若しくは報酬の減額等の違約責任を負うよう要求することができる。

第583条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しない場合において、義務を履行し、又は救済措置を講じた後に相手方になおその他の損害のあるときは、損害を賠償しなければならない。

第584条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合せず、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償額は、違約によりもたらされる損害に相当しなければならない。当該損害には、契約履行後に取得することのできる利益が含まれる。但し、違約当事者が契約締結の際に予見し、又は予見すべき違約によりもたらされる可能性のある損害を超えてはならない。

第585条 当事者は、一方が違約した際に違約状況に基づき相手方に対し一定金額の違約金を支払うべき旨を約定することができ、違約により生ずる損害賠償額の計算方法を約定することもできる。

約定された違約金もたらされた損害を下回る場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき増額することができる。約定された違約金もたらされた損害より高すぎる場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき適当に減額すること

ができる。

当事者が履行遅延について違約金を約定した場合には、違約当事者は、違約金を支払った後に、更に債務を履行しなければならない。

第 586 条 当事者は、一方が相手方に対し手附金を交付して債権の担保とする旨を約定することができる。手附金契約は、実際に手附金を支払った時に成立する。

手附金の金額は、当事者が約定する。但し、主契約の目的額の百分の 20 を超えてはならず、超過部分については手附金の効力を生じない。実際に引き渡した手附金の金額が約定の金額より多い場合又は少ない場合には、約定した手附金の金額を変更したものとみなす。

第 587 条 債務者が債務を履行した場合には、手附金は、これを代金に充当し、又は回収しなければならない。手附金を交付した一方は、約定した債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、契約の目的を実現できなくなった場合には、手附金の返還を請求する権利を有しない。手附金を収受した一方は、約定した債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、契約の目的を実現できなくなった場合には、手附金の倍額を返還しなければならない。

第 588 条 当事者が違約金を約定し、かつ、手附金を約定している場合において、一方が違約したときは、相手方は、違約金又は手附金の条項の適用を選択することができる。

手附金が一方の違約によりもたらされた損失の補填に不足する場合には、相手方は、手附金の金額を超える損失の賠償を請求することができる。

第 589 条 債務者が約定に従って債務を履行し、債権者が正当な理由なくして受領を拒絶した場合には、債務者は、増加した費用の賠償を債権者に請求することができる。

債権者の受領遅滞期間において、債務者は、利息を支払う必要がない。

第 590 条 当事者の一方が不可抗力により契約を履行することのできない場合には、不可抗力の影響に基づき、責任の一部又は全部を免除する。但し、法律に別段の定めのある場合を除く。不可抗力により契約を履行することのできない場合には、遅滞なく相手方に通知し、もって相手方にもたらされるおそれのある損害を軽減しなければならない。かつ、合理的期間内に証明を提供しなければならない。

当事者の履行遅滞後に不可抗力が発生した場合には、その違約責任は免除されない。

第 591 条 当事者の一方が違約した後において、相手方は、適当な措置を講じて損害の拡大を防止しなければならない。適当な措置を講じないで損害を拡大させた場合には、拡大した損害について賠償を請求してはならない。

損害拡大防止により支出した当事者の合理的費用は、違約当事者がこれを負担する。

第 592 条 当事者がいずれも契約に違反した場合には、各自が相応する責任を負わなければならない。

当事者の一方の違約によって相手方に損失がもたらされ、損失の発生について相手方に故意・過失があった場合には、相応の損害賠償額を減らすことができる。

第 593 条 当事者の一方が第三者の事由により違約をもたらした場合には、法により相手方に対し違約責任を負わなければならない。当事者の一方と第三者との間の紛争は、法律の規定により、又は約定に従い、これを処理する。

第 594 条 国際貨物売買契約及び技術輸出入契約の紛争に起因して訴えを提起し、又は仲裁を申し立てる時効期間は、4年とする。

第2分編 典型契約

第9章 売買契約

第595条 売買契約は、売主が目的対象物の所有権を買主に移転し、買主が代金を支払う契約である。

第596条 売買契約の内容には、一般に、目的物の名称、数量、品質、価格、履行期間、履行場所及び方法、包装方式、検査の標準及び方法、決済方式並びに契約に使用する文字及びその効力等の条項が含まれる。

第597条 売主が処分権を取得していないことにより目的対象物の所有権が移転不能となった場合には、買主は、契約を解除し、かつ、違約責任を負うよう売主に請求することができる。

法律又は行政法規により譲渡が禁止され、又は制限される目的対象物については、当該規定による。

第598条 売主は、買主に対し目的対象物を引き渡し、又は目的対象物受領書類を交付し、かつ、目的対象物の所有権を移転する義務を履行しなければならない。

第599条 売主は、約定又は取引慣習に従い、買主に対し目的対象物受領書類以外の関係書類及び資料を交付しなければならない。

第600条 知的所有権を有する目的対象物を売却する場合には、法律に別段の定めがあり、又は当事者間に別段の約定のあるときを除き、当該目的対象物の知的所有権は、買主に属しない。

第601条 売主は、約定された時期に従い目的対象物を引き渡さなければならない。引渡期間が約定されている場合には、売主は、当該引渡期間内の任意の時に引き渡すことができる。

第602条 当事者が目的対象物の引渡期間について約定せず、又は約定が不明確である場合には、第510条及び第511条第四号の規定を適用する。

第603条 売主は、約定された場所に従い、目的対象物を引き渡さなければならない。

当事者が引渡場所について約定せず、又は約定が不明確であり、第510条の規定によりなお確定することのできない場合には、次の各号の規定を適用する。

- (一) 目的対象物が運送を必要とする場合には、売主は、目的対象物を第一運送人に引き渡し、もって運送させ買主に対して引き渡さなければならない。
- (二) 目的対象物が運送を必要とせず、売主及び買主が契約を締結する際に目的対象物が特定の場所にあることを知る場合には、売主は、当該場所において目的対象物を引き渡さなければならない。目的対象物が特定の場所にあることを知らない場合には、契約を締結した際の売主の営業地において目的対象物を引き渡さなければならない。

第604条 目的対象物が毀損し、又は滅失する危険は、目的対象物の引渡し前は売主がこれを負い、引渡し後は買主がこれを負う。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第605条 買主の事由により約定された期間に従い目的対象物を引き渡さない場合には、

買主は、約定に違反した時から目的対象物の毀損又は滅失の危険を負わなければならない。

第 606 条 売主が運送人に引き渡して運送中途にある目的対象物を売却する場合には、当事者間に別段の約定のあるときを除き、毀損し、又は滅失する危険は、契約成立の時から買主がこれを負う。

第 607 条 売主が約定に従って目的対象物を買主の指定場所まで運び、かつ、運送人に引き渡した後に、目的対象物が毀損し、又は滅失する危険は、買主がこれを負う。

当事者が引渡場所について約定せず、又は約定が不明確であり、第 603 条第 2 項第一号の規定により目的対象物が運送を必要とする場合には、売主が目的対象物を第一運送人に引き渡した後に、目的対象物が毀損し、又は滅失する危険は、買主がこれを負う。

第 608 条 売主が約定に従い、又は第 603 条第 2 項第二号の規定により目的対象物を引渡場所に置いたのに、買主が約定に違反して受領しなかった場合には、目的対象物が毀損し、又は滅失する危険は、約定に違反した時から買主がこれを負う。

第 609 条 売主が約定に従い目的対象物に関する書類及び資料を交付しなかった場合には、目的対象物が毀損し、又は滅失する危険の移転に影響を及ぼさない。

第 610 条 目的対象物が品質上の要求に適合しないことにより契約の目的を実現することのできない場合には、買主は、目的対象物の受領を拒絶し、又は契約を解除することができる。買主が目的対象物の受領を拒絶し、又は契約を解除した場合には、目的対象物の毀損又は滅失の危険は、売主がこれを負う。

第 611 条 目的対象物が毀損し、又は滅失する危険を買主が負う場合には、売主の義務履行が約定に適合しないことにより買主が当該売主に対し違約責任を負うよう請求する権利に影響を及ぼさない。

第 612 条 売主は、引き渡される目的対象物について、第三者が当該目的対象物に対していかなる権利も享有しない旨を保証する義務を負う。但し、法律に別段の定めのある場合を除く。

第 613 条 買主が契約を締結する際に売買の目的対象物について第三者が権利を享有することを知り、又は知るべき場合には、売主は、前条所定の義務を負わない。

第 614 条 買主は、第三者が目的対象物について権利を享有することを証明する確実な証拠を有する場合には、相応する代金の支払いを中止することができる。但し、売主が適当な担保を提供する場合を除く。

第 615 条 売主は、約定された品質上の要求に従い目的対象物を引き渡さなければならない。売主が目的対象物の品質に関する説明を提供する場合には、引き渡される目的対象物は、当該説明された品質上の要求に適合しなければならない。

第 616 条 当事者が目的対象物の品質上の要求について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、第 511 条第一号の規定を適用する。

第 617 条 売主の引き渡す目的対象物が品質上の要求に適合しない場合には、買主は、第 582 条ないし第 584 条の規定により違約責任を負うよう請求することができる。

第 618 条 目的対象物の瑕疵に対して売主が負う責任を軽減し、又は免除する旨を当事者が約定した場合において、売主の故意又は重大な過失により目的対象物の瑕疵が買主に告知されなかったときは、売主は、責任の軽減又は免除を主張する権利を有しない。

- 第 619 条 売主は、約定された包装方式に従い目的対象物を引き渡さなければならない。
包装方式について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、一般的方式に従い包装しなければならない。一般的方式のない場合には、目的対象物を保護するのに足り、かつ、資源の節約、生態環境の保護に有利な包装方式を採用しなければならない。
- 第 620 条 買主は、目的対象物を受領する際に、約定された検査期間内に検査しなければならない。検査期間を約定していない場合には、遅滞なく検査しなければならない。
- 第 621 条 当事者が検査期間を約定した場合には、買主は、検査期間内に、目的対象物の数量又は品質が約定に適合しない状況を売主に通知しなければならない。買主が通知を怠った場合には、目的対象物の数量又は品質は約定に適合したものとみなす。
当事者が検査期間を約定していない場合には、買主は、目的対象物の数量又は品質が約定に適合しないことを発見し、又は発見するべき合理的期間内に、売主に通知しなければならない。買主が合理的期間内に通知せず、又は目的対象物受領の日から 2 年以内に売主に通知しなかった場合には、目的対象物の数量又は品質は約定に適合したものとみなす。但し、目的対象物に品質保証期間のある場合には、品質保証期間を適用し、当該 2 年の規定を適用しない。
提供される目的対象物が約定に適合しない旨を売主が知り、又は知るべき場合には、買主は、前両項所定の通知期間の制限を受けない。
- 第 622 条 当事者の約定した検査期間が過度に短く、目的対象物の性質及び取引慣行に基づき、買主が検査期間内に全面的な検査を完了させることが難しい場合には、当該期間については、買主が目的対象物の外観の瑕疵に対して異議を提出する期間とだけみなす。
約定した検査期間又は品質保証期間が法律又は行政法規の定める期間より短い場合には、法律又は行政法規の定める期間を基準としなければならない。
- 第 623 条 当事者が検査期間について約定をしておらず、買主が受領署名した送り状、確認書等に目的対象物の数量、型番及び規格が明記されている場合には、買主は、既に数量及び外観の瑕疵に対して検査を行ったものと推定する。但し、これを覆すに足る関連証拠がある場合を除く。
- 第 624 条 売主が買主の指示により第三者に目的対象物を引き渡す場合において、売主及び買主が約定した検査の標準と買主及び第三者が約定した検査の標準とが一致しないときは、売主及び買主が約定した検査の標準を基準とする。
- 第 625 条 法律若しくは行政法規の規定により、又は当事者の約定に従い、目的対象物について有効使用年限の満了後に回収をしなければならない場合には、売主は、自ら又は第三者に委託して、目的対象物について回収をする義務を負う。
- 第 626 条 買主は、約定された金額及び支払方式に従い代金を支払わなければならない。代金の金額及び支払方式について約定せず、又は約定が不明確である場合には、第 510 条及び第 511 条第二号及び第五号の規定を適用する。
- 第 627 条 買主は、約定された場所に従い代金を支払わなければならない。支払場所について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、買主は、売主の営業地において支払わなければならない。但し、目的対象物の引渡し又は目的対象物受領書類の交付を代金支払いの条件とする旨を約定した場合には、引き渡される目的対象物又は交付される目的対象物受領書類の所在地において

支払う。

第 628 条 買主は、約定された期間に従い代金を支払わなければならない。支払期間について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、買主は、目的対象物又は目的対象物受領書類を受領すると同時に支払わなければならない。

第 629 条 売主が目的対象物を多く引き渡した場合には、買主は、多く引き渡された部分を受領し、又はその受領を拒絶することができる。買主は、多く引き渡された部分を受領する場合には、約定上の価格に従い代金を支払う。買主は、多く引き渡された部分の受領を拒絶する場合には、遅滞なく売主に通知しなければならない。

第 630 条 目的対象物が引き渡される前に生ずる果実は、売主の所有に帰属する。引き渡された後に生ずる果実は、買主の所有に帰属する。但し、当事者に別途約定のある場合を除く。

第 631 条 目的対象物の主物が約定に適合しないことにより契約が解除された場合には、契約解除の効力は、従物に及ぶ。目的対象物の従物が約定に適合しないことにより解除された場合には、解除の効力は、主物に及ばない。

第 632 条 目的対象物が複数の物であり、その内の 1 つが約定に適合しない場合には、買主は、当該物について解除することができる。但し、当該物と他の物との分離により目的対象物の価値が明らかに損なわれる場合には、買主は、複数の物について契約を解除することができる。

第 633 条 売主が目的対象物を分割して引き渡す場合において、売主がその内の 1 回の目的対象物について、これを引き渡さず、又はその引渡しに約定に適合しないことにより、当該回の目的対象物をして契約の目的を実現することができなくさせたときは、買主は、当該回の目的対象物について解除することができる。

売主がその内の 1 回の目的対象物を引き渡さず、又はその引渡しに約定に適合しないことにより、以後のその他各回の目的対象物の引渡しをして契約の目的を実現することができなくさせたときは、買主は、当該回及び以後のその他各回の目的対象物について解除することができる。

買主は、その内の 1 回の目的対象物について解除する場合において、当該回の目的対象物がその他各回の目的対象物と相互に依存するときは、既に引き渡し、及びいまだ引き渡していない各回の目的対象物について解除することができる。

第 634 条 代金を分割して支払う買主による期限到来代金の未払金額が全部の代金の 5 分の 1 に到達し、催告を経た後の合理的期間内になお期限到来代金を支払わない場合には、売主は、買主に対し全部の代金を支払うよう請求し、又は契約を解除することができる。

売主は、契約を解除する場合には、買主に対し当該目的対象物の使用料を支払うよう請求することができる。

第 635 条 見本による売買の当事者は、見本を密封して保管しなければならない。かつ、見本の品質について説明することができる。売主が引き渡す目的対象物は、見本及び売主説明の品質と同一でなければならない。

第 636 条 見本による売買の買主が見本に隠れた瑕疵のあることを知らない場合には、引き渡された目的対象物が見本と同一であっても、売主の引き渡した目的対象物の品質は、なお同種の物の通常標準に適合しなければならない。

第 637 条 試用売買の当事者は、目的対象物の試用期間を約定することができる。試用期間について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、売主がこれを確定する。

第 638 条 試用売買の買主は、試用期間内に、目的対象物を購入することができ、購入を拒絶することもできる。試用期間が満了し、買主が目的対象物の購入の是非について表示をしない場合には、購入したものとみなす。

試用売買の買主が試用期間内において既に代金の一部を支払い、又は目的対象物に対して売却、有償貸与、担保物権の設定等の行為を実施している場合には、購入に同意したものとみなす。

第 639 条 試用売買の当事者が目的対象物の使用料について約定せず、又は約定が不明確である場合には、売主は、買主に支払いを請求する権利を有しない。

第 640 条 目的対象物が試用期間内において毀損し、又は滅失する危険は、売主がこれを負う。

第 641 条 買主が代金の支払い又はその他の義務を履行しない場合には目的対象物の所有権が売主に属する旨を、当事者は、売買契約中に約定することができる。

売主が目的対象物に対して留保する所有権は、登記を経していない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 642 条 売主が契約の目的対象物の所有権を留保する旨を当事者が約定した場合において、目的対象物の所有権の移転前に、買主に次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、売主に損害をもたらしたときは、当事者に別段の約定がある場合を除き、売主は、目的対象物を取り戻す権利を有する。

(一) 約定どおりに代金を支払っておらず、催告を経た後の合理的期間内になお支払わないとき。

(二) 約定どおりに特定の条件を達成していないとき。

(三) 目的対象物を売却若しくは質入れし、又はその他不当な処分を行ったとき。

売主は、買主と協議して目的対象物を取り戻すことができ、協議が調わない場合には、担保物権の実行手続を準用することができる。

第 643 条 売主が前条第 1 項の規定により目的対象物を取り戻した後に、買主は、双方が約定し、又は売主が指定する合理的な買戻期間内において、売主の目的対象物取戻事由を除去した場合には、目的対象物の買戻しを請求することができる。

買主が買戻期間内に目的対象物を買戻さず、売主が合理的な価格にて目的対象物を第三者に売却することができる場合において、売却により取得した代金に、買主の未払代金及び必要費用を控除した後なお残余があるときは、買主に返還しなければならないが、不足部分は、買主が弁済する。

第 644 条 入札募集・入札売買の当事者の権利及び義務並びに入札募集・入札手続等については、関係する法律及び行政法規の規定による。

第 645 条 競売の当事者の権利及び義務並びに競売手続等については、関係する法律及び行政法規の規定による。

第 646 条 その他の有償契約について法律に定めのある場合には、当該定めによる。定めのない場合には、売買契約の関係規定を参照する。

第 647 条 当事者が交換取引を約定し、目的対象物の所有権を移転する場合には、売買契

約の関係規定を参照する。

第10章 電力、水、ガス及び熱力供給使用契約

第648条 電力供給使用契約は、電力供給者が電力使用者に対し電力を供給し、電力使用者が電力料金を支払う契約である。

社会公衆に電力を供給する電力供給者は、電力使用者の合理的な契約締結の要求を拒絶してはならない。

第649条 電力供給使用契約の内容には、一般に、電力供給の方式、品質及び時間、電力使用容量、住所及び性質、計量方式、電力価格及び電力料金の決済方式並びに電力供給使用施設のメンテナンス責任等の条項が含まれる。

第650条 電力供給使用契約の履行場所については、当事者の約定に従う。当事者が約定せず、又は約定が不明確である場合には、電力供給施設の所有権の区分境界場所は、これを履行場所とする。

第651条 電力供給者は、国の定める電力供給品質標準及び約定に従い安全に電力を供給しなければならない。電力供給者は、国の定める電力供給品質標準及び約定に従い電力を安全に供給せず、電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第652条 電力供給者は、電力供給施設の検査修理計画、臨時的検査修理、法による電力制限又は電力使用者の違法な電力使用等の事由により電力供給を中断する必要がある場合には、国の関係規定に従い事前に電力使用者に通知しなければならない。事前に電力使用者に通知しないで電力供給を中断して電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第653条 自然災害等の事由により電力が中断される場合には、電力供給者は、国の関係規定に従い、遅滞なく緊急修理しなければならない。遅滞なく緊急修理しないで電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第654条 電力使用者は、国の関係規定及び当事者の約定に従い遅滞なく電力料金を支払わなければならない。電力使用者は、期間を徒過して電力料金を支払わなかった場合には、約定に従い違約金を支払わなければならない。催告を経て電力使用者が合理的期間内になお電力料金及び違約金を支払わない場合には、電力供給者は、国の定める手続に従い電力供給を中断することができる。

電力供給者は、前項の規定により電力供給を中断する場合には、事前に電力使用者に通知しなければならない。

第655条 電力使用者は、国の関係規定及び当事者の約定に従い安全、節約的、計画的に電力を使用しなければならない。電力使用者が国の関係規定及び当事者の約定に従い電力を使用せず、電力供給者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第656条 水供給使用、ガス供給使用及び熱力供給使用契約については、電力供給使用契約の関係規定を準用する。

第11章 贈与契約

第 657 条 贈与契約は、贈与者が自己の財産を受贈者に無償で与え、受贈者が贈与を受領する旨を表示する契約である。

第 658 条 贈与者は、贈与財産の権利が移転する前において、贈与を取り消すことができる。

公証を経た贈与契約又は法により取り消すことができない災害救助、貧困援助、障害者支援等の公益若しくは道徳的義務の性質を有する贈与契約には、前項の規定を適用しない。

第 659 条 贈与される財産について法により登記又はその他の手続を必要とする場合には、関係手続をしなければならない。

第 660 条 公証を経た贈与契約又は法により取り消すことができない災害救助、貧困援助、障害者支援等の公益若しくは道徳的義務の性質を有する贈与契約について贈与者が贈与される財産を引き渡さない場合には、受贈者は、引き渡すよう請求することができる。

前項の規定に基づき引き渡されるべき贈与財産が贈与者の故意又は重大な過失により毀損し、又は滅失した場合には、贈与者は、賠償責任を負わなければならない。

第 661 条 贈与には、義務を附することができる。

贈与に義務が附される場合には、受贈者は、約定に従い義務を履行しなければならない。

第 662 条 贈与される財産に瑕疵のある場合には、贈与者は、責任を負わない。義務を附した贈与において贈与される財産に瑕疵のある場合には、贈与者は、附された義務の限度内において、売主と同一の責任を負う。

贈与者は、故意に瑕疵を告知せず、又は瑕疵のないことを保証し、受贈者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 663 条 受贈者に次の各号に掲げる事由の 1 つのある場合には、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

(一) 贈与者又は贈与者の近親者の適法な権利・利益を重大に侵害するとき。

(二) 贈与者に対し扶養義務があるのに履行しないとき。

(三) 贈与契約に約定された義務を履行しないとき。

贈与者の取消権は、取消事由を知り、又は知るべき日から 1 年以内に、これを行行使する。

第 664 条 受贈者の違法行為により贈与者を死亡させ、又は民事行為能力を喪失させた場合には、贈与者の相続人又は法定代理人は、贈与を取り消すことができる。

贈与者の相続人又は法定代理人の取消権は、取消事由を知り、又は知るべき日から 6 か月以内に、これを行行使する。

第 665 条 取消権者は、贈与を取り消した場合には、受贈者に対し贈与された財産を返還するよう請求することができる。

第 666 条 贈与者の経済状況が顕著に悪化し、その生産経営又は家庭生活に重大な影響の及ぶ場合には、贈与義務を履行しないことができる。

第 12 章 金銭消費貸借契約

第 667 条 金銭消費貸借契約は、借主が貸主から金銭を借り、期限が到来すれば借入金を返還し、かつ、利息を支払う契約である。

第 668 条 金銭消費貸借契約については、書面による方式を採用しなければならない。但し、自然人相互間の金銭消費貸借について別段の約定のある場合を除く。

金銭消費貸借契約の内容には、一般に、借入金の種類、貨幣の種別、用途、金額、利率、期間及び返還方式等の条項が含まれる。

第 669 条 金銭消費貸借契約を締結する場合には、借主は、貸主の要求に従い、借入金と関係する業務活動及び財務状況の真実の状況を提供しなければならない。

第 670 条 借入金の利息については、事前に元金の中から控除してはならない。利息を事前に元金の中から控除する場合には、実際借入金額に応じて借入金を返還し、かつ、利息を計算しなければならない。

第 671 条 貸主は、約定された年月日又は金額に従って借入金を提供しないで借主に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

借主は、約定された年月日又は金額に従って借入金を受領しない場合には、約定された年月日又は金額に従い利息を支払わなければならない。

第 672 条 貸主は、約定に従い、借入金の使用状況を検査し、及び監督することができる。借主は、約定に従い貸主に対し定期的に関係する財務会計報告表又はその他の資料を提供しなければならない。

第 673 条 借主が約定された借入金の用途に従わないで借入金を使用する場合には、貸主は、借入金の支給を停止し、借入金を繰り上げて回収し、又は契約を解除することができる。

第 674 条 借主は、約定された期限に従い利息を支払わなければならない。利息を支払う期限について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合において、借入期間が 1 年未満であるときは、借入金を返還する際に一括して支払わなければならない。借入期間が 1 年以上であるときは、各 1 年が満了する際に支払わなければならない。残存期間が 1 年未満であるときは、借入金を返還する際に一括して利息を支払わなければならない。

第 675 条 借主は、約定された期限に従い借入金を返還しなければならない。借入期限について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、借主は、随時に返還することができる。貸主は、借主に対し合理的期間内に返還するよう催告することができる。

第 676 条 借主は、約定された期限に従い借入金を返還しない場合には、約定又は国の関係規定に従い期限徒過利息を支払わなければならない。

第 677 条 借主は、借入金を繰り上げて返還する場合には、当事者間に別段の約定のあるときを除き、実際借入期間に応じて利息を計算しなければならない。

第 678 条 借主は、借入金返還期限が到来する前に、貸主に対し期限延長を申請することができる。貸主が同意した場合には、期限を延長することができる。

第 679 条 自然人相互間の金銭消費貸借契約は、貸主が借入金を提供した時に成立する。

第 680 条 高利の融資は禁止し、借入金の利率は、国の関係規定に違反してはならない。

利息の支払いについて金銭消費貸借契約に約定がない場合には、利息がないものとみなす。

利息の支払いについて金銭消費貸借契約の約定が不明確であり、当事者が補充合意を達成することができない場合には、当該地方又は当事者の取引方式、取引慣行、市場利率

等の要素に従って利息を確定し、自然人相互間での金銭消費貸借の場合には、利息がないものとみなす。

第13章 保証契約

第1節 一般規定

第681条 保証契約は、債務者が期限到来債務を履行しない場合又は当事者の約定した事由が発生した場合には保証人が債務を履行し、又は責任を負う旨を、債権の実現を保障するために、保証人及び債権者が約定する契約である。

第682条 保証契約は、主たる債権債務契約の従たる契約である。主たる債権債務契約が無効である場合には、保証契約は、無効である。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

保証契約が無効であると確認された後に、債務者、保証人又は債権者は、故意・過失のあった場合には、その故意・過失に基づき相応の民事責任をそれぞれ負わなければならない。

第683条 機関法人は、保証人となってはならない。但し、国务院の認可を経て、外国政府又は国際経済組織の借款を使用するために転貸を行う場合を除く。

公益を目的とする非営利法人及び非法人組織は、保証人となってはならない。

第684条 保証契約の内容には、一般に、保証される主たる債権の種類、金額、債務者による債務履行の期間、保証の方式、範囲及び期間等の条項が含まれる。

第685条 保証契約は、単独で締結する書面契約とすることができ、主たる債権債務契約中の保証条項とすることもできる。

第三者が単独で書面による方式にて債権者に対し保証を行い、債権者がこれを受領し、かつ、異議を提出していない場合には、保証契約は、成立する。

第686条 保証の方式には、一般保証及び連帯責任保証が含まれる。

当事者は、保証契約において保証方式について約定せず、又は約定が不明確である場合には、一般保証に従って保証責任を負う。

第687条 債務者が債務を履行することができないときは保証人が保証責任を負う旨を当事者が保証契約において約定した場合には、一般保証とする。

一般保証の保証人は、主たる契約の紛争が裁判又は仲裁を経て、かつ、債務者の財産について法により強制執行してもなお債務履行不能とならないうちは、債権者に対する保証責任の引受けを拒絶する権利を有する。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合を除く。

(一) 債務者が行方不明であり、かつ、執行に供することができる財産がないとき。

(二) 人民法院が既に債務者の破産事件を受理しているとき。

(三) 債務者の財産が全債務の履行に不足すること又は債務履行能力の喪失を証明する証拠を債権者が有するとき。

(四) 本項に定める権利を放棄する旨を保証人が書面により表示したとき。

第688条 保証人及び債務者が債務について連帯責任を負う旨を当事者が保証契約において約定した場合には、連帯責任保証とする。

連帯責任保証の債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者が約定した事由が生じたときは、債権者は、債務者に対し債務の履行を請求することができ、保証人に対しその保証範囲内において保証責任を負うよう請求することもできる。

第 689 条 保証人は、反担保の提供を債務者に要求することができる。

第 690 条 保証人及び債権者は、限定根保証の契約を協議により締結し、極度額の限度内において、一定期間に連続して発生する債権につき保証を提供する旨を約定することができる。

限定根保証には、本章の規定を適用するほか、本法第 2 編の根抵当権の関係規定を準用する。

第 2 節 保証責任

第 691 条 保証の範囲には、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金並びに債権実現の費用が含まれる。当事者に別段の約定がある場合には、その約定に従う。

第 692 条 保証期間は、保証人が保証責任を負うことが確定した期間であり、中止、中断及び延長は生じない。

債権者及び保証人は、保証期間を約定することができる。但し、約定された保証期間が主たる債務の履行期間より前であり、又は主たる債務の履行期間と同時に満了する場合には、約定していないものとみなす。約定せず、又は約定が不明確である場合には、保証期間は主たる債務の履行期間が満了した日から 6 か月とする。

債権者及び債務者が主たる債務の履行期間について約定せず、又は約定が不明確である場合には、保証期間は、債権者が債務者に対して債務の履行を請求する猶予期間が満了した日から起算する。

第 693 条 一般保証の債権者が保証期間において債務者に訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てない場合には、保証人は、保証責任を負わない。

連帯責任保証の債権者が保証期間において保証人に対し保証責任を負うよう請求しない場合には、保証人は、保証責任を負わない。

第 694 条 一般保証の債権者が保証期間の満了前において債務者に訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てた場合には、保証人が保証責任の引受けを拒絶する権利が消滅した日から、保証債務の訴訟時効の計算を開始する。

連帯責任保証の債権者が保証期間の満了前において保証人に対し保証責任を負うよう請求した場合には、債権者が保証人に対し保証責任を負うよう請求した日から、保証債務の訴訟時効の計算を開始する。

第 695 条 債権者及び債務者が保証人の書面による同意を経ず、主たる債権債務契約の内容を協議により変更した場合において、債務が軽減されたときは保証人はなお変更後の債務に対し保証責任を負い、債務が加重されたときは保証人は加重した部分に対し保証責任を負わない。

債権者及び債務者が主たる債権債務契約の履行期間を変更し、保証人の書面による同意を経っていない場合には、保証期間は、影響を受けない。

第 696 条 債権者が債権の全部又は一部を譲渡し、保証人に通知していない場合には、当該譲渡は、保証人に対し効力を生じない。

保証人及び債権者が債権の譲渡を禁止する旨を約定し、債権者が保証人の書面による同意を経ずに債権を譲渡した場合には、保証人は、譲受人に対し保証責任を負わない。

第 697 条 債権者が保証人の書面による同意を経ずに、債務の全部又は一部の移転を債務者に許可した場合には、保証人は、自身の同意を経ずに移転された債務に対して保証責任を負わない。但し、債権者及び保証人に別段の約定がある場合を除く。

第三者が債務に加入する場合には、保証人の保証責任は、影響を受けない。

第 698 条 一般保証の保証人が、主たる債務の履行期間の満了後、執行に供することができる債務者の財産の真実の状況を債権者に提供した場合において、債権者が権利を放棄し、又はその行使を怠ったことにより当該財産が執行を受けられなくなったときは、保証人は、自身が提供した執行に供することができる財産の価値の範囲内において、保証責任を負わない。

第 699 条 同一の債務が 2 以上の保証人を有する場合には、保証人は、保証契約に約定された保証割合に従って保証責任を負わなければならない。保証割合を約定していない場合には、債権者は、いずれかの保証人に対し、その保証範囲内において保証責任を負うよう請求することができる。

第 700 条 保証人は、保証責任を負った後に、当事者に別段の約定がある場合を除き、自身が保証責任を負った範囲内において債務者に償還請求する権利を有し、債務者に対する債権者の権利を享有する。但し、債権者の利益を損なってはならない。

第 701 条 保証人は、債権者に対する債務者の抗弁を主張することができる。債務者が抗弁を放棄した場合でも、保証人は、なお債権者に対し抗弁を主張する権利を有する。

第 702 条 債務者が債権者に対して相殺権又は取消権を享有する場合には、保証人は、相応の範囲内において保証責任の引受けを拒絶することができる。

第 14 章 賃貸借契約

第 703 条 賃貸借契約は、賃貸人が賃貸物件を賃借人に対し使用又は収益のため引き渡し、賃借人が賃料を支払う契約である。

第 704 条 賃貸借契約の内容には、一般に、賃貸物件の名称、数量、用途、賃貸期間、賃料、その支払いの期限及び方式並びに賃貸物件の維持補修等の条項が含まれる。

第 705 条 賃貸期間は、20 年を超えてはならない。20 年を超える場合には、超過部分は、効力を有しない。

賃貸期間が満了する場合には、当事者は、賃貸借契約を更新することができる。但し、約定される賃貸期間は、更新の日から 20 年を超えてはならない。

第 706 条 当事者が法律及び行政法規の規定どおりに賃貸借契約登記届出 процедуруをしていない場合には、契約の効力に影響を及ぼさない。

第 707 条 賃貸期間が 6 か月以上である場合には、書面による方式を採用しなければならない。当事者が書面による方式を採用せず、賃貸期間を確定することができない場合には、期間の定めのない賃貸借であるとみなす。

第 708 条 賃貸人は、約定に従い賃貸物件を賃借人に引き渡し、かつ、賃貸期間内において賃貸物件が約定の用途に適合するように保持しなければならない。

第 709 条 賃借人は、約定された方法に従い賃貸物件を使用しなければならない。賃貸物

件の使用方法について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、賃貸物件の性質に従い使用しなければならない。

第 710 条 賃借人は、約定された方法又は賃貸物件の性質に従い賃貸物件を使用することにより賃貸物件に損耗を受けさせた場合には、賠償責任を負わない。

第 711 条 賃借人が約定された方法に従わず、又は賃貸物件の性質に基づかないで賃貸物件を使用することにより賃貸物件に損害を受けさせた場合には、賃貸人は、契約を解除し、かつ、損害を賠償するよう請求することができる。

第 712 条 賃貸人は、賃貸物件の維持補修義務を履行しなければならない。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 713 条 賃借人は、賃貸物件について維持補修する必要がある場合には、賃貸人に対し合理的期限内に維持補修するよう請求することができる。賃貸人が維持補修義務を履行しない場合には、賃借人は自ら維持補修することができ、維持補修費用は賃貸人が負担する。賃貸物件の維持補修により賃借人の使用に影響の及ぶ場合には、相応して賃料を減額し、又は賃貸期間を延長しなければならない。

賃借人の故意・過失により賃貸物件に維持補修が必要となった場合には、賃貸人は、前項所定の維持補修義務を負わない。

第 714 条 賃借人は、賃貸物件を適切に保管しなければならない。保管不良により賃貸物件に毀損又は滅失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 715 条 賃借人は、賃貸人の同意を経て、賃貸物件について改善をし、又は他の物件を増設することができる。

賃借人が賃貸人の同意を経ないで賃貸物件について改善をし、又は他の物件を増設した場合には、賃貸人は、賃借人に対し原状を回復し、又は損害を賠償するよう請求することができる。

第 716 条 賃借人は、賃貸人の同意を経て、賃貸物件を第三者に転貸することができる。賃借人が転貸する場合には、賃借人と賃貸人との間の賃貸借契約は、継続して効力を有する。第三者が賃貸物件に対し損害をもたらした場合には、賃借人は、損害を賠償しなければならない。

賃借人が賃貸人の同意を経ないで転貸した場合には、賃貸人は、契約を解除することができる。

第 717 条 賃借人が賃貸人の同意を経て賃貸物件を第三者に転貸し、転貸期間が賃借人の残存賃貸期間を超過する場合には、超過部分の約定は、賃貸人に対して法的拘束力を有しない。但し、賃貸人及び賃借人に別段の約定がある場合を除く。

第 718 条 賃貸人が賃借人による転貸を知り、又は知るべきでありながら 6 か月内に異議を提出していない場合には、賃貸人が転貸に同意したものとみなす。

第 719 条 賃借人が賃料を滞納した場合には、転借人は、その未払賃料及び違約金を賃借人に代わって支払うことができる。但し、転貸契約が賃貸人に対して法的拘束力を有しない場合を除く。

転借人が代わりに支払った賃料及び違約金は、転借人が賃借人に支払うべき賃料に充当ことができ、その支払うべき賃料の金額を超える場合には、賃借人に対して償還請求することができる。

第 720 条 賃貸期間内において賃貸物件の占有又は使用により取得する収益は、賃借人の

所有に帰属する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 721 条 賃借人は、約定された期限に従い賃料を支払わなければならない。賃料の支払期限について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合において、賃貸期間が 1 年未満であるときは、賃貸期間満了の際に支払わなければならない。賃貸期間が 1 年以上であるときは、各 1 年満了の際に支払わなければならない。残存期間が 1 年未満であるときは、賃貸期間満了の際に支払わなければならない。

第 722 条 賃借人が正当な理由なくして賃料を支払わず、又はその支払いを遅延した場合には、賃貸人は、賃借人に対し合理的期間内に支払うよう請求することができる。賃借人が期間を徒過して支払わない場合には、賃貸人は、契約を解除することができる。

第 723 条 第三者が権利を主張することにより賃借人をして賃貸物件について使用し、又は収益することができなくさせた場合には、賃借人は、賃料減額を請求し、又は賃料を支払わないことができる。

第三者が権利を主張する場合には、賃借人は、遅滞なく賃貸人に通知しなければならない。

第 724 条 次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、賃借人以外の原因により賃貸物件が使用不能となった場合には、賃借人は、契約を解除することができる。

- (一) 賃貸物件が司法機関又は行政機関によって法により封印され、又は差し押さえられたとき。
- (二) 賃貸物件の権利帰属に紛争があるとき。
- (三) 使用条件に関する法律又は行政法規の強制的規定に違反する事由が賃貸物件にあるとき。

第 725 条 賃貸物件について、賃貸契約による賃借人の占有期間内に所有権の変動が発生した場合には、賃貸借契約の効力に影響を及ぼさない。

第 726 条 賃貸人は、賃貸建物を売却する場合には、売却する前の合理的期間内に賃借人に通知しなければならない。賃借人は、同等の条件の下において優先買取権を享有する。但し、建物の持分共有者が優先買取権を行使し、又は賃貸人が建物を近親族に売却する場合を除く。

賃貸人が通知義務を履行した後に、賃借人が買取りの旨を 15 日以内に明確に表示していない場合には、賃借人が優先買取権を放棄したものとみなす。

第 727 条 賃貸人は、競売人に委託して賃貸建物を競売する場合には、競売の 5 日前までに賃借人に通知しなければならない。賃借人が競売に参加していない場合には、優先買取権を放棄したものとみなす。

第 728 条 賃貸人が賃借人に通知しておらず、又は賃借人による優先買取権の行使を妨害するその他の事由がある場合には、賃借人は、賠償責任を負うよう賃貸人に請求することができる。但し、賃貸人と第三者とが締結した建物売買契約の効力は、影響を受けない。

第 729 条 賃借人に責を帰することのできない事由により賃貸物件の一部又は全部に毀損又は滅失をもたらした場合には、賃借人は、賃料減額を請求し、又は賃料を支払わないことができる。賃貸物件の一部又は全部の毀損又は滅失により契約の目的を実現することのできなくなった場合には、賃借人は、契約を解除することができる。

第 730 条 当事者が賃貸期間について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規

定によりなお確定することのできない場合には、期間の定めのない賃貸借であるとみなす。当事者は、随時に契約を解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。

第 731 条 賃貸物件が賃借人の安全又は健康に危害を及ぼす場合には、賃借人が契約締結の際に当該賃貸物件の品質が不合格であることを明らかに知っていても、賃借人は、なお随時に契約を解除することができる。

第 732 条 賃借人が建物賃貸期間中に死亡した場合には、当該賃借人と生前に共同居住していた者又は共同経営していた者は、原賃貸借契約に従い当該建物を賃借することができる。

第 733 条 賃貸期間が満了した場合には、賃借人は、賃貸物件を返還しなければならない。返還される賃貸物件は、約定に従い、又は賃貸物件の性質に基づき使用した後の状態に適合しなければならない。

第 734 条 賃貸期間が満了し、賃借人が賃貸物件の使用を継続し、賃貸人が異議を提出しない場合には、原賃貸借契約は、継続して効力を有する。但し、賃貸期間は、定めのないものとする。

賃貸期間が満了した場合には、建物の賃借人は、同等の条件にて優先的に賃借する権利を享有する。

第 15 章 ファイナンスリース契約

第 735 条 ファイナンスリース契約は、レッサーが売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づき、売主からリース物件を購入し、レシーの使用のため提供し、レシーがリース料を支払う契約である。

第 736 条 ファイナンスリース契約の内容には、一般に、リース物件の名称、数量、規格、技術性能、検査方法、リース期間、リース料の構成、その支払期間及び方式、貨幣の種類並びにリース期間満了の際のリース物件の帰属等の条項が含まれる。

ファイナンスリース契約については、書面による方式を採用しなければならない。

第 737 条 当事者がリース物件を虚構する方式にて締結したファイナンスリース契約は、無効とする。

第 738 条 法律又は行政法規の規定により、リース物件の経営使用について行政許可を取得しなければならない場合において、レッサーが行政許可を取得していないことは、ファイナンスリース契約の効力に影響を及ぼさない。

第 739 条 レッサーが売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づいて締結した売買契約について、売主は約定に従いレシーに対し目的対象物を引き渡さなければならないが、レシーは受領する目的対象物と関連する買主の権利を享有する。

第 740 条 レシーに対する目的対象物の引渡義務に売主が違反し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、レシーは、売主が自身に引き渡す目的対象物の受領を拒絶することができる。

(一) 目的対象物が約定に著しく適合しないとき。

(二) 約定どおりに目的対象物が引き渡されず、レシー又はレッサーの催告を経た後の合理的期間内にもなお引き渡されないとき。

レシーは、目的対象物の受領を拒絶する場合には、遅滞なくレサーに通知しなければならない。

第 741 条 レサー、売主及びレシーは、売主が売買契約上の義務を履行しない場合にはレシーがクレーム請求権を行使する旨を約定することができる。レシーがクレーム請求権を行使する場合には、レサーは、協力しなければならない。

第 742 条 レシーが売主に対して賠償請求の権利を行使することは、そのリース料支払義務の履行に影響を及ぼさない。但し、レシーがレサーの技能に依拠してリース物件を確定し、又はレサーがリース物件の選択に関与した場合には、レシーは、相応のリース料を減免するよう請求することができる。

第 743 条 レサーに次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、レシーによる売主に対する賠償請求権の行使を失敗させた場合には、レシーは、相応の責任を負うようレサーに請求する権利を有する。

- (一) リース物件に品質の瑕疵があることを明らかに知りながらレシーに告知しなかったとき。
- (二) レシーが賠償請求権を行使する際に、必要な協力を遅滞なく提供していないとき。

自身のみが売主に対して行使することができる賠償請求権の行使をレサーが怠り、レシーに損失をもたらした場合には、レシーは、賠償責任を負うようレサーに請求する権利を有する。

第 744 条 レサーが売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づいて締結した売買契約について、レシーの同意を経ないで、レサーは、レシーと関係する契約の内容を変更してはならない。

第 745 条 レサーは、リース物件の所有権を享有する。登記を経ていない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 746 条 ファイナンスリース契約のリース料については、当事者間に別段の約定のある場合を除き、リース物件の購入原価の大部分又は全部及びレサーの合理的利益に基づき、これを確定しなければならない。

第 747 条 リース物件が約定に適合せず、又は使用目的に適合しない場合には、レサーは、責任を負わない。但し、レシーがレサーの技能を信頼してリース物件を確定し、又はレサーがリース物件の選択に関与した場合を除く。

第 748 条 レサーは、リース物件に対するレシーの占有及び使用を保証しなければならない。

レサーに次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、レシーは、損害を賠償するよう当該レサーに請求する権利を有する。

- (一) 正当な理由なくしてリース物件を回収したとき。
- (二) 正当な理由なくしてリース物件に対するレシーの占有及び使用を妨げ、又は阻んだとき。
- (三) レサーの原因により第三者がリース物件に対して権利を主張することになったとき。

(四) リース物件に対するレシーの占有及び使用に不当に影響を及ぼすその他の事由

第 749 条 レシーがリース物件を占有する期間において、リース物件が第三者の人身損

害又は財産損失をもたらした場合には、LESSORは、責任を負わない。

第750条 LESSORは、リース物件を適切に保管し、及び使用しなければならない。

LESSORは、リース物件占有期間の維持補修義務を履行しなければならない。

第751条 LESSORのリース物件占有期間にリース物件が毀損し、又は滅失した場合には、LESSORは、リース料を引き続き支払うようLESSORに請求する権利を有する。但し、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第752条 LESSORは、約定に従いリース料を支払わなければならない。LESSORが催告を経た後の合理的期間内になおリース料を支払わない場合には、LESSORは、全部のリース料を支払うよう請求することができ、契約を解除し、リース物件を回収することもできる。

第753条 LESSORがLESSORの同意を経ずにリース物件を譲渡し、抵当とし、質とし、投資・出資し、又はその他の方式で処分した場合には、LESSORは、ファイナンスリース契約を解除することができる。

第754条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、LESSOR又はLESSORは、ファイナンスリース契約を解除することができる。

(一) LESSOR及び売主が締結した売買契約が解除され、無効であると確認され、又は取り消され、かつ、売買契約を新たに締結することができないとき。

(二) リース物件が当事者の責めに帰すことができない原因により毀損又は滅失し、かつ、修復又は代替物の確定をすることができないとき。

(三) 売主の原因によりファイナンスリース契約の目的が実現不能となったとき。

第755条 売買契約が解除され、無効であると確認され、又は取り消されたことによってファイナンスリース契約が解除された場合において、売主及びリース物件がLESSORによって選択されたものであるときは、LESSORは、相応の損害を賠償するようLESSORに請求する権利を有する。但し、LESSORの原因により売買契約が解除され、無効であると確認され、又は取り消されることになった場合を除く。

LESSORの損失が、売買契約が解除され、無効であると確認され、又は取り消された時に既に賠償を受けている場合には、LESSORは、相応の賠償責任を負わない。

第756条 LESSORへの引渡し後におけるリース物件の偶発的な毀損、滅失等、当事者の責めに帰すことのできない原因によってファイナンスリース契約が解除された場合には、LESSORは、リース物件の減価償却状況に従って補償を与えるようLESSORに請求することができる。

第757条 LESSOR及びLESSORは、リース期間が満了する場合のリース物件の帰属を約定することができる。リース物件の帰属について約定せず、又は約定が不明確であり、本法第510条の規定によりなお確定することのできない場合には、リース物件の所有権は、LESSORに帰する。

第758条 リース期間が満了する場合にはリース物件はLESSORの所有に帰属する旨を当事者が約定し、LESSORが大部分のリース料を既に支払ったけれども、残存リース料を支払う能力がなく、これによりLESSORが契約を解除してリース物件を回収する場合において、回収されるリース物件の価値がLESSORの未払リース料その他費用を上回るときは、LESSORは、相応する返還を請求することができる。

リース期間が満了する場合にはリース物件はLESSORの所有に帰する旨を当事者が約

定した場合において、リース物件が毀損若しくは滅失し、又は他の物に附合若しくは混和したことによってレシーが返還不能となったときは、レッサーは、合理的な補償を与えるようレシーに請求する権利を有する。

第 759 条 リース期間が満了した場合にはレシーはレッサーに対し名目的な代金を支払うだけでよい旨を当事者が約定したときは、約定されたリース料に係る義務の履行が完了した後のリース物件の所有権は、レシーに帰するものとみなす。

第 760 条 ファイナンスリース契約が無効となった場合において、当事者が当該状況下におけるリース物件の帰属について約定を有するときはその約定に従い、約定がなく、又は約定が不明確であるときはリース物件はレッサーに返還されなければならない。但し、レシーの原因により契約が無効となった場合において、レッサーが返還を請求せず、又は返還後にリース物件の効用が顕著に低下するであろうときは、リース物件の所有権はレシーに帰し、レシーがレッサーに合理的な補償を与える。

第 16 章 ファクタリング契約

第 761 条 ファクタリング契約は、売掛金の債権者が現有の、又は将来の売掛金をファクターに譲渡し、ファクターが資金融通、売掛金の管理又は取立て、売掛金債務者の支払担保等のサービスを提供する契約である。

第 762 条 ファクタリング契約の内容には、一般に、業務類型、サービス範囲、サービス期間、基礎取引契約の状況、売掛金の情報、ファクタリング融通金又はサービス報酬及びその支払方式等の条項が含まれる。

ファクタリング契約は、書面による方式を採用しなければならない。

第 763 条 売掛金の債権者及び債務者が売掛金を虚構して譲渡対象とし、ファクターとファクタリング契約を締結した場合には、売掛金の債務者は、売掛金が存在しないことを理由としてファクターに対抗することができない。但し、ファクターが虚構を明らかに知っている場合を除く。

第 764 条 ファクターは、売掛金の債務者に対して売掛金譲渡通知を発出する場合には、ファクターの身分を表明し、かつ、必要な証憑を添付しなければならない。

第 765 条 売掛金の債務者が売掛金譲渡通知を受領した後に、売掛金の債権者及び債務者が正当な理由なくして基礎取引契約を協議により変更し、又は終了して、ファクターに不利な影響が生じた場合には、ファクターに対し効力を生じない。

第 766 条 当事者がリコースファクタリングを約定した場合には、ファクターは、売掛金の債権者に対してファクタリング融通金の元利の返還又は売掛金債権の買戻しを主張することができ、売掛金の債務者に対して売掛金債権を主張することもできる。ファクターが売掛金の債務者に対して売掛金債権を主張し、ファクタリング融通金の元利及び関連費用を控除した後に残余がある場合には、残余部分は、売掛金の債権者に返還されなければならない。

第 767 条 当事者がノンリコースファクタリングを約定した場合には、ファクターは、売掛金の債務者に対して売掛金債権を主張しなければならないが、ファクターが取得した、ファクタリング融通金の元利及び関連費用を超える部分について、売掛金の債権者に返還する必要がない。

第 768 条 売掛金の債権者が同一の売掛金について複数のファクタリング契約を締結し、複数のファクターが権利を主張することになった場合には、既に登記されているものが未登記のものより先に売掛金を取得する。いずれも既に登記されているときは登記の時間の先後順位に従って売掛金を取得し、いずれも未登記であるときは最初に売掛金の債務者に到達した譲渡通知中に明記されたファクターが売掛金を取得し、登記も通知もされていないときはファクタリング融通金又はサービス報酬の比率に従って売掛金を取得する。

第 769 条 この章に定めのない場合には、本編第 6 章の債権譲渡の関係規定を適用する。

第 17 章 請負契約

第 770 条 請負契約は、請負人が注文者の要求に応じて作業を完成し、作業成果を引き渡し、注文者が報酬を支払う契約である。

請負には、加工、製作、修理、複製、測定試験及び検査等の作業が含まれる。

第 771 条 請負契約の内容には、一般に、請負の目的、数量、品質、報酬、請負方式、材料の提供、履行期間並びに検収の標準及び方法等の条項が含まれる。

第 772 条 請負人は、自己の設備、技術及び労力により主要作業を完成しなければならない。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

請負人は、その請け負う主要作業を第三者に引き渡して完成させる場合には、当該第三者の完成した作業成果について注文者に対して責任を負わなければならない。注文者の同意を経していない場合には、注文者は、契約を解除することもできる。

第 773 条 請負人は、その請け負う補助作業を第三者に引き渡して完成させることができる。請負人は、その請け負う補助作業を第三者に引き渡して完成させる場合には、当該第三者の完成した作業成果について注文者に対して責任を負わなければならない。

第 774 条 請負人は、材料を提供する場合には、約定に従い材料を選択して使用し、かつ、注文者の検査を受けなければならない。

第 775 条 注文者は、材料を提供する場合には、約定に従い材料を提供しなければならない。請負人は、注文者の提供する材料について、遅滞なく検査しなければならない。約定不適合を発見した場合には、遅滞なく注文者に対し交換し、補充し、又はその他の救済措置を講ずるよう通知しなければならない。

請負人は、注文者の提供する材料について、無断でこれを交換してはならず、かつ、修理を必要としない部品を交換してはならない。

第 776 条 請負人は、注文者の提供した図面又は技術要求が不合理であることを発見した場合には、遅滞なく注文者に通知しなければならない。注文者は、回答を怠る等の事由により請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 777 条 注文者は、請負作業の要求を途中で変更して請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 778 条 請負作業に注文者の協力を必要とする場合には、注文者は、協力する義務を有する。注文者が協力義務を履行しないことにより請負作業を完成することができなくなった場合には、請負人は、注文者に対し合理的期間内に義務を履行するよう催告することができ、かつ、履行期間を順延することができる。注文者が期間を徒過して履行しなかつ

た場合には、請負人は、契約を解除することができる。

第 779 条 請負人は、作業期間において、注文者の必要な監督・検査を受けなければならない。注文者は、監督・検査により請負人の正常な作業を妨害してはならない。

第 780 条 請負人は、作業を完成した場合には、注文者に対し作業成果を引き渡し、かつ、必要な技術資料及び関係品質証明を提出しなければならない。注文者は、当該作業成果を検収しなければならない。

第 781 条 請負人の引き渡した作業成果が品質上の要求に適合しない場合には、注文者は、請負人に対し修理、やり直し、報酬減額又は損害賠償等の違約責任を負うよう合理的に選択して請求することができる。

第 782 条 注文者は、約定された期限に従い報酬を支払わなければならない。報酬支払いの期限について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、注文者は、請負人が作業成果を引き渡すのと同時に支払わなければならない。作業成果の一部を引き渡す場合には、注文者は、相応して支払わなければならない。

第 783 条 注文者が請負人に対し報酬又は材料費等の代金を支払わない場合には、請負人は、完成した作業成果について留置権を享有し、又は引渡しを拒絶する権利を有する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 784 条 請負人は、注文者の提供した材料及び完成した作業成果を適切に保管しなければならない。保管不良により毀損又は滅失をもたらした場合には、請負人は、賠償責任を負わなければならない。

第 785 条 請負人は、注文者の要求に従い秘密を保持しなければならない。注文者の許可を経ないで、複製品又は技術資料を保留してはならない。

第 786 条 共同請負人は、注文者に対し連帯責任を負う。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 787 条 注文者は、請負人が作業を完成させるまで、随時に契約を解除することができる。請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 18 章 建設工事契約

第 788 条 建設工事契約は、請負人が工事建設をし、注文者が代金を支払う契約である。

建設工事契約には、工事実地調査、設計及び施工契約が含まれる。

第 789 条 建設工事契約については、書面による方式を採用しなければならない。

第 790 条 建設工事の入札募集・入札活動については、関係する法律の規定により公開し、公平に、かつ、公正にしなければならない。

第 791 条 注文者は、総請負人と建設工事契約を締結することができ、実地調査者、設計者又は施工者と実施調査、設計又は施工請負契約をそれぞれ締結することもできる。注文者は、1名の請負人が完成すべき建設工事をいくつかの部分に分解して数名の請負人に注文してはならない。

総請負人又は実地調査、設計若しくは施工請負人は、注文者の同意を経て、自己の請け負う作業の一部を第三者に引き渡して完成させることができる。第三者は、その完成した作業成果について、注文者に対して総請負人又は実地調査、設計若しくは施工請負人と

もに連帯責任を負う。請負人は、その請け負う建設工事の全部を第三者に下請負させ、又はその請け負う建設工事の全部を分解した以後に分割下請負名義で第三者にそれぞれ下請負させてはならない。

請負人が相応する資質条件を具備しない単位に工事を分割下請負させることは、これを禁止する。分割下請負単位がその請け負う工事を再分割下請負させることは、これを禁止する。建設工事主体構造の施工は、必ず請負人が自らこれを完成しなければならない。

第 792 条 国家重大建設工事契約については、国の定める手続並びに国の承認する投資計画及びフィージビリティ・スタディ報告等の文書に基づき締結しなければならない。

第 793 条 建設工事施工契約が無効となったが、建設工事が検収を経て合格であった場合には、工事代金に関する契約の約定を参照して価額評価し、請負人を補償することができる。

建設工事施工契約が無効となり、かつ、建設工事が検収を経て不合格であった場合には、以下の事由に従って処理する。

- (一) 修復後の建設工事が検収を経て合格であった場合には、注文者は、修復費用を負担するよう請負人に請求することができる。
- (二) 修復後の建設工事が検収を経て不合格であった場合には、請負人は、工事代金に関する契約の約定を参照して価額評価し補償するよう請求する権利を有しない。

注文者は、建設工事が不合格であったことによってもたらされた損失について故意・過失がある場合には、相応の責任を負わなければならない。

第 794 条 実地調査及び設計契約の内容には、一般に、関係する基礎資料及び概算・予算等の文書の提出期間、品質上の要求、費用その他協力条件等の条項が含まれる。

第 795 条 施工契約の内容には、一般に、工事範囲、建設工期、中間引渡工事の着工及び竣工の時期、工事品質、工事代金、技術資料交付時期、材料及び設備供給責任、資金支給及び決済、竣工検収、品質保修範囲及び品質保証期間並びに相互協力等の条項が含まれる。

第 796 条 建設工事について監理を実行する場合には、注文者は、監理人と書面による方式を採用して監理委託契約を締結しなければならない。注文者と監理人との間の権利、義務及び法律責任は、本編の委託契約その他関係する法律及び行政法規の規定によらなければならない。

第 797 条 注文者は、請負人の正常な作業を妨害しない状況の下において、随時に作業進度又は品質について検査をすることができる。

第 798 条 隠蔽工事については、隠蔽する前に、請負人は、注文者に対し検査するよう通知しなければならない。注文者が遅滞なく検査しない場合には、請負人は、工事日を順延することができ、かつ、工事停止及び工事手待ち等の損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第 799 条 建設工事が竣工した後に、注文者は、施工図面及び説明書並びに国が発布する施工検収規範及び品質検査標準に基づき遅滞なく検収をしなければならない。検収に合格した場合には、注文者は、約定に従い代金を支払い、かつ、当該建設工事を受領しなければならない。

建設工事は、竣工し検収を経て合格した後に限り、引き渡して使用することができる。検収を経ず、又は検収に合格しない場合には、引き渡して使用してはならない。

第 800 条 実地調査若しくは設計の品質が要求に適合せず、又は期限に従い実地調査若し

くは設計文書を提出しないで工期を遅延して注文者に損害をもたらした場合には、実地調査者又は設計者は、実地調査又は設計を継続して完全なものとし、実地調査又は設計料の収受を軽減し、又は免除し、かつ、損害を賠償しなければならない。

第 801 条 施工者の事由により建設工事の品質の約定不適合をもたらした場合には、注文者は、施工者に対し合理的期間内に無償で修理し、又は工事をやり直し、若しくは改造建設するよう請求する権利を有する。修理又は工事やり直し若しくは改造建設を経た後に、期間を徒過した引渡しをもたらした場合には、施工者は、違約責任を負わなければならない。

第 802 条 請負人の事由により建設工事をして合理的使用期間内に人身損害及び財産損失をもたらさせた場合には、請負人は、賠償責任を負わなければならない。

第 803 条 注文者が約定された時期及び要求に従い原材料、設備、場所、資金又は技術資料を提供しない場合には、請負人は、工事日を順延することができ、かつ、工事停止又は工事手待ち等の損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第 804 条 注文者の事由により工事の中途における建設停止又は建設延期をもたらした場合には、注文者は、措置を講じて損害を補填し、又は減少し、請負人がこれにより被った工事停止、工事手待ち、戻し運送、機械設備移動並びに材料及び構造部品在庫等の損害及び実際費用を賠償しなければならない。

第 805 条 注文者の計画変更、提供された資料の不正確性又は期限に従い必要な実地調査若しくは設計作業条件を提供しないことにより実地調査又は設計の作業やり直し、作業停止又は設計修正をもたらした場合には、注文者は、実地調査者又は設計者が実際に費消した作業量に応じて費用を増額して支払わなければならない。

第 806 条 請負人が建設工事を一括下請負に出し、又は違法に下請けに出した場合には、注文者は、契約を解除することができる。

注文者が提供した主要な建築材料、建築部材・部品及び設備が強制性標準に適合せず、又は協力義務が履行されなかったために、請負人が施工することができなくなり、催告を経た後の合理的期間内にもなお相応の義務が履行されていない場合には、請負人は、契約を解除することができる。

契約が解除された後、既に完了した建設工事の品質が合格である場合には、注文者は、約定に従って相応の工事代金を支払わなければならない。既に完了した建設工事の品質が不合格である場合には、本法第 793 条の規定を参照して処理する。

第 807 条 注文者が約定に従い代金を支払わない場合には、請負人は、注文者に対し合理的期間内に代金を支払うよう催告することができる。注文者が期間を徒過して支払わない場合には、建設工事の性質により価額評価して債務に充当すること及び競売することが適切でないときを除き、請負人は、注文者と合意して当該工事を価額評価して債務に充当することができ、当該工事を法により競売するよう人民法院に対し申し立てることができる。建設工事の代金は、当該工事評価額又は競売の代金について優先弁済を受ける。

第 808 条 この章に定めのない場合には、請負契約の関係規定を適用する。

第 19 章 運送契約

第 1 節 一般規定

第 809 条 運送契約は、運送人が旅客又は貨物を運送開始場所から約定場所に運送し、旅客、荷送人又は荷受人が切符代又は運賃を支払う契約である。

第 810 条 公共運送に従事する運送人は、旅客又は荷送人の通常の、又は合理的な運送要求を拒絶してはならない。

第 811 条 運送人は、約定期間又は合理的期間内に、旅客又は貨物を安全に約定場所に運送しなければならない。

第 812 条 運送人は、約定の、又は通常の運送路線に従い、旅客又は貨物を約定場所に運送しなければならない。

第 813 条 旅客、荷送人又は荷受人は、切符代又は運賃を支払わなければならない。運送人が約定路線又は通常の路線に従わないで運送して切符代又は運賃を増額させた場合には、旅客、荷送人又は荷受人は、増加部分の切符代又は運賃の支払いを拒絶することができる。

第 2 節 旅客運送契約

第 814 条 旅客運送契約は、運送人が旅客に対し切符を発行した時に成立する。但し、当事者間に別段の約定があり、又は別段の取引慣習のある場合を除く。

第 815 条 旅客は、有効な切符に記載された時間、便、座席番号に従って搭乗しなければならない。切符なくして搭乗し、距離を超えて搭乗し、級を超えて搭乗し、又は価格割引条件に適合しない優遇切符を所持して搭乗した場合には、旅客は切符代を補足して支払わなければならない。運送人は規定に従い切符代を増額して収受することができる。旅客が切符代を支払わない場合には、運送人は、運送を拒絶することができる。

実名制旅客運送契約の旅客は、切符を紛失した場合には、紛失再発行を運送人に請求することができ、運送人は切符代及びその他不合理的な費用を再度収受してはならない。

第 816 条 旅客は、自己の事由により切符に記載された時間に従い搭乗することのできない場合には、約定された期間内に切符払戻し又は変更の手続をしなければならない。期間を徒過して手続をする場合には、運送人は、切符代を返還せず、かつ、運送義務を負わないことができる。

第 817 条 旅客の携帯手荷物は、約定された限量及び品目要求に適合しなければならない。限量を超えて、又は品目要求に違反して手荷物を携帯する場合には、託送手続をしなければならない。

第 818 条 旅客は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒な、腐食性があり、放射性があり、又は運送手段上の人身及び財産の安全に危害を及ぼすおそれのある危険物品又は違法禁止物品を身につけて携帯し、又は手荷物の中に入れて持ち込んではいならない。

旅客が前項の規定に違反した場合には、運送人は、危険物品又は違法禁止物品を降ろし、廃棄し、又は関係部門に引き渡すことができる。旅客が危険物品又は違法禁止物品の携帯又は持込みに固執する場合には、運送人は、運送を拒絶しなければならない。

第 819 条 運送人は、安全運送義務を厳格に履行しなければならない。旅客の安全運送のために注意すべき事項を遅滞なく告知しなければならない。旅客は、運送人が安全運送のために行う合理的な手配に対して積極的に協力し、及び連携しなければならない。

第 820 条 運送人は、有効な切符に記載された日時、便及び座席番号に従って旅客を運送しなければならない。運送人は、運送を遅延し、又は正常に運送することができないその他の事由を有する場合には、旅客に遅滞なく告知及び注意喚起し、必要な配置措置を講じ、かつ、旅客の要求に基づいてその他の便への振替えを手配し、又は切符を払い戻さなければならない。これらにより旅客に損失をもたらした場合には、運送人は、賠償責任を負わなければならない。但し、運送人の責めに帰すことができない場合を除く。

第 821 条 運送人は、無断でサービス標準を引き下げ場合には、旅客の請求に基づき切符を払い戻し、又は切符代を減額收受しなければならない。サービス標準を引き上げる場合には、切符代を増額收受してはならない。

第 822 条 運送人は、運送の過程において、急病にかかり、分娩し、又は危険に遭遇した旅客をできる限り救助しなければならない。

第 823 条 運送人は、運送の過程における旅客の傷害・死亡について賠償責任を負わなければならない。但し、傷害・死亡が旅客自身の健康上の事由によりもたらされた場合、又は旅客の故意若しくは重大な過失によりもたらされた旨を運送人が証明した場合を除く。

前項の規定は、規定に従い切符を免除され、優待切符を所持し、又は運送人の許可を経て搭乗する切符のない旅客に適用する。

第 824 条 運送の過程において旅客の携帯手荷物物品が毀損し、又は滅失した場合には、運送人は、故意又は過失のある場合には、賠償責任を負わなければならない。

旅客の託送する手荷物が毀損し、又は滅失した場合には、貨物運送の関係規定を適用する。

第 3 節 貨物運送契約

第 825 条 荷送人は、貨物運送手続をする場合には、運送人に対し荷受人の氏名若しくは名称又は指示に基づく荷受人、貨物の名称、性質、重量及び数量並びに荷受場所等の貨物運送に関する必要状況を正確に表明しなければならない。

荷送人の申告不実又は重要状況の遺漏により運送人に損害をもたらした場合には、荷送人は、賠償責任を負わなければならない。

第 826 条 貨物運送について審査認可及び検査等の手続をする必要のある場合には、荷送人は、関係手続を完了した文書を運送人に提出しなければならない。

第 827 条 荷送人は、約定された方式に従い貨物を包装しなければならない。包装方式について約定せず、又は約定が不明確である場合には、第 619 条の規定を適用する。

荷送人が前項の規定に違反した場合には、運送人は、運送を拒絶することができる。

第 828 条 荷送人は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒な、腐食性があり、又は放射性がある等の危険物品を託送する場合には、危険物品の運送に関する国の規定に従い、危険物品について適切に包装し、危険物の標識及びラベルを作成し、かつ、危険物品の名称、性質及び防御措置に関する書面による資料を運送人に提出しなければならない。

荷送人が前項の規定に違反した場合には、運送人は、運送を拒絶することができ、相応する措置を講じて損害の発生を回避することもできる。これにより生ずる費用は、荷送人が負担する。

第 829 条 運送人が貨物を荷受人に引き渡す前に、荷送人は、運送人に対し運送を中止し、

貨物を返還し、到達地を変更し、又は貨物をその他の荷受人に引き渡すよう要求することができる。但し、これにより運送人が受ける損害を賠償しなければならない。

第 830 条 貨物が運送され到達した後に、荷受人を知る場合には、運送人は遅滞なく荷受人に通知しなければならない。荷受人は遅滞なく貨物を受領しなければならない。荷受人は、期間を徒過して貨物を受領する場合には、運送人に対し保管費等の費用を支払わなければならない。

第 831 条 荷受人は、貨物を受領する際に、約定された期間に従い貨物を検査しなければならない。貨物検査の期間について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、合理的期間内に貨物を検査しなければならない。荷受人が約定された期間又は合理的期間内に貨物の数量及び毀損等について異議を提出しない場合には、運送人が既に運送書類の記載に従い引き渡した旨の初歩的証拠であるとみなす。

第 832 条 運送人は、運送の過程における貨物の毀損又は滅失について賠償責任を負う。但し、貨物の毀損又は滅失が不可抗力、貨物自体の自然的性質若しくは合理的損耗又は荷送人若しくは荷受人の故意若しくは過失によりもたらされたものである旨を運送人が証明する場合には、損害賠償責任を負わない。

第 833 条 貨物の毀損又は滅失の賠償額については、当事者間に約定のある場合には、当該約定に従う。約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、引渡時又は引き渡すべき時の貨物到達地の市場価格に従い計算する。賠償額の計算方法及び賠償限度額については、法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 834 条 複数の運送人が同一の運送方式により連係運送する場合には、荷送人と契約を締結した運送人は、全路程運送について責任を負わなければならない。特定の運送区間において損害が発生した場合には、荷送人と契約を締結した運送人及び当該区間の運送人は、連帯責任を負う。

第 835 条 貨物が運送の過程において不可抗力により滅失し、運賃を収受していない場合には、運送人は、運賃を支払うよう請求してはならない。既に運賃を収受している場合には、荷送人は、返還するよう請求することができる。法律に別途規定のある場合には、その規定に従う。

第 836 条 荷送人又は荷受人が運賃、保管費又はその他の費用を支払わない場合には、運送人は、相応する運送貨物について留置権を享有する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 837 条 荷受人が不明であり、又は荷受人が正当な理由なくして貨物を受領を拒絶する場合には、運送人は、法により貨物を供託することができる。

第 4 節 複合運送契約

第 838 条 複合運送経営者は、複合運送契約の履行又は履行の組織に責任を負い、全路程運送について運送人としての権利を享有し、運送人としての義務を負う。

第 839 条 複合運送経営者は、複合運送に参加する各区間運送人と複合運送契約の各区間運送について相互間の責任を約定することができる。但し、当該約定は、全路程運送に対

し複合運送経営者が負担する義務に影響を及ぼさない。

第 840 条 複合運送経営者は、荷送人の引き渡す貨物を受領する際に、複合運送証書を発行しなければならない。荷送人の要求に従い、複合運送証書は、譲渡可能証書とすることができ、譲渡不能証書とすることもできる。

第 841 条 荷送人の貨物託送の際の故意又は過失により複合運送経営者に損害をもたらした場合には、荷送人が既に複合運送証書を譲渡していても、荷送人は、なお賠償責任を負わなければならない。

第 842 条 貨物の毀損又は滅失が複合運送の特定の運送区間において発生した場合には、複合運送経営者の賠償責任及び責任限度額には、当該区間の運送方式を調整する関係法律規定を適用する。貨物の毀損又は滅失の発生した運送区間を確定することのできない場合には、この章の規定により賠償責任を負う。

第 20 章 技術契約

第 1 節 一般規定

第 843 条 技術契約は、当事者が技術の開発、譲渡、ライセンス、コンサルティング又はサービスについて締結し、相互間の権利及び義務を確立する契約である。

第 844 条 技術契約の締結は、知的財産権の保護及び科学技術の進歩に有利であり、科学技術成果の研究開発、転化、応用及び普及を促進しなければならない。

第 845 条 技術契約の内容は、一般に、プロジェクトの名称、目的対象の内容、範囲及び要求、履行の計画、場所及び方式、技術情報及び資料の秘密保持、技術成果の帰属及び収益の分配方法、検収の標準及び方法、定義及びテクニカルタームの解釈等の条項が含まれる。

契約の履行と関連する技術背景資料、フィージビリティ論証及び技術評価報告、プロジェクト任務書及び計画書、技術標準、技術規範、原始設計及びプロセス文書その他の技術文書類については、当事者の約定に従い契約の構成部分とすることができる。

技術契約が特許にかかわる場合には、発明創造の名称、特許出願人及び特許権者、出願日、出願番号、特許番号並びに特許権の有効期間を明記しなければならない。

第 846 条 技術契約の代金、報酬又は使用料の支払方法は、当事者がこれを約定するものとし、一括して計算し、かつ、一括して支払い、又は一括して計算し、かつ、分割して支払う方式を採用することができ、ランニング・ロイヤリティ支払い又はランニング・ロイヤリティ支払いにイニシャル・フィー事前支払いを附加する方式を採用することもできる。

ランニング・ロイヤリティ支払いを約定した場合には、製品価格、特許実施及びノウハウ使用後に新たに増加する価値、利益又は製品販売額の一定比率に従い控除することができ、約定されたその他の方式に従い計算することもできる。ランニング・ロイヤリティ支払いの比率については、固定比率、逐年逦増比率又は逐年逦減比率を採用することができる。

ランニング・ロイヤリティ支払いを約定した場合には、当事者は、契約中に関係する会計科目を閲覧する方法を約定することができる。

第 847 条 職務技術成果の使用権及び譲渡権が法人又は非法人組織に属する場合には、法

人又は非法人組織は、当該職務技術成果について技術契約を締結することができる。法人又は非法人組織が技術契約を締結して職務技術成果を譲渡する場合には、職務技術成果の完成者は、同等の条件で優先的に譲り受ける権利を有する。

職務技術成果は、法人又は非法人組織の業務上の任務を執行し、又は主として法人又は非法人組織の物質的技術条件を利用して完成した技術成果である。

第 848 条 非職務技術成果の使用権及び譲渡権は、技術成果を完成した個人に属する。技術成果を完成した個人は、当該非職務技術成果について技術契約を締結することができる。

第 849 条 技術成果を完成した個人は、技術成果に関する文書上に自己が技術成果の完成者である旨を記載する権利並びに荣誉证书及び奨励を取得する権利を有する。

第 850 条 不法に技術を独占し、又は他人の技術成果を侵害する技術契約は、効力を有しない。

第 2 節 技術開発契約

第 851 条 技術開発契約は、当事者間において新技術、新製品、新プロセス、新品種又は新材料及びそのシステムの研究開発について締結する契約である。

技術開発契約には、開発委託契約及び合作開発契約が含まれる。

技術開発契約については、書面による方式を採用しなければならない。

当事者間において実用価値を有する科学技術成果の実施転化について締結する契約については、技術開発契約の関連規定を準用する。

第 852 条 開発委託契約の委託者は、約定に従い研究開発経費及び報酬を支払い、技術資料を提供し、研究開発要求を提出し、協力事項を完成し、研究開発成果を受領しなければならない。

第 853 条 開発委託契約の研究開発者は、約定に従い研究開発計画を制定し、及び実施し、研究開発経費を合理的に使用し、期限に従い研究開発作業を完成し、研究開発成果を引き渡し、関係する技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託者が研究開発成果を掌握するのを援助しなければならない。

第 854 条 開発委託契約の当事者は、約定に違反して研究開発作業の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合には、違約責任を負わなければならない。

第 855 条 合作開発契約の当事者は、約定に従い、技術による投資を含む投資をし、研究開発作業に分担参与し、研究開発作業を協同して行い協力しなければならない。

第 856 条 合作開発契約の当事者は、約定に違反して研究開発作業の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合には、違約責任を負わなければならない。

第 857 条 技術開発契約の目的対象である技術が既に他人を経由して公開されたことにより技術開発契約の履行の意義がなくなった場合には、当事者は、契約を解除することができる。

第 858 条 技術開発契約の履行の過程において、克服するすべのない技術上の困難が出現したことにより研究開発が失敗し、又はその一部が失敗した場合には、当該危険については、当事者が約定する。約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、危険については、当事者が合理的に分担する。

当事者の一方は、前項所定の研究開発の失敗又はその一部の失敗をもたらすおそれのある事由を発見した場合には、遅滞なく他の一方に通知し、かつ、適当な措置を講じて損害を減少させなければならない。遅滞なく通知せず、かつ、適当な措置を講じないで損害の拡大をもたらした場合には、拡大した損害について責任を負わなければならない。

第 859 条 開発委託により完成した発明創造について、法律に別段の規定のある場合又は当事者間に別段の約定のある場合を除き、特許を出願する権利は、研究開発者に属する。研究開発者が特許権を取得した場合には、委託者は、法により当該特許を実施することができる。

研究開発者が特許出願権を譲渡する場合には、委託者は、同等の条件で優先的に譲り受ける権利を享有する。

第 860 条 合作開発により完成した発明創造について、特許を出願する権利は、合作開発の当事者の共有に属する。当事者の一方がその共有する特許出願権を譲渡する場合には、その他の各当事者は、同等の条件で優先的に譲り受ける権利を享有する。但し、当事者に別段の約定のある場合を除く。

合作開発の当事者の一方がその共有する特許出願権の放棄を声明した場合には、当事者に別段の約定のある場合を除き、他の一方が単独で出願し、又はその他の各当事者が共同で出願することができる。出願人が特許権を取得した場合には、特許出願権を放棄した一方は、無償で当該特許を実施することができる。

合作開発の当事者の一方が特許出願に同意しない場合には、他の一方又はその他の各当事者は、特許を出願してはならない。

第 861 条 開発委託又は合作開発により完成したノウハウ成果の使用権、譲渡権及び利益の分配方法については、当事者が約定する。約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、同一の技術方案が専利権を授与されるまで、いずれの当事者も、使用し、及び譲渡する権利を有する。但し、開発委託の研究開発者は、委託者に対し研究開発成果を引き渡す前に、研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。

第 3 節 技術譲渡契約及び技術許諾契約

第 862 条 技術譲渡契約は、技術を適法に保有する権利者が、現有の特定の専利、専利出願及びノウハウの関連権利を他人に譲渡するに際して締結する契約である。

技術許諾契約は、技術を適法に保有する権利者が、現有の特定の特許及びノウハウの関連権利につき、他人による実施及び使用を許諾するに際して締結する契約である。

技術譲渡契約及び技術許諾契約における、技術の実施に係る専用設備若しくは原材料の提供又は関連する技術コンサルティング若しくは技術サービスの提供に関する約定は、契約の構成部分に属する。

第 863 条 技術譲渡契約には、専利権譲渡、専利出願権譲渡、ノウハウ譲渡等の契約が含まれる。

技術許諾契約には、専利実施許諾、ノウハウ使用許諾等の契約が含まれる。

技術譲渡契約及び技術許諾契約は、書面による方式を採用しなければならない。

第 864 条 技術譲渡契約及び技術許諾契約は、特許を実施し、又はノウハウを使用する範

囲を約定することができる。但し、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

第 865 条 特許実施許諾契約は、当該特許権の存続期間内においてのみ効力を有する。特許権の有効期間が満了し、又は特許権が無効であると宣告された場合には、特許権者は、当該特許について、他人と特許実施許諾契約を締結してはならない。

第 866 条 特許実施許諾契約の許諾人は、約定に従い被許諾人に対し特許の実施を許諾し、特許実施に関連する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない。

第 867 条 特許実施許諾契約の被許諾人は、約定に従い特許を実施しなければならないが、約定以外の第三者に対し当該特許の実施を許諾してはならず、かつ、約定に従い使用料を支払わなければならない。

第 868 条 ノウハウ譲渡契約の譲渡人及びノウハウ使用許諾契約の許諾人は、約定に従い技術資料を提供し、技術指導をし、技術の実用性及び信頼可能性を保証し、秘密保持義務を負わなければならない。

前項所定の秘密保持義務は、許諾人による専利出願を制限しない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 869 条 ノウハウ譲渡契約の譲受人及びノウハウ使用許諾契約の被許諾人は、約定に従い技術を使用し、譲渡料、使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

第 870 条 技術譲渡契約の譲渡人及び技術許諾契約の許諾人は、自己が提供する技術の適法な保有者であることを保証し、かつ、提供する技術が整い、誤りがなく、かつ、有効であり、約定された目標に到達することができる旨を保証しなければならない。

第 871 条 技術譲渡契約の譲受人及び技術許諾契約の被許諾人は、約定された範囲及び期間に従い、譲渡人、許諾人の提供する技術中の公開されていない秘密部分について、秘密保持義務を負わなければならない。

第 872 条 許諾人は、約定に従い技術を許諾しない場合には、使用料の一部又は全部を返還しなければならないが、かつ、違約責任を負わなければならない。特許の実施若しくはノウハウの使用が約定された範囲を超える場合、又は約定に違反して第三者に対し当該特許の実施若しくは当該ノウハウの使用を無断で許諾した場合には、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定された秘密保持義務に違反した場合には、違約責任を負わなければならない。

譲渡人が違約責任を負う場合には、前項の規定を準用する。

第 873 条 被許諾人は、約定に従い使用料を支払わない場合には、使用料の支払いを補足し、かつ、約定に従い違約金を支払わなければならない。使用料の支払いを補足せず、又は違約金を支払わない場合には、特許の実施又はノウハウの使用を停止し、技術資料を返還し、違約責任を負わなければならない。特許の実施若しくはノウハウの使用が約定された範囲を超える場合、又は許諾人の同意を経ないで当該特許の実施若しくは当該ノウハウの使用を無断で第三者に許諾した場合には、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定された秘密保持義務に違反した場合には、違約責任を負わなければならない。

譲受人が違約責任を負う場合には、前項の規定を準用する。

第 874 条 譲受人又は被許諾人が約定に従い特許を実施し、又はノウハウを使用して他人の適法な権益を侵害した場合には、譲渡人又は許諾人が責任を負う。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 875 条 当事者は、互恵の原則に従い契約において、特許の実施又はノウハウの使用に係る後続改良の技術成果の分別享有方法を約定することができる。約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、一方が後続改良した技術成果については、その他の各方は、分別享有する権利を有しない。

第 876 条 集積回路の配置設計専有権、植物新品種権、コンピュータソフトウェアの著作権等のその他の知的財産権の譲渡及び許諾については、本節の関係規定を準用する。

第 877 条 技術輸出入契約又は特許若しくは特許出願契約について、法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 4 節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約

第 878 条 技術コンサルティング契約とは、当事者の一方が技術的知識をもって相手方のため特定の技術プロジェクトについてフィージビリティ論証、技術予測、専門テーマ技術調査及び分析評価報告等を提供するために締結する契約である。

技術サービス契約とは、当事者の一方が技術知識により相手方のため特定の技術問題を解決するために締結する契約をいい、請負契約及び建設工事契約を含まない。

第 879 条 技術コンサルティング契約の委託者は、約定に従いコンサルティングを受ける問題を明らかにし、技術背景材料並びに関係する技術資料を提供し、受託者の作業成果を受領し、報酬を支払わなければならない。

第 880 条 技術コンサルティング契約の受託者は、約定された期限に従いコンサルティング報告を完成し、又は問題に解答しなければならない。提出されるコンサルティング報告は、約定された要求に到達しなければならない。

第 881 条 技術コンサルティング契約の委託者が約定に従い必要な資料を提供せず、作業の進捗及び品質に影響を及ぼし、作業成果を受領せず、又は期間を徒過して受領した場合には、支払った報酬については取り戻してはならず、未払報酬については支払わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託者が期限に従いコンサルティング報告を提出せず、又は提出したコンサルティング報告が約定に適合しない場合には、報酬の收受を軽減し、又は免除する等の違約責任を負わなければならない。

技術コンサルティング契約の委託者が受託者の約定要求に適合するコンサルティング報告及び意見に従い決定をしてもたらされる損害については、委託者がこれを負う。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 882 条 技術サービス契約の委託者は、約定に従い作業条件を提供し、協力事項を完成し、作業成果を受領し、かつ、報酬を支払わなければならない。

第 883 条 技術サービス契約の受託者は、約定に従いサービス項目を完成し、技術問題を解決し、作業品質を保証し、かつ、技術問題を解決する知識を伝授しなければならない。

第 884 条 技術サービス契約の委託者が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合せず、作業進捗及び品質に影響を及ぼし、作業成果を受領せず、又は期間を徒過して受領した場合には、支払った報酬については取り戻してはならず、未払報酬については支払わなければならない。

技術サービス契約の受託者が約定に従いサービス作業を完成しない場合には、報酬の

収受を免除する等の違約責任を負わなければならない。

第 885 条 技術コンサルティング契約又は技術サービス契約の履行の過程において、受託者が委託者の提供した技術資料及び作業条件を利用して完成した新たな技術成果は、受託者に属する。委託者が受託者の作業成果を利用して完成した新たな技術成果は、委託者に属する。当事者間に別段の約定のある場合には、当該約定に従う。

第 886 条 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約で、受託者の正常な業務展開に必要な費用の負担について約定せず、又は約定が不明確である場合には、受託者がこれを負担する。

第 887 条 技術仲介契約又は技術養成訓練契約について、法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 21 章 寄託契約

第 888 条 寄託契約は、保管者が寄託者の引き渡す保管物を保管し、かつ、当該物を返還する契約である。

寄託者が受寄者の場所において購買、食事、宿泊等の活動に従事し、物品を指定場所に預け置いた場合には、寄託であるものとみなす。但し、当事者に別段の約定があり、又は別段の取引慣行がある場合を除く。

第 889 条 寄託者は、約定に従い保管者に対し保管料を支払わなければならない。

当事者が保管料について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、保管は、無償保管とみなす。

第 890 条 寄託契約は、保管物を引き渡した時に成立する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 891 条 寄託者が保管者に対し保管物を引き渡す場合には、保管者は、保管証憑を発行しなければならない。但し、別段の取引慣習のある場合を除く。

第 892 条 保管者は、保管物を適切に保管しなければならない。

当事者は、保管の場所又は方法を約定することができる。緊急状況又は寄託者の利益を維持保護するための場合を除き、保管の場所又は方法を無断で変更してはならない。

第 893 条 寄託者が引き渡す保管物に瑕疵があり、又は保管物の性質に基づき特殊保管措置を講ずる必要のある場合には、寄託者は、関係状況を保管者に告知しなければならない。寄託者が告知しないで保管物が損害を受けた場合には、保管者は、賠償責任を負わない。保管者がこれにより損害を受けた場合には、保管者が知り、又は知るべきであり、かつ、救済措置を講じない場合を除き、寄託者は、賠償責任を負わなければならない。

第 894 条 保管者は、保管物を第三者に再度引き渡して保管させてはならない。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

保管者は、前項の規定に違反して保管物を第三者に再度引き渡して保管させ、保管物に対し損害をもたらした場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

第 895 条 保管者は、保管物を使用し、又は第三者にその使用を許諾してはならない。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 896 条 第三者が保管物に対し権利を主張する場合には、法により保管物について保全又は執行の措置を講ずるときを除き、保管者は、寄託者に対し保管物を返還する義務を履

行しなければならない。

第三者が保管者に対し訴えを提起し、又は保管物について差押えを申し立てる場合には、保管者は、遅滞なく寄託者に通知しなければならない。

第 897 条 保管期間内において保管者の保管不良により保管物が毀損し、又は滅失した場合には、保管者は、賠償責任を負わなければならない。但し、無償の保管者が自己に故意又は重大な過失のないことを証明したときは、賠償責任を負わない。

第 898 条 寄託者は、貨幣、有価証券その他の貴重物品を寄託する場合には、保管者に対し声明しなければならない。保管者が検収し、又は封印する。寄託者が声明しなかった場合には、当該物品が毀損し、又は滅失した後に、保管者は、一般物品として賠償することができる。

第 899 条 寄託者は、随時に保管物を引き取ることができる。

当事者が保管期間について約定せず、又は約定が不明確である場合には、保管者は、随時に寄託者に対し保管物を引き取るよう請求することができる。保管期間を約定した場合において、保管者に特別の事由のないときは、寄託者に対し保管物を繰り上げて引き取るよう請求してはならない。

第 900 条 保管期間が満了し、又は寄託者が保管物を繰り上げて引き取る場合には、保管者は、原物及びその果実を寄託者に返還しなければならない。

第 901 条 保管者は、貨幣を保管する場合には、同一の種類及び数量の貨幣を返還することができる。その他の代替可能物を保管する場合には、約定に従い同一の種類、品質及び数量の物品を返還することができる。

第 902 条 有償の保管契約について、寄託者は、約定された期間に従い保管者に対し保管料を支払わなければならない。

当事者が支払期間について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、保管物を引き取るのと同時に支払わなければならない。

第 903 条 寄託者が約定に従い保管料その他費用を支払わない場合には、保管者は、保管物について留置権を享有する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 22 章 倉庫保管契約

第 904 条 倉庫保管契約は、保管者が貨物預入人の引き渡す倉庫保管物を貯蔵し、貨物預入人が倉庫保管料を支払う契約である。

第 905 条 倉庫保管契約は、保管者と貨物預入人の意思表示が一致した時に成立する。

第 906 条 燃えやすく、爆発しやすく、有毒な、腐食性があり、若しくは放射性がある等の危険物品又は変質しやすい物品を保管する場合には、貨物預入人は、当該物品の性質を説明し、関係資料を提供しなければならない。

貨物預入人が前項の規定に違反した場合には、保管者は、倉庫保管物の受領を拒絶することができ、相応する措置を講じて損害の発生を回避することもできる。これにより生ずる費用は、貨物預入人が負担する。

保管者は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒な、腐食性があり、又は放射性がある等の危険物品を保管する場合には、相応する保管条件を具備しなければならない。

第 907 条 保管者は、約定に従い入庫保管物について検収をしなければならない。保管者は、検収の際に入庫保管物が約定に適合しないことを発見した場合には、遅滞なく貨物預入人に通知しなければならない。保管者が検収した後に、倉庫保管物の品目、数量又は品質の約定不適合が発生した場合には、保管者は、賠償責任を負わなければならない。

第 908 条 貨物預入人が倉庫保管物を引き渡す場合には、保管者は、倉庫証券、入庫票等の証憑を発行しなければならない。

第 909 条 保管者は、倉庫証券上に署名し、又は押印しなければならない。倉庫証券には、次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (一) 貨物預入人の氏名又は名称及び住所
- (二) 倉庫保管物の品目、数量、品質、包装並びにその個数及び標識
- (三) 倉庫保管物の損耗標準
- (四) 倉庫保管の場所
- (五) 倉庫保管の期間
- (六) 倉庫保管料
- (七) 倉庫保管物について既に保険手続をしている場合には、その保険金額、期間及び保険者の名称
- (八) 発行人、発行地及び発行日

第 910 条 倉庫証券は、倉庫保管物を引き取る証憑である。貨物預入人又は倉庫証券所有者は、倉庫証券に裏書し、かつ、保管者の署名又は押印を経た場合には、倉庫保管物を引き取る権利を譲渡することができる。

第 911 条 保管者は、貨物預入人又は倉庫証券所有者の要求に基づき、当該貨物預入人又は倉庫証券所有者が倉庫保管物を検査し、又はサンプルを引き取ることに同意しなければならない。

第 912 条 保管者は、入庫保管物について変質その他の損壊のあることを発見した場合には、遅滞なく貨物預入人又は倉庫証券所有者に通知しなければならない。

第 913 条 保管者は、入庫保管物について変質その他の損壊のあることを発見し、その他の倉庫保管物の安全及び正常保管に危害の及ぶ場合には、貨物預入人又は倉庫証券所有者に対し必要な処置をするよう催告しなければならない。状況が緊急である場合には、保管者は、必要な処置をすることができる。但し、事後に当該状況を遅滞なく貨物預入人又は倉庫証券所有者に通知しなければならない。

第 914 条 当事者が保管期間について約定せず、又は約定が不明確である場合には、貨物預入人又は倉庫証券所有者は随時に倉庫保管物を引き取ることができ、保管者も貨物預入人又は倉庫証券所有者に対し倉庫保管物を引き取るよう請求することができる。但し、必要な準備期間を与えなければならない。

第 915 条 保管期間が満了した場合には、貨物預入人又は倉庫証券所有者は、倉庫証券、入庫票等に基づき倉庫保管物を引き取らなければならない。貨物預入人又は倉庫証券所有者が期限を徒過して引き取る場合には、倉庫保管料を加算収受しなければならない。期限を繰り上げて引き取る場合には、倉庫保管料の収受を軽減しない。

第 916 条 保管期間が満了し、貨物預入人又は倉庫証券所有者が倉庫保管物を引き取らない場合には、保管者は、当該貨物預入人又は倉庫証券所有者に対し合理的期間内に引き取るよう催告することができる。期間を徒過して引き取らない場合には、保管者は、倉庫保

管物を供託することができる。

第 917 条 保管期間内において保管不良により倉庫保管物の毀損又は滅失がもたらされた場合には、保管者は、賠償責任を負わなければならない。倉庫保管物自体の自然な性質、包装が約定に適合しないこと又は有効保管期間を超えたことにより倉庫保管物の変質又は損壊がもたらされた場合には、保管者は、賠償責任を負わない。

第 918 条 この章に定めのない場合には、寄託契約の関係規定を適用する。

第 23 章 委託契約

第 919 条 委託契約は、委託者と受託者とが約定し、受託者が委託者の事務を処理する契約である。

第 920 条 委託者は、受託者に対し 1 つ又は複数の事務を処理するよう特別に委託することができ、受託者に一切の事務を処理するよう概括して委託することもできる。

第 921 条 委託者は、委託事務を処理する費用を前払いしなければならない。受託者が委託事務を処理するために立て替えた必要費用については、委託者は、当該費用を償還し、かつ利息を支払わなければならない。

第 922 条 受託者は、委託者の指示に従い委託事務を処理しなければならない。委託者の指示を変更する必要がある場合には、委託者の同意を経なければならない。状況が緊急であることにより委託者と連絡を取ることが難しい場合には、受託者は、委託事務を適切に処理しなければならない。但し、事後に当該状況を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

第 923 条 受託者は、自ら委託事務を処理しなければならない。委託者の同意を経て、受託者は、再委託することができる。再委託について同意又は追認を経た場合には、委託者は委託事務について再委託した第三者に対し直接に指示ことができ、受託者は第三者の選任及び第三者に対するその指示についてのみ責任を負う。再委託について同意又は追認を経していない場合には、受託者は、再委託した第三者の行為について責任を負わなければならない。但し、緊急状況の場合において、受託者が委託者の利益を維持保護するために第三者に再委託を必要とするときを除く。

第 924 条 受託者は、委託者の要求に従い、委託事務の処理状況を報告しなければならない。委託契約が終了した場合には、受託者は、委託事務の結果を報告しなければならない。

第 925 条 受託者が自己の名で委託者の授權範囲内で第三者と締結する契約について、第三者が契約を締結する際に受託者と委託者との間の代理関係を知っている場合には、当該契約は、委託者及び第三者を直接に拘束する。但し、当該契約が受託者及び第三者のみを拘束する旨を証明する確実な証拠のある場合を除く。

第 926 条 受託者が自己の名で第三者と契約を締結する際に、第三者が受託者と委託者との間の代理関係を知らない場合において、受託者が第三者の事由により委託者に対し義務を履行しないときは、受託者は、委託者に対し第三者を開示しなければならない。委託者は、これにより第三者に対する受託者の権利を行使することができる。但し、第三者が受託者と契約を締結する際に、当該委託者を知っているならば契約を締結しないであろう場合を除く。

受託者が委託者の事由により第三者に対し義務を履行しない場合には、受託者は、第三

者に対し委託者を開示しなければならない。第三者は、これにより受託者又は委託者を相手方として選択し、その権利を主張することができる。但し、第三者は、選定した相手方を変更してはならない。

委託者が第三者に対する受託者の権利を行使する場合には、第三者は、委託者に対し、当該第三者の受託者に対する抗弁を主張することができる。第三者がその相手方として委託者を選定した場合には、委託者は、第三者に対し当該委託者の受託者に対する抗弁及び受託者の第三者に対する抗弁を主張することができる。

第 927 条 受託者が委託事務を処理して取得する財産は、これを委託者に移転しなければならない。

第 928 条 受託者が委託事務を完成した場合には、委託者は、約定に従って当該受託者に対し報酬を支払わなければならない。

受託者に責を帰することのできない事由により委託契約が解除され、又は委託事務を完成することのできない場合には、委託者は、受託者に対し相応する報酬を支払わなければならない。当事者間に別段の約定のある場合には、当該約定に従う。

第 929 条 有償の委託契約について、受託者の故意又は過失により委託者に対し損害をもたらした場合には、委託者は、損害を賠償するよう請求することができる。無償の委託契約について、受託者の故意又は重大な過失により委託者に対し損害をもたらした場合には、委託者は、損害を賠償するよう請求することができる。

受託者は、権限を超えて委託者に対し損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 930 条 受託者は、委託事務を処理する際に自己に責を帰することのできない事由により損害を受けた場合には、委託者に対し損害を賠償するよう請求することができる。

第 931 条 委託者は、受託者の同意を経て、受託者のほか、第三者に対し委託事務を処理するよう委託することができる。これにより受託者に対し損害をもたらした場合には、受託者は、委託者に対し損害を賠償するよう請求することができる。

第 932 条 2名以上の受託者は、委託事務を共同で処理する場合には、委託者に対し連帯責任を負う。

第 933 条 委託者又は受託者は、随時に委託契約を解除することができる。委託契約の解除により相手方に対し損害をもたらした場合には、当該当事者に責を帰することのできない事由によるときを除き、無償委託契約の解除者は解除の時期が不当であることにより生じた直接損害を賠償しなければならない。有償委託契約の解除者は、相手方の直接損害及び契約履行後にうべかりし利益を賠償しなければならない。

第 934 条 委託者が死亡若しくは終了し、又は受託者が死亡し、民事行為能力を喪失し、又は終了した場合には、委託契約は、終了する。但し、当事者間に別段の約定があり、又は委託事務の性質に基づき終了が適切でない場合を除く。

第 935 条 委託者が死亡し、破産宣告され、又は解散したことにより委託契約が終了して委託者の利益を損なう場合には、受託者は、委託者の相続人、遺産管理人又は清算人が委託事務を引き継ぐまで、委託事務の処理を継続しなければならない。

第 936 条 受託者が死亡し、民事行為能力を喪失し、破産を宣告され、又は解散したことにより委託契約が終了した場合には、受託者の相続人、遺産管理人、法定代理人又は清算人は、遅滞なく委託者に通知しなければならない。委託契約の終了により委託者の利益を

損なう場合には、受託者の相続人、遺産管理人、法定代理人又は清算人は、委託者が善後処理をするまで、必要な措置を講じなければならない。

第24章 不動産サービス契約

第937条 不動産サービス契約は、不動産サービス業者が、不動産サービス区域内において、建築物及びその附属施設の維持保全、環境衛生及び関連する秩序の管理維持等の不動産サービスをオーナーに提供し、オーナーが不動産管理費を支払う契約である。

不動産サービス業者には、不動産サービス企業及びその他の管理人が含まれる。

第938条 不動産サービス契約の内容には、一般に、サービス事項、サービス品質、サービス費用の標準及び收受の方法、メンテナンス資金の使用、サービス用ルームの管理及び使用、サービス期間、サービス引継ぎ等の条項が含まれる。

不動産サービス業者が公に行った、オーナーに有利なサービスに係る承諾は、不動産サービス契約の構成部分とする。

不動産サービス契約は、書面による方式を採用しなければならない。

第939条 建設単位が法により不動産サービス業者と締結する前期不動産サービス契約及びオーナー委員会がオーナー総会によって法により選任した不動産サービス業者と締結する不動産サービス契約は、オーナーに対して法的拘束力を有する。

第940条 建設単位が法により不動産サービス業者と締結した前期不動産サービス契約に約定されたサービス期間が満了する前に、オーナー委員会又はオーナーが新不動産サービス業者と締結した不動産サービス契約が効力を生じた場合には、前期不動産サービス契約は、終了する。

第941条 不動産サービス業者は、不動産サービス区域内における一部の特別サービス事項を専門的サービス組織又はその他の第三者に委託する場合には、当該一部の特別サービス事項についてオーナーに対し責任を負わなければならない。

不動産サービス業者は、自身が提供すべき全ての不動産サービスを第三者に再委託し、又は全ての不動産サービスを分解したうえで別々に第三者へ再委託してはならない。

第942条 不動産サービス業者は、約定及び不動産の使用性質に従って不動産サービス区域内のオーナー共有部分を適切に維持補修、保全修理、清掃、緑化及び経営管理し、不動産サービス区域内の基本的秩序を維持し、合理的な措置を講じてオーナーの人身及び財産の安全を保護しなければならない。

不動産サービス区域内における治安、環境保護、消防等に関する法律法規への違反行為に対し、不動産サービス業者は、遅滞なく合理的な措置を講じてこれを制止し、及び関係する行政主管部門に報告し、かつ、処理に協力しなければならない。

第943条 不動産サービス業者は、定期的に、サービスの事項、責任者、品質要求、費用徴収項目、費用徴収の標準、履行状況並びにメンテナンス資金の使用状況、オーナー共有部分の経営及び収益状況等を、合理的な方式にてオーナーに公開し、かつ、オーナー総会及びオーナー委員会に報告しなければならない。

第944条 オーナーは、約定に従って不動産サービス業者に不動産管理費を支払わなければならない。不動産サービス業者が既に約定及び関係する規定に従ってサービスを提供している場合には、オーナーは、関連する不動産サービスを受けていないこと又はこれを

受ける必要がないことを理由として不動産管理費の支払いを拒絶してはならない。

オーナーが約定に違反し、期間を徒過して不動産管理費を支払わない場合には、不動産サービス業者は、合理的期間内における支払いを当該オーナーに催告することができる。合理的期間が満了してもなお支払われない場合には、不動産サービス業者は、訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てることができる。

不動産サービス業者は、電力供給、水道供給、熱供給、ガス供給を停止する等の方式を講じて不動産管理費の支払いを督促してはならない。

第 945 条 オーナーは、建物に内外装を施す場合には、事前に不動産サービス業者に告知し、不動産サービス業者の提示する合理的な注意事項を遵守し、かつ、当該不動産サービス業者が行う必要な現場検査に協力しなければならない。

オーナーは、不動産の専有部分を譲渡若しくは賃貸し、居住権を設定し、又は共有部分の用途を法により改変する場合には、遅滞なく関連状況を不動産サービス業者に告知しなければならない。

第 946 条 オーナーは、不動産サービス業者を解任する旨を法定の手続により共同して決定した場合には、不動産サービス契約を解除することができる。解任を決定した場合には、60 日前までに不動産サービス業者に書面により通知しなければならない。但し、通知期間について契約に別段の約定がある場合を除く。

前項の規定により契約を解除したことで不動産サービス業者に損失がもたらされた場合には、オーナーの責めに帰すことができない事由を除き、オーナーは、損害を賠償しなければならない。

第 947 条 不動産サービス期間の満了前において、オーナーは、再任する旨を法により共同して決定した場合には、原不動産サービス業者と、契約期間が満了する前に不動産サービス契約を更新しなければならない。

不動産サービス期間の満了前において、不動産サービス業者は、再任に同意しない場合には、契約期間が満了する 90 日前までに、オーナー又はオーナー委員会に書面により通知しなければならない。但し、通知期間について契約に別段の約定がある場合を除く。

第 948 条 不動産サービス期間の満了後において、オーナーが不動産サービス業者の再任又は別途選任の決定を法により行っておらず、不動産サービス業者が引き続き不動産サービスを提供する場合には、原不動産サービス契約は、引き続き有効とする。但し、サービス期間は、定めのないものとする。

当事者は、期間の定めのない不動産サービス契約を随時に解除することができる。但し、60 日前までに相手方に書面により通知しなければならない。

第 949 条 不動産サービス契約が終了する場合には、原不動産サービス業者は、約定期間又は合理的期間内に不動産サービス区域から退出し、不動産サービス用ルーム、関連施設、不動産サービスに必要な関連資料等をオーナー委員会、自主管理を決定したオーナー又はその指定する者に返還し、新不動産サービス業者に協力して引継業務を適切に行い、かつ、不動産の使用及び管理状況をありのままに告知しなければならない。

原不動産サービス業者は、前項の規定に違反した場合には、不動産サービス契約終了後の不動産管理費の支払いをオーナーに請求してはならず、オーナーに損失をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 950 条 不動産サービス契約の終了後、オーナー若しくはオーナー総会が選任した新不

不動産サービス業者又は自主管理を決定したオーナーが管理を引き継ぐ前において、原不動産サービス業者は、不動産サービス事項を引き続き処理しなければならないが、かつ、当該期間の不動産管理費の支払いをオーナーに請求することができる。

第25章 取次契約

第951条 取次契約は、取次人が自己の名で委託者のため取引活動に従事し、委託者が報酬を支払う契約である。

第952条 取次人が委託事務を処理するのに支出する費用については、取次人がこれを負担する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第953条 取次人が委託物を占有する場合には、委託物を適切に保管しなければならない。

第954条 委託物を取次人に引き渡す際に瑕疵があり、又は容易に腐乱し、若しくは変質する場合には、委託者の同意を経て、取次人は、当該物を処分することができる。委託者と遅滞なく連絡を取ることのできない場合には、取次人は、合理的に処分することができる。

第955条 取次人は、委託者の指定する価格を下回って売却し、又は委託者の指定する価格を上回って買い入れる場合には、委託者の同意を経なければならない。委託者の同意を経ないで、取次人がその差額を補償する場合には、当該売買は、委託者に対し効力を生ずる。

取次人は、委託者の指定する価格を上回って売却し、又は委託者の指定する価格を下回って買い入れる場合には、約定に従い報酬を増加させることができる。約定せず、又は約定が不明確であり、第510条の規定によりなお確定することのできない場合には、当該利益は、委託者に属する。

委託者が価格について特別な指示を有する場合には、取次人は、当該指示に違背して売却し、又は買い入れてはならない。

第956条 取次人が市場決定価格のある商品を売却し、又は買い入れる場合には、委託者に反対の意思表示のあるときを除き、取次人は、自ら買主又は売主となることができる。

取次人は、前項所定の事由のある場合にも、なお委託者に対し報酬を支払うよう請求することができる。

第957条 取次人が約定に従い委託物を買入れる場合には、委託者は、遅滞なく受領しなければならない。取次人の催告を経て、委託者が正当な理由なくして受領を拒絶する場合には、取次人は、法により委託物を供託することができる。

委託物を売却することができず、又は委託者が売却を撤回し、取次人の催告を経て、委託者が当該物を取り戻さず、又は処分しない場合には、取次人は、法により委託物を供託することができる。

第958条 取次人が第三者と契約を締結する場合には、取次人は、当該契約について直接に権利を享有し、義務を負う。

第三者の義務不履行により委託者が損害を受けた場合には、取次人は、賠償責任を負わなければならない。但し、取次人と委託者との間に別段の約定のある場合を除く。

第959条 取次人が委託事務の全部又は一部を完成した場合には、委託者は、当該取次人に対し相応する報酬を支払わなければならない。委託者が期間を徒過して報酬を支払わ

ない場合には、取次人は、委託物について留置権を享有する。但し、当事者間に別段の約定のある場合を除く。

第 960 条 この章に定めのない場合には、委託契約の関係規定を準用する。

第 26 章 仲立契約

第 961 条 仲立契約は、仲立人が委託者に対し契約を締結する機会を報告し、又は契約締結に係る媒介サービスを供与し、委託者が報酬を支払う契約である。

第 962 条 仲立人は、契約締結に関する事項について委託者に対しありのままに報告しなければならない。

仲立人は、故意に契約締結と関連する重要な事実を隠蔽し、又は虚偽の状況を提供して委託者の利益を損なった場合には、報酬の支払いを請求してはならず、かつ、賠償責任を負わなければならない。

第 963 条 仲立人が契約の成立を促して成立させた場合には、委託者は、約定に従い報酬を支払わなければならない。仲立人の報酬について約定せず、又は約定が不明確であり、第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、仲立人の役務に基づき合理的に確定する。仲立人が契約締結に係る媒介サービスを供与したことにより契約の成立を促した場合には、当該契約の当事者が仲立人の報酬を均分して負担する。

仲立人が契約の成立を促して成立させた場合には、仲立活動の費用は、仲立人がこれを負担する。

第 964 条 仲立人は、契約の成立を促したが成立しなかった場合には、報酬を支払うよう請求してはならない。但し、約定に従って委託者に対し仲立活動に従事して支出した必要費用を支払うよう請求することができる。

第 965 条 委託者は、仲立人のサービスを受けた後に、仲立人が供与した取引の機会又は媒介サービスを利用し、仲立人を迂回して契約を直接締結した場合には、仲立人に報酬を支払わなければならない。

第 966 条 この章に定めのない場合には、委託契約の関係規定を準用する。

第 27 章 パートナースhip契約

第 967 条 パートナースhip契約は、2 以上のパートナーが共同の事業目的のために締結する、利益共有及びリスク共同負担の合意である。

第 968 条 パートナーは、約定された出资方式、金額及び払込期限に従い、出資義務を履行しなければならない。

第 969 条 パートナーの出資、パートナースhip事務によって法により取得した収益及びその他の財産は、パートナースhip財産に属する。

パートナースhip契約が終了する前において、パートナーは、パートナースhip財産の分割を請求してはならない。

第 970 条 パートナーは、パートナースhip事務について決定を下した場合には、パートナースhip契約に別段の約定がある場合を除き、パートナー全体の一致による同意を経なければならない。

パートナーシップ事務は、パートナー全体が共同して執行する。パートナーシップ契約の約定又はパートナー全体の決定に従って、1又は複数のパートナーにパートナーシップ事務の執行を委託することができ、その他のパートナーはパートナーシップ事務の執行を取りやめるが、執行状況を監督する権利を有する。

パートナーがパートナーシップ事務をそれぞれ執行する場合には、事務を執行するパートナーは、その他のパートナーが執行する事務に対して異議を提出することができ、異議が提出された後に、その他のパートナーは当該事務の執行を暫時停止しなければならない。

第 971 条 パートナーは、パートナーシップ事務の執行によって報酬の支払いを請求してはならない。但し、パートナーシップ契約に別段の約定がある場合を除く。

第 972 条 パートナーシップの利益分配及び欠損分担は、パートナーシップ契約の約定に従って処理し、パートナーシップ契約に約定がなく、又は約定が不明確である場合には、パートナーが協議により決定する。協議が調わない場合にはパートナーが払込済出資の比率に従って分配及び分担し、出資比率を確定することができない場合にはパートナーが均等に分配及び分担する。

第 973 条 パートナーは、パートナーシップの債務に対して連帯責任を負う。自己の負担すべき持分を超過してパートナーシップの債務を弁済したパートナーは、その他のパートナーに対して償還請求する権利を有する。

第 974 条 パートナーシップ契約に別段の約定がある場合を除き、パートナーは、パートナー以外の者にその財産持分の全部又は一部を譲渡する場合には、その他のパートナーの一致による同意を経なければならない。

第 975 条 パートナーの債権者は、パートナーが本章の規定及びパートナーシップ契約により享有する権利を代位行使してはならない。但し、パートナーが享有する利益分配請求権を除く。

第 976 条 パートナーがパートナーシップ期間について約定せず、又は約定が不明確であり、本法第 510 条の規定によりなお確定することのできない場合には、期間の定めのないパートナーシップであるものとみなす。

パートナーシップ期間が満了した場合において、パートナーが引き続きパートナーシップ事務を執行し、その他のパートナーが異議を提出しなかったときは、原パートナーシップ契約は、引き続き有効とする。但し、パートナーシップ期間は、定めのないものとする。

パートナーは、期間の定めのないパートナーシップ契約を随時に解除することができる。但し、合理的期間の前にその他のパートナーに通知しなければならない。

第 977 条 パートナーが死亡し、民事行為能力を喪失し、又は終了した場合には、パートナーシップ契約は、終了する。但し、パートナーシップ契約に別段の約定があり、又はパートナーシップ事務の性質に基づき終了が適切でない場合を除く。

第 978 条 パートナーシップ契約の終了後、パートナーシップ財産については、終了によって生じた費用の支払い及びパートナーシップの債務の弁済後において残余がある場合には、本法第 972 条の規定により分配を行う。

第 3 分編 準契約

第28章 事務管理

第979条 管理者は、法定の又は約定の義務を有さずに、他人の利益が損失を受けるのを回避するために他人の事務を管理した場合には、事務の管理により支出した必要費用の償還を受益者に請求することができ、管理者が事務の管理によって損失を受けた場合には、適当な補償を与えるよう受益者に請求することができる。

事務の管理が受益者の真実の意思に適合しない場合には、管理者は、前項所定の権利を享有しない。但し、受益者の真実の意思が法律に違反し、又は公序良俗に背く場合を除く。

第980条 管理者による事務の管理が前条に定める事由に該当しないものの、受益者が管理利益を享有する場合には、受益者は、自身が取得した利益の範囲内において、管理者に対し前条第1項に定める義務を負わなければならない。

第981条 管理者は、他人の事務を管理する場合には、受益者に有利な方法を講じなければならない。管理の中断が受益者に対して不利である場合には、正当な理由なくして中断してはならない。

第982条 管理者は、他人の事務を管理する場合において、受益者に通知することができるときは、遅滞なく受益者に通知しなければならない。管理する事務が緊急処理を必要としない場合には、受益者の指示を待たなければならない。

第983条 管理が終了した後、管理者は、受益者に対して事務の管理の状況を報告しなければならない。管理者が事務を管理して取得した財産は、遅滞なくこれを受益者に移転しなければならない。

第984条 管理者の事務の管理が受益者の事後追認を経た場合には、事務の管理が開始された時から、委託契約の関係規定が適用される。但し、管理者に別段の意思表示がある場合を除く。

第29章 不当利得

第985条 利得者が法的根拠なく不当な利益を取得した場合には、損失を受けた者は、利得者に対し、取得した利益を返還するよう請求することができる。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合を除く。

- (一) 道徳的義務を履行するために行われる給付
- (二) 債務の期限到来前における弁済
- (三) 給付義務がないことを明らかに知りながら行われる債務弁済

第986条 利得者は、取得した利益が法的根拠を有しない旨を知らず、かつ知り得ず、取得した利益が既に存在しない場合には、当該利益の返還義務を負わない。

第987条 取得した利益が法的根拠を有しない旨を利得者が知り、又は知るべきであった場合には、損失を受けた者は、その取得した利益を返還し、かつ、法により損害を賠償するよう利得者に請求することができる。

第988条 取得した利益を利得者が既に第三者に無償譲渡した場合には、損失を受けた者は、相応の範囲内において返還義務を負うよう第三者に請求することができる。

第4編 人格権

第1章 一般規定

第989条 本編は、人格権の享有及び保護によって生じる民事関係を調整する。

第990条 人格権は、民事主体が享有する生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権等の権利である。

前項所定の人格権のほか、自然人は、人身の自由及び人格の尊厳に基づいて生じるその他の人格権益を享有する。

第991条 民事主体の人格権は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人も、これを侵害してはならない。

第992条 人格権は、放棄、譲渡又は相続することができない。

第993条 民事主体は、自己の氏名、名称、肖像等を他人が使用するのを許諾することができる。但し、法律の規定により、又はその性質に基づき許諾してはならない場合を除く。

第994条 死者の氏名、肖像、名誉、栄誉、プライバシー、遺体等が侵害を受けた場合には、その配偶者、子女又は親は、民事責任を負うよう法により行為者に請求する権利を有する。死者に配偶者又は子女がなく、かつ、親が既に死亡している場合には、その他の近親者は、民事責任を負うよう法により行為者に請求する権利を有する。

第995条 人格権が侵害を受けた場合には、侵害を受けた者は、本法及びその他の法律の規定により、民事責任を負うよう行為者に請求する権利を有する。侵害を受けた者の侵害停止、妨害排除、危険除去、影響除去、名誉回復及び謝罪の請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。

第996条 当事者の一方の違約行為により、相手方の人格権が損なわれ、かつ、重大な精神的損害がもたらされ、損害を受けた一方の当事者が違約責任の引受けを選択して請求した場合には、損害を受けた一方の当事者による精神的損害賠償の請求に影響を及ぼさない。

第997条 民事主体は、行為者が自身の人格権を侵害する違法行為を実施している最中であり、又は間もなく実施することになり、遅滞なく制止しなければ自身の適法な権益に回復困難な損害を受けさせることになる旨を証明する証拠を有する場合には、行為者に対して関係行為の差止めを命ずる措置を講ずるよう法により人民法院に申し立てる権利を有する。

第998条 生命権、身体権及び健康権を除く人格権の侵害に係る民事責任を行為者が負う旨を認定する場合には、行為者及び侵害を受けた者の職業、影響の範囲、故意・過失の程度及び行為の目的、方式、結果等の要素を考慮しなければならない。

第999条 公共の利益のために報道、世論監督等の行為を実施する場合には、民事主体の氏名、名称、肖像、個人情報等を合理的に使用することができ、使用が不合理で民事主体の人格権を侵害した場合には、法により民事責任を負わなければならない。

第1000条 行為者が人格権の侵害により影響除去、名誉回復、謝罪等の民事責任を負う場合には、行為の具体的な方式及びもたらした影響の範囲に相当していなければならない。

行為者が前項所定の民事責任の引受けを拒絶した場合には、人民法院は、新聞・雑誌、ネット等のメディアにおける公告の発布又は効力を生じた裁判文書の公布等の方式を講

じて執行することができ、生じた費用は行為者が負担する。

第1001条 自然人の婚姻家族関係等によって生じる身分権利の保護については、本法第1編、第5編及びその他の法律の関連規定を適用し、規定がない場合には、その性質に基づき本編の人格権保護の関係規定を準用することができる。

第2章 生命権、身体権及び健康権

第1002条 自然人は、生命権を享有する。自然人の生命の安全及び生命の尊厳は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の生命権を侵害してはならない。

第1003条 自然人は、身体権を享有する。自然人の身体の完全性及び行動の自由は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の身体権を侵害してはならない。

第1004条 自然人は、健康権を享有する。自然人の心身の健康は、法律による保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の健康権を侵害してはならない。

第1005条 自然人の生命権、身体権及び健康権が侵害を受け、又はその他の危難の状況に置かれた場合には、法定の救助義務を負う組織又は個人は、遅滞なく救助にあたらなければならない。

第1006条 完全民事行為能力者は、その人体細胞、人体組織、人体器官又は遺体を無償提供する（訳者注：以下「臓器提供・献体」とします。）旨を法により自主的に決定する権利を有する。いかなる組織又は個人も、強要、欺罔又は利益誘導により臓器提供・献体をさせてはならない。

完全民事行為能力者は、前項の規定により臓器提供・献体に同意する場合には、書面による方式を採用しなければならず、遺言を作成することもできる。

自然人が臓器提供・献体に同意しない旨を生前に表示していない場合には、当該自然人が死亡した後に、その配偶者、成年の子女及び親は、臓器提供・献体する旨を共同で決定することができ、臓器提供・献体を決定した場合には書面による方式を採用しなければならない。

第1007条 形式の如何を問わず、人体細胞、人体組織、人体器官及び遺体を売買することを禁止する。

前項の規定に違反する売買行為は、無効とする。

第1008条 新薬若しくは医療機器の研究・製造又は新たな予防及び治療方法の発展のために臨床試験を行う必要がある場合には、法により関連主管部門の認可を経て、かつ、倫理委員会の審査同意を経て、試験の目的、用途及び生じるおそれがあるリスク等の詳細な状況を被験者又は被験者の後見人に告知し、かつ、その書面による同意を経なければならない。

臨床試験を行う場合には、被験者から試験費用を収受してはならない。

第1009条 ヒトゲノム、ヒト胚等と関係のある医学及び科学研究活動に従事する場合には、法律、行政法規及び国の関係規定を遵守しなければならず、人体の健康に危害を及ぼしてはならず、倫理道徳に背いてはならず、公共の利益を損なってはならない。

第1010条 他人の意思に背き、言葉、文字、画像、身体的行為等の方式にて他人に対しセクシュアルハラスメントを実施した場合には、侵害を受けた者は、民事責任を負うよう法により行為者に請求する権利を有する。

機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、苦情申立ての受理、調査処分等の措置を講じて、職権、従属関係等を利用したセクシュアルハラスメントの実施を防止及び制止しなければならない。

第1011条 不法な拘禁等の方式にて他人の行動の自由を剥奪若しくは制限し、又は他人の身体を不法に検査した場合には、侵害を受けた者は、民事責任を負うよう法により行為者に請求する権利を有する。

第3章 氏名権及び名称権

第1012条 自然人は、氏名権を享有し、自己の氏名を法により決定、使用、変更し、又は他人がこれを使用することを許諾する権利を有する。但し、公序良俗に背いてはならない。

第1013条 法人及び非法人組織は、名称権を享有し、自己の名称を法により決定、使用、変更、譲渡し、又は他人がこれを使用することを許諾する権利を有する。

第1014条 いかなる組織又は個人も、干渉、盗用、冒用等の方式をもって他人の氏名権又は名称権を侵害してはならない。

第1015条 自然人は、父の氏又は母の氏を称さなければならない。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、父の氏及び母の氏以外において氏を選択することができる。

- (一) その他の直系尊属の氏を選択するとき。
- (二) 法定扶養者以外の者によって扶養されたことから、扶養者の氏を選択するとき。
- (三) 公序良俗に背かないその他の正当な理由を有するとき。

少数民族の自然人の氏は、当該民族の文化伝統及び風俗習慣に従うことができる。

第1016条 自然人が氏名を決定若しくは変更し、又は法人若しくは非法人組織が名称を決定、変更若しくは譲渡する場合には、法により関係機関に対して登記手続をしなければならない。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

民事主体が氏名又は名称を変更した場合には、変更前において実施した民事法律行為は、当該民事主体に対して法的拘束力を有する。

第1017条 一定の社会的知名度を有し、他人に使用されれば公衆に混同をもたらすに足るペンネーム、芸名、ハンドルネーム、訳名、屋号、氏名及び名称の略称等については、氏名権及び名称権保護の関係規定を準用する。

第4章 肖像権

第1018条 自然人は、肖像権を享有し、自己の肖像を法により作成、使用、公開し、又は他人がこれを使用することを許諾する権利を有する。

肖像は、映像、彫塑、絵画等の方式を通じて一定の媒体上で反映される、特定の自然人が識別され得る外的イメージである。

第1019条 いかなる組織又は個人も、冒流、汚損又は情報技術手段を利用した偽造等の方式をもって他人の肖像権を侵害してはならない。肖像権者の同意を経ない場合には、肖像権者の肖像を作成、使用又は公開してはならない。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

肖像権者の同意を経ない場合には、肖像作品の権利者は、発表、複製、発行、有償貸与、展覧等の方式をもって肖像権者の肖像を使用又は公開してはならない。

第1020条 次の各号に掲げる行為を合理的に実施する場合には、肖像権者の同意を経ないことができる。

- (一) 個人的な学習、芸術鑑賞、教室における授業又は科学研究のために、肖像権者が既に公開した肖像を必要な範囲内において使用する行為
- (二) 報道を実施するために、肖像権者の肖像を不可避免的に作成、使用又は公開する行為
- (三) 法により職責を履行するために、国家機関が必要な範囲内において肖像権者の肖像を作成、使用又は公開する行為
- (四) 特定の公共環境を表現するために、肖像権者の肖像を不可避免的に作成、使用又は公開する行為
- (五) 公共の利益又は肖像権者の適法な権益を維持するために、肖像権者の肖像を作成、使用又は公開するその他の行為

第1021条 当事者は、肖像使用許諾契約中の肖像の使用に関する条項の理解について紛争がある場合には、肖像権者に有利な解釈をしなければならない。

第1022条 当事者が肖像の使用許諾期間について約定せず、又は約定が不明確である場合には、いずれの当事者も、肖像使用許諾契約を随時に解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。

当事者が肖像の使用許諾期間について明確な約定を有する場合において、肖像権者は、正当な理由を有するときは、肖像使用許諾契約を解除することができる。但し、合理的期間の前に相手方に通知しなければならない。契約の解除により相手方に損失をもたらした場合には、肖像権者の責めに帰すことができない事由を除き、損害を賠償しなければならない。

第1023条 氏名等の使用許諾については、肖像の使用許諾の関係規定を準用する。

自然人の声の保護については、肖像権保護の関係規定を準用する。

第5章 名誉権及び栄誉権

第1024条 民事主体は、名誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、侮辱、誹謗等の方式をもって他人の名誉権を侵害してはならない。

名誉は、民事主体の人品、声望、才能、信用等についての社会的評価である。

第1025条 行為者は、公共の利益のために報道、世論監督等の行為を実施し、他人の名誉に影響を及ぼした場合には、民事責任を負わない。但し、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合を除く。

- (一) 事実を捏造又は歪曲したとき。
- (二) 他人が提供した著しく事実に適合しない内容に対して合理的な調査・確認義務を全うしないとき。
- (三) 侮辱的な言葉等を用いて他人の名誉を貶めたとき。

第1026条 行為者が前条第二号所定の合理的な調査・確認義務を全うしたか否かを認定する場合には、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 内容の出所の信憑性

- (二) 明らかに紛争を招くおそれのある内容に対して必要な調査を行ったか否か
- (三) 内容の時限性
- (四) 内容と公序良俗との関連性
- (五) 侵害を受けた者の名誉が貶められる可能性
- (六) 調査・確認能力及び調査・確認のコスト

第 1027 条 行為者が発表した文学又は芸術作品が実在する人物・出来事又は特定の人物を描写の対象とし、侮辱又は誹謗の内容を含み、他人の名誉権を侵害した場合には、侵害を受けた者は、民事責任を負うよう法により当該行為者に請求する権利を有する。

行為者は、発表した文学又は芸術作品が特定の人物を描写の対象としておらず、そのあらずじと当該特定の人物の状況とが類似しているに過ぎない場合には、民事責任を負わない。

第 1028 条 民事主体は、新聞・雑誌、ネット等のメディアによって報道された内容が事実に適合せず、自身の名誉権を侵害したことを証明する証拠を有する場合には、更正又は削除等の必要な措置を遅滞なく講ずるよう当該メディアに請求する権利を有する。

第 1029 条 民事主体は、自己の信用評価を法により照会することができ、信用評価が不当である旨を発見した場合には、異議を提出し、かつ、更正、削除等の必要な措置を講ずるよう請求する権利を有する。信用評価者は、遅滞なく調査しなければならない。調査を経て事実であった場合には、必要な措置を遅滞なく講じなければならない。

第 1030 条 民事主体と信用調査機構等の信用情報処理者との間の関係には、本編の個人情報保護に関する規定並びにその他の法律及び行政法規の関係規定を適用する。

第 1031 条 民事主体は、栄誉権を享有する。いかなる組織又は個人も、他人の栄誉称号を不法に剥奪してはならず、他人の栄誉を中傷し、又は貶めてはならない。

獲得した栄誉称号が記載されるべきであるにもかかわらず記載されていない場合には、民事主体は、記載するよう請求することができる。獲得した栄誉称号の記載が誤っていた場合には、民事主体は、更正するよう請求することができる。

第 6 章 プライバシー権及び個人情報保護

第 1032 条 自然人は、プライバシー権を享有する。いかなる組織又は個人も、内偵、侵入・攪乱、漏洩、公開等の方式をもって他人のプライバシー権を侵害してはならない。

プライバシーは、自然人の私生活の安寧及び他人に知られたくないプライベートな空間、プライベートな活動及びプライベートな情報である。

第 1033 条 法律に別段の定めがあり、又は権利者が明確に同意する場合を除き、いかなる組織又は個人も、次の各号に掲げる行為を実施してはならない。

- (一) 電話、ショートメッセージ、インスタントメッセージツール、電子メール、チラシ等の方式にて他人の私生活の安寧を侵し攪乱する行為
- (二) 他人の住宅、ホテルの部屋等のプライベートな空間に立ち入り、これを撮影し、又は覗き見る行為
- (三) 他人のプライベートな活動を撮影し、覗き見し、盗聴し、又は公開する行為
- (四) 他人の身体のプライベートな部位を撮影し、又は覗き見る行為
- (五) 他人のプライベートな情報を処理する行為

（六） その他の方式をもって他人のプライバシー権を侵害する行為

第 1034 条 自然人の個人情報とは、法律による保護を受ける。

個人情報は、電子又はその他の方式により記録された、単独で、又はその他の情報と結びついて特定の自然人を識別することができる各種の情報であり、自然人の氏名、生年月日、身分証書番号、生体識別情報、住所、電話番号、電子メールアドレス、健康情報、移動情報等が含まれる。

個人情報中のプライベートな情報にはプライバシー権に関する規定を適用し、規定がない場合には個人情報保護に関する規定を適用する。

第 1035 条 個人情報を処理する場合には、適法・正当・必要の原則を遵守しなければならないが、過度な処理をしてはならず、かつ、次の各号に掲げる条件に適合していなければならない。

- （一） 当該自然人又はその後見人の同意を取得すること。但し、法律又は行政法規に別段の定めがある場合を除く。
- （二） 情報処理の規則を公開すること。
- （三） 情報処理の目的、方式及び範囲を明示すること。
- （四） 法律及び行政法規の規定並びに双方の約定に違反しないこと。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開等が含まれる。

第 1036 条 個人情報を処理する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、行為者は、民事責任を負わない。

- （一） 当該自然人又はその後見人が同意した範囲内において合理的に実施される行為
- （二） 当該自然人が自ら公開した情報又はその他の既に適法に公開された情報を合理的に処理するとき。但し、当該自然人が明確に拒絶し、又は当該情報の処理が当該自然人の重大な利益を侵害する場合を除く。
- （三） 公共の利益又は当該自然人の適法な権益を維持するために合理的に実施されるその他の行為

第 1037 条 自然人は、自身の個人情報の閲覧又は複製を法により情報処理者に対して求めることができ、情報に誤りがあることを発見した場合には、異議を提出し、かつ、更正等の必要な措置を遅滞なく講ずるよう請求する権利を有する。

自然人は、情報処理者が法律若しくは行政法規の規定又は双方の約定に違反して自身の個人情報を処理していることを発見した場合には、遅滞なく削除するよう情報処理者に請求する権利を有する。

第 1038 条 情報処理者は、自身が収集及び保存した個人情報を漏洩又は改竄してはならず、自然人の同意を経していない場合には、当該個人情報を他人に対し不法に提供してはならない。但し、加工を経て特定の個人を識別することができず、かつ、復元することができない場合を除く。

情報処理者は、技術的措置及びその他必要な措置を講じて、自身が収集及び保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、改竄及び紛失を防止しなければならないが、個人情報の漏洩、改竄又は紛失が発生し、又は発生するおそれがある場合には、遅滞なく救済措置を講じ、規定に従って自然人に告知し、かつ、関係主管部門に報告しなければならない。

第 1039 条 国家機関又は行政職能を担う法定機構及びその職員は、職責履行の過程におい

て知り得た自然人のプライバシー及び個人情報に対して秘密保持をしなければならず、これを漏洩し、又は他人に対し不法に提供してはならない。

第5編 婚姻家庭

（省略）

第6編 相続

（省略）

第7編 権利侵害責任

第1章 一般規定

第1164条 本編は、民事権益の侵害により発生する民事関係を調整する。

第1165条 行為者が故意・過失により他人の民事権益を侵害し、損害を与えた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

法律の規定に基づき行為者に故意・過失があることが推定される場合に、行為者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第1166条 行為者が他人の民事権益に損害を与えた場合に、行為者の故意・過失の有無を問わず法律が権利侵害責任を負わなければならないと定めるときは、その規定による。

第1167条 権利侵害行為が他人の人身又は財産の安全に危害を及ぼした場合には、被権利侵害者は、侵害停止、妨害排除、危険除去等の権利侵害責任を負うよう権利侵害者に請求する権利を有する。

第1168条 二人以上が共同して権利侵害行為を行い、他人に損害を生じさせた場合には、連帯責任を負わなければならない。

第1169条 他人を教唆し、又は幫助して権利侵害行為を行った場合には、行為者と連帯責任を負わなければならない。

民事行為無能力者、制限民事行為能力者を教唆、幫助して権利侵害行為を行わせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人が監護の職責を尽くしていなかった場合には、相応の責任を負わなければならない。

第1170条 二人以上が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす行為を行い、そのうち一人又は数人の行為が他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者が特定できるときは、権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者を特定することができないときは、行為者は連帯責任を負う。

第1171条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、各人の権利侵害行為がいずれも全ての損害を生じさせるに足る場合には、行為者は連帯責任を負う。

第1172条 二人以上がそれぞれ権利侵害行為を行い同一の損害を生じさせ、責任の大小を確定することができる場合には、各自が相応の責任を負う。責任の大小を確定することが

難しい場合には、平均して責任を負う。

第 1173 条 被権利侵害者にも同一の損害の発生又は拡大について故意・過失がある場合には、権利侵害者の責任を減輕することができる。

第 1174 条 損害が被害者の故意により生じたものである場合には、行為者は、責任を負わない。

第 1175 条 損害が第三者により生じた場合には、第三者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1176 条 一定のリスクを有する文化スポーツ活動に任意で参加し、その他の参加者の行為によって損害を受けた場合には、損害を受けた者は、権利侵害責任を負うようその他の参加者に請求してはならない。但し、損害の発生についてその他の参加者に故意又は重大な過失がある場合を除く。

活動組織者の責任には、本法第 1198 条ないし第 1201 条の規定を適用する。

第 1177 条 適法な権益が侵害を受けた場合において、状況が緊迫しており、かつ、国家機関による保護を遅滞なく得ることができず、直ちに措置を講じなければその適法な権益に回復困難な損害を受けさせることになるときは、損害を受けた者は、自己の適法な権益の保護の必要範囲内において、権利侵害者の財物を差し押さえる等の合理的な措置を講ずることができる。但し、関係する国家機関による処理を直ちに請求しなければならない。

損害を受けた者の講じた措置が不当で他人に損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1178 条 本法及びその他の法律に、責任を負わない事由又は責任が軽減される事由について別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 2 章 損害賠償

第 1179 条 他人を侵害して人身損害を生じさせた場合には、医療費、看護費、交通費、栄養費、入院食事補助費等の治療及びリハビリのために支出する合理的な費用並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。後遺症が生じた場合には、更に補助器具費用及び後遺症賠償金を賠償しなければならない。死亡させた場合には、更に葬式費用及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第 1180 条 同一の権利侵害行為により多くの人を死亡させた場合には、同一金額をもって死亡賠償金を確定することができる。

第 1181 条 被権利侵害者が死亡した場合には、その近親族は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。被権利侵害者が組織であり、当該組織が分割又は合併した場合には、権利を承継した組織は、権利侵害者に対し、権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。

被権利侵害者が死亡した場合には、被権利侵害者の医療費、葬式費等の合理的費用を支払った者は、権利侵害者に対し、費用を賠償するよう請求する権利を有する。但し、権利侵害者が当該費用を既に支払った場合を除く。

第 1182 条 他人の人身権益を侵害して財産損害を生じさせた場合には、被権利侵害者がこれにより受けた損害又は権利侵害者がこれにより獲得した利益に従って賠償する。被権利侵害者がこれにより受けた損害及び権利侵害者がこれにより得た利益を確定すること

が難しく、被権利侵害者及び権利侵害者において賠償金額についての協議が整わず、人民法院に訴えを提起した場合には、人民法院が実際の状況に基づき賠償金額を確定する。

第 1183 条 自然人の人身權益を侵害し、重大な精神的損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求する権利を有する。

故意又は重大な過失により自然人の人身意義を有する特定物を侵害し、重大な精神的損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、精神的損害賠償を請求する権利を有する。

第 1184 条 他人の財産を侵害した場合には、財産の損害は、損害が生じた時の市場価格又はその他の合理的な方式に従って計算する。

第 1185 条 他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が重大である場合には、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 1186 条 被害者及び行為者が損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、法律の規定に従い、双方に損害を分担させることができる。

第 1187 条 損害が発生した後に、当事者は、賠償費用の支払方法を協議することができる。協議が一致しない場合は、賠償費用は一度に支払わなければならない。一度の支払が確かに困難である場合には、分割で支払うことができるが、被権利侵害者は相応の担保を提供するよう請求する権利を有する。

第 3 章 責任主体の特殊規定

第 1188 条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護の職責を尽くした場合には、その権利侵害責任を減輕することができる。

財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、本人の財産から賠償費用を支払う。不足する部分は、監護人が賠償する。

第 1189 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合において、後見人が後見の職責を他人に委託していたときは、後見人は、権利侵害責任を負わなければならない。受託者は、故意・過失がある場合には、相応の責任を負う。

第 1190 条 完全民事行為能力者が自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせ、これについて故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づき、被害者に対して適当な補償をする。

完全民事行為能力者が飲酒、麻酔薬品又は精神薬品の乱用により自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1191 条 雇用単位の従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、雇用単位が権利侵害責任を負う。雇用単位は、権利侵害責任を負った後に、故意又は重大な過失がある従業員に対して求償することができる。

労務派遣期間において、派遣された従業員が業務上の任務の執行により他人に損害を生じさせた場合には、労務派遣を受け入れた用工単位が権利侵害責任を負う。労務派遣単元に故意・過失がある場合には、相応の責任を負う。

第 1192 条 個人の間で労務関係を形成し、労務提供側が労務により他人に損害を生じさせ

た場合には、労務受入側が権利侵害責任を負う。労務受入側は、権利侵害責任を負った後に、故意又は重大な過失がある労務提供側に対して求償することができる。労務提供側が労務により損害を受けた場合には、双方各自の故意・過失に基づいて相応の責任を負う。

労務提供期間において、第三者の行為により労務提供側に損害がもたらされた場合には、労務提供側は、権利侵害責任を負うよう第三者に請求する権利を有し、補償を与えるよう労務受入側に請求する権利も有する。労務受入側は、補償した後に、第三者に対して求償することができる。

第 1193 条 請負人が作業完成の過程において第三者又は自己に損害を生じさせた場合には、注文者は、権利侵害責任を負わない。但し、注文者は、注文、指示又は選任について故意・過失がある場合には、相応の責任を負わなければならない。

第 1194 条 ネットワーク利用者、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の規定のある場合には、その規定に従う。

第 1195 条 ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して権利侵害行為を行った場合には、権利者は、ネットワークサービス提供者に対して、削除、遮蔽、接続の切断等の必要な措置をとるよう通知する権利を有する。通知には、権利侵害の構成に係る一応の証拠及び権利者の真実の身分情報が含まれていなければならない。

ネットワークサービス提供者は、通知を受けた後に、遅滞なく当該通知を関連するネットワーク利用者に転送し、かつ、権利侵害の構成に係る一応の証拠及びサービス類型に基づいて必要な措置をとらなければならない。遅滞なく必要な措置をとらなかった場合には、損害が拡大した部分について当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

権利者は、誤通知によってネットワーク利用者又はネットワークサービス提供者に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。但し、法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 1196 条 ネットワーク利用者は、転送された通知を受領した後に、権利侵害行為が存在しない旨の声明をネットワークサービス提供者に提出することができる。声明には、権利侵害行為が存在しないことに係る一応の証拠及びネットワーク利用者の真実の身分情報が含まれていなければならない。

ネットワークサービス提供者は、声明を受領した後に、通知を發した権利者に当該声明を転送し、かつ、関係部門に対する苦情申立て又は人民法院に対する訴訟提起ができる旨を当該権利者に告知しなければならない。ネットワークサービス提供者は、転送した声明が権利者に到達した後の合理的期間内において、権利者が既に苦情を申し立て、又は訴訟を提起したとする通知を受領しなかった場合には、自身のとった措置を遅滞なく終了しなければならない。

第 1197 条 ネットワークサービス提供者が、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知り、又は知りうべきでありながら必要な措置をとらなかった場合には、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

第 1198 条 ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、空港、体育館、娯楽施設等の経営場所、公共の場所の経営者、管理者又は大衆的活動の組織者が安全保障義務を尽くさず、他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第三者の行為により他人に損害が生じた場合には、第三者が権利侵害責任を負う。経営

者、管理者又は組織者が安全保障義務を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。経営者、管理者又は組織者は、補充責任を負った後に、第三者に対して求償することができる。

第 1199 条 民事行為無能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合には、幼稚園、学校その他の教育機関が権利侵害責任を負わなければならない。但し、教育、管理の職責を尽くしたことを証明できる場合は、権利侵害責任を負わない。

第 1200 条 制限民事行為能力者が学校その他の教育機関での学習、生活期間において人身損害を被った場合に、学校その他の教育機関が教育、管理の職責を尽くしていなかったときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1201 条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校その他の教育機関での学習、生活期間において、幼稚園、学校その他の教育機関以外の第三者による人身損害を被った場合には、第三者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機関が管理の職責を尽くしていなかった場合には、相応の補充責任を負う。幼稚園、学校その他の教育機関は、補充責任を負った後に、第三者に対して求償することができる。

第 4 章 製造物責任

第 1202 条 製品に欠陥があったことにより他人に損害を生じさせた場合には、生産者は権利侵害責任を負わなければならない。

第 1203 条 製品に欠陥があったことにより他人に損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。

製品の欠陥が生産者によって生じた場合には、販売者は賠償した後で生産者に対して求償する権利を有する。販売者の故意・過失によって製品に欠陥が生じた場合には、生産者は賠償した後で販売者に対して求償する権利を有する。

第 1204 条 運送業者、倉庫業者等の第三者の故意・過失によって製品に欠陥が生じ、他人に損害を生じさせた場合には、製品の生産者、販売者は、賠償した後で第三者に対して求償する権利を有する。

第 1205 条 製品の欠陥が他人の人身、財産の安全に危険を及ぼす場合には、被権利侵害者は、生産者、販売者に対して、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の権利侵害責任を請求する権利を有する。

第 1206 条 製品が流通した後に欠陥があることが発見された場合には、生産者、販売者は、遅滞なく販売停止、警告、リコール等の救済措置をとらなければならない。遅滞なく救済措置をとらず、又は救済措置が不十分で損害を拡大させた場合には、拡大した損害についても権利侵害責任を負わなければならない。

前項の規定によりリコール措置をとる場合には、生産者又は販売者は、被権利侵害者がこれにより支出する必要な費用を負担しなければならない。

第 1207 条 製品に欠陥があることを明らかに知っていながらなお生産、販売し、又は前条の規定に基づいて有効な救済措置をとらず、他人の死亡又は健康への重大な損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第5章 自動車¹交通事故責任

第1208条 自動車¹が交通事故を起こし、損害を生じさせた場合には、道路交通安全の法律及び本法の関連規定に従い賠償責任を負う。

第1209条 賃貸借、使用貸借等により、自動車の所有者、管理者と使用者とが同一人物でない場合に、交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任であるときは、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車の所有者、管理者も損害の発生について故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負う。

第1210条 当事者の間で既に売買又はその他の方法で自動車の譲渡及び引渡しが行われたが、登記を行っていない場合に、交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任であるときは、譲受人が賠償責任を負う。

第1211条 名義借りの形式にて道路運送経営活動に従事する自動車に交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任である場合には、名義借人及び名義貸人が連帯責任を負う。

第1212条 許可を経ずに他人の自動車を運転し、交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任である場合には、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車の所有者又は管理者は、損害の発生について故意・過失がある場合には、相応の賠償責任を負う。但し、本章に別段の定めがある場合を除く。

第1213条 自動車に交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任である場合には、自動車強制保険を負う保険者がまず強制保険の責任限度額の範囲内において賠償をし、不足する部分については自動車商業保険を負う保険者が保険契約の約定に従って賠償をする。なお不足する場合又は自動車商業保険を付保していない場合には、権利侵害者が賠償する。

第1214条 部品を寄せ集めて組み立てた自動車²又は既に廃棄基準に達した自動車を売買又はその他の方法で譲渡し、交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、譲渡人と譲受人が連帯責任を負う。

第1215条 窃盗、強取又は強奪された自動車²が交通事故を起こして損害を生じさせた場合には、窃盗者、強取者又は強奪者が賠償責任を負う。窃盗者、強取者又は強奪者と自動車の使用者とが同一人物でない場合において、交通事故が発生して損害が生じ、それが当該自動車側の責任であるときは、窃盗者、強取者又は強奪者と自動車の使用者とが連帯責任を負う。

保険者が自動車強制保険の責任限度額の範囲で救助費用を立て替えた場合には、交通

¹ 訳注：自動車とは、中華人民共和国道路交通安全法上、「動力装置をもって駆動し、又は牽引し、道路において走行し人員の乗用に供し、又は物品の運送に用い、及び工事専門作業を行う車輪付車両」と定義されており（同法第119条3号）、乗用自動車、トラック等のほかクレーン車等の工事用の車両を含む。

² 訳注：部品を寄せ集めて組み立てた（原文「拼装」）自動車とは、具体的には「廃車のエンジン、ステアリング、変速器、サスペンション、シャーシー（五大パーツ）及びその他の部品で組み立てられた自動車」をいう（「廃車回収管理弁法」（2001年6月16日発布、施行）2条2項）。「中華人民共和国道路交通安全法」等の規定で明確に製造・販売が禁止されている（同法16条1号、100条1項、103条4項）。

事故責任者に対して求償する権利を有する。

第1216条 機動車の運転者が交通事故発生後に逃亡した場合において、当該機動車が強制保険に加入しているときは保険者が機動車強制保険の責任限度額の範囲で賠償を行い、機動車が不明なとき、当該機動車が強制保険に加入していないとき、又は救助費用が機動車の強制保険責任の限度額を超過するときであつて、被権利侵害者の人身の傷亡に関する救助、葬式等の費用を支払う必要があるときは道路交通事故社会救助基金がこれを立て替える。道路交通事故社会救助基金が立替払いを行った後、その管理機構は、交通事故責任者に対して求償する権利を有する。

第1217条 非商用機動車に交通事故が発生して無償搭乗者に損害が生じ、それが当該機動車側の責任である場合には、その賠償責任を軽減しなければならない。但し、機動車の使用者に故意又は重大な過失がある場合を除く。

第6章 医療損害責任

第1218条 患者が診療活動中に損害を被り、医療機関又はその医務者に故意・過失がある場合には、医療機関が賠償責任を負う。

第1219条 医務者は、診療活動において、患者に対して、病状及び医療措置を説明しなければならない。手術、特殊な検査、特殊な治療を実施する必要がある場合には、医務者は、遅滞なく患者に対して医療リスク、代替医療方法等の状況を具体的に説明し、かつ、その明確な同意を取得しなければならない。患者に対して説明することができず、又は説明することが適切でない場合には、患者の近親族に対して説明し、かつ、その明確な同意を取得しなければならない。

医務者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第1220条 生命の危機に瀕している患者に応急手当をする等の緊急の状況により、患者又はその近親族の意見を聴取することができない場合には、医療機関の責任者又は授權された責任者の承認を経て、ただちに相応の医療措置を実施することができる。

第1221条 医務者が診療活動において当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害を生じさせた場合には、医療機関は賠償責任を負わなければならない。

第1222条 患者が診療活動中に損害を受け、次に掲げる状況の一つのある場合には、医療機関に故意・過失があるものと推定する。

- (一) 法律、行政法規、規章その他の診療規範に関する規定に違反したとき。
- (二) 紛争に関する病歴資料を隠匿し、又は提供を拒絶したとき。
- (三) 病歴資料を紛失し、偽造し、改竄し、又は違法に廃棄したとき。

第1223条 薬品、消毒製品、医療器具の欠陥、又は不合格の血液を輸血したことにより患者に損害を生じさせた場合には、患者は、薬品流通許可の保有者、生産者、血液の提供機関に賠償を請求することができ、医療機関に賠償を請求することもできる。患者が医療機関に賠償を請求した場合には、医療機関は賠償をした後に、責任を有する薬品流通許可の保有者、生産者、血液の提供機関に対して求償する権利を有する。

第1224条 患者が診療活動中に損害を受け、次に掲げる状況の一つのある場合には、医療機関は賠償責任を負わない。

- （一） 医療機関が診療規範に適合する診療を行うのに患者又は近親者が協力しなかったとき。
- （二） 医務者が生命の危機に瀕している患者の救助等の緊急の状況において合理的な診療義務を尽くしたとき。
- （三） 当時の医療水準の限界により診療できなかつたとき。

前項第一号の場合において、医療機関又はその医務者にも故意・過失があるときは、相応の賠償責任を負わなければならない。

第 1225 条 医療機関及びその医務者は、規定に従い、入院日誌、カルテ、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録等の病歴資料を記入し、かつ、適切に保管しなければならない。

患者が前項の定める病歴資料の閲覧、複写を求めた場合には、医療機関はこれを遅滞なく提供しなければならない。

第 1226 条 医療機関及びその医務者は、患者のプライバシー及び個人情報を守らなければならない。患者のプライバシー及び個人情報を漏洩し、又は患者の同意を経ずにその病歴資料を公開した場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1227 条 医療機関及びその医務者は、診療規範に違反して不必要な検査を行ってはならない。

第 1228 条 医療機関及びその医務者の適法な権益は、法律の保護を受ける。

医療秩序を攪乱し、医務者の業務、生活を妨害し、医務者の適法な権益を侵害する者は、法により、法律責任を負わなければならない。

第 7 章 環境汚染及び生態破壊責任

第 1229 条 環境を汚染し、生態を破壊したことにより他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1230 条 環境を汚染し、生態を破壊したことにより生じた紛争においては、行為者は、法律の規定する責任を負わない場合又は責任が軽減される場合に該当すること及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。

第 1231 条 二人以上の権利侵害者が環境を汚染し、生態を破壊した場合には、負う責任の大小は、汚染物の種類、濃度、排出量、生態破壊の方式、範囲、程度及び行為が損害結果に与えた作用等の要素に基づき確定する。

第 1232 条 権利侵害者が法律の規定に違反して故意に環境を汚染し、又は生態を破壊して重大な結果をもたらした場合には、被権利侵害者は、相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第 1233 条 第三者の故意・過失により環境を汚染し、生態を破壊した場合には、被権利侵害者は、権利侵害者に対して賠償を請求することができ、第三者に対して賠償を請求することもできる。権利侵害者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第 1234 条 国の規定に違反して生態環境に損害を生じさせた場合において、生態環境が修復可能であるときは、国の定める機関又は法律所定の組織は、合理的期間内に修復責任を負うよう権利侵害者に請求する権利を有する。権利侵害者が期間内に修復しない場合には、国の定める機関又は法律所定の組織は、自ら又は他人に委託して修復を行うことがで

き、必要な費用は権利侵害者が負担する。

第 1235 条 国の規定に違反して生態環境に損害を生じさせた場合には、国の定める機関又は法律所定の組織は、次の各号に掲げる損害及び費用を賠償するよう権利侵害者に請求する権利を有する。

- (一) 生態環境が損害を受けてから修復が完了するまでの期間におけるサービス機能の喪失によってもたらされる損失
- (二) 生態環境機能の永久的な損害によってもたらされる損失
- (三) 生態環境損害の調査、鑑定評価等の費用
- (四) 汚染除去及び生態環境修復費用
- (五) 損害の発生及び拡大の防止に際して支出する合理的な費用

第 8 章 高度危険責任

第 1236 条 高度危険業務に従事して他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第 1237 条 民用核施設にて、又は核施設の核物質の搬出入にて核事故が発生し、他人に損害を生じさせた場合には、民用核施設の運営単位は、権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が戦争、武装衝突、動乱等の状況又は被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 1238 条 民用航空機が他人に損害を生じさせた場合には、民用航空機の経営者は、権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。

第 1239 条 易燃、易爆、劇毒、高放射性、強度の腐食性、高度の病原性等の高度危険物を占有又は使用して他人に損害を生じさせた場合には、占有者又は使用者は、権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第 1240 条 高空、高圧、地下掘削活動に従事し、又は高速鉄道交通機関を使用して他人に損害を生じさせた場合には、経営者は権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できる場合には、責任を負わない。被権利侵害者に損害の発生について重大な過失がある場合には、経営者の責任を軽減することができる。

第 1241 条 高度危険物を遺失し、又は遺棄して他人に損害を生じさせた場合には、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に引き渡して管理させていた場合には、管理者が権利侵害責任を負う。所有者に故意・過失がある場合には、管理者と連帯責任を負う。

第 1242 条 高度危険物を不法に占有して他人に損害を生じさせた場合には、不法占有者が権利侵害責任を負う。所有者、管理者が不法占有を防止するために高度の注意義務を尽くしたことを証明できない場合には、不法占有者と連帯責任を負う。

第 1243 条 許可を経ずに高度危険活動区域又は高度危険物保管区域に侵入して損害を被った場合に、管理者が既に十分な安全措施を講じ、かつ、十分に警告義務を尽くしたこと

を証明することができるときは、その責任を減輕し、又は責任を負わないこととすることができる。

第1244条 高度危険責任の負担について、法律が賠償限度額を定める場合には、その規定による。但し、行為者に故意又は重大な過失がある場合を除く。

第9章 飼育動物損害責任

第1245条 飼育する動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は、権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被権利侵害者の故意又は重大な過失により生じたことを証明することができる場合には、責任を負わず、又は責任を減輕することができる。

第1246条 管理規定に違反し、動物に対して安全措置を講ぜず他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者又は管理者は権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被権利侵害者の故意により生じたことを証明することができる場合には、責任を減輕することができる。

第1247条 飼育が禁止されている気性が激しい犬等の危険動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物の飼育者は、権利侵害責任を負わなければならない。

第1248条 動物園の動物が他人に損害を生じさせた場合には、動物園は、権利侵害責任を負わなければならない。但し、管理職責を尽くしたことを証明することができる場合には、権利侵害責任を負わない。

第1249条 遺棄され又は逃走した動物が、遺棄され又は逃走した期間に他人に損害を生じさせた場合には、動物の元の飼い主又は管理人が権利侵害責任を負う。

第1250条 第三者の故意・過失により、動物をして他人に損害を生じさせた場合には、被権利侵害者は、動物の飼育者又は管理者に賠償を請求することができ、第三者に賠償を請求することもできる。動物の飼育者又は管理者は、賠償した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第1251条 動物の飼育においては、法律法規を順守し、社会道徳を尊重しなければならず、他人の生活を妨害してはならない。

第10章 建築物及び工作物損害責任

第1252条 建築物、構築物その他の施設が倒壊、陥没し、他人に損害を生じさせた場合には、建設単位及び施工単位が連帯責任を負う。但し、建設単位及び施工単位が品質に欠陥がなかったことを証明することができる場合を除く。建設単位、施工単位が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

所有者、管理者、使用者又は第三者の原因により、建築物、構築物その他の施設が倒壊、陥没して他人に損害を生じさせた場合には、所有者、管理者、使用者又は第三者が権利侵害責任を負う。

第1253条 建築物、構築物その他の施設及びそれらの設置物、懸架物が脱落し、又は墜落して他人に損害を生じさせ、所有者、管理者又は使用者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用

者が賠償した後に、その他の責任者がいた場合には、その他の責任者に対して求償する権利を有する。

第1254条 建築物の中から物品を放擲することを禁止する。建築物の中から物品を放擲し、又は建築物の上から物品を墜落させて他人に損害を生じさせた場合には、権利侵害者が法により権利侵害責任を負う。調査を経て具体的な権利侵害者を特定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害可能な建築物の使用人が補償を行う。加害可能な建築物の使用人は、補償を行った後、権利侵害者に対して求償する権利を有する。

不動産サービス企業等の建築物管理者は、必要な安全保障措置を講じて前項所定の状況の発生を防止しなければならない。必要な安全保障措置を講じない場合には、安全保障義務の未履行に係る権利侵害責任を法により負わなければならない。

本条第1項所定の状況が発生した場合には、公安等の機関は、法により遅滞なく調査し、責任者を明確にしなければならない。

第1255条 積上物が倒壊し、転落し、又は滑落して他人に損害を生じさせた場合に、積み上げた者が自己に故意・過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

第1256条 公共の道路上に通行を妨害する物品を積み上げ、倒し、又はばら撒いて他人に損害を生じさせた場合には、行為者は、権利侵害責任を負わなければならない。公共の道路の管理者は、清掃、防護、警告表示等の義務を既に尽くした旨を証明することができない場合には、相応の責任を負わなければならない。

第1257条 林木の切断、傾倒又は果実の墜落等により他人に損害を生じさせ、林木の所有者又は管理者が自己に故意・過失がないことを証明できない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

第1258条 公共の場所又は道路上で掘削し、又は地下施設を修繕・据付をする等して他人に損害を生じさせ、施工者が明確な標示を設置して、安全措置をとったことを証明することができない場合には、権利侵害責任を負わなければならない。

マンホール等の地下設備が他人に損害を生じさせた場合に、管理者が職責を尽くしたことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

附則

第1259条 民法にいう「以上」、「以下」、「以内」及び「満了」には当該数を含み、「未満」、「超える」及び「以外」には当該数を含まない。

第1260条 本法は、2021年1月1日から施行する。「中華人民共和国婚姻法」、「中華人民共和国相続法」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国養子縁組法」、「中華人民共和国担保法」、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国権利侵害責任法」及び「中華人民共和国民法総則」については、同時に廃止する。

（法令原文名称：中華人民共和國民法典）